

平成27年(令)第33号 川内原発事故等差止仮処分申立却下決定に対する即時抗告
事件 (原審・鹿児島地方裁判所平成26年(令)第36号)

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

1 抗告人らの本件抗告をいはずも棄却する。

2 抗告費用は抗告人らの負担とする。

理 由

第1 抗告の趣旨

1 原決定を取り消す。

2 相手方は、相手方が設置している原決定別紙設備目録記載の川内原子力発電所1号機及び2号機を運転してはならない。

第2 事案の概要

以下、略称については、本決定において新たに定めるほかは、原決定のそれに従う。

本件は、抗告人らが、相手方が設置、運転している原決定別紙設備目録記載の川内原子力発電所1号機及び2号機（以下、それぞれ「川内1号機」及び「川内2号機」といい、併せて「本件原子炉施設」という。）は、地震や火山噴火等に対する安全性が著しく不十分であり、地震動や火山噴火による火碎流や火山降下物等の事象により、本件原子炉施設から大量に放射性物質が外部に放出される事故が発生し、抗告人らの生命、身体に危険が生じるおそれがあると主張して、人格権に基づき、本件原子炉施設の運転の差止めを命じる仮処分命令を申し立てた事案である。

原審は、上記事象によって、本件原子炉施設から放射性物質が外部に放出される事が発生し、抗告人らの生命、身体に危険が生じるおそれがあるとは認められないとして、抗告人らの本件仮処分命令の申立てをいづれも却下したこ

とから、これを不服として抗告人らが本件即時抗告をした。

1 前提事実

前提事実は、以下のとおり補正するほかは、原決定の「理由」中「第2 事案の概要」の2に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原決定4頁5行目「である」の後に「。電気協会耐震設計技術指針（TEAG4601-1970）によると、原子力発電所における安全上重要な施設は、建築基準法の3倍（機器・配管系はさらに2割増しの3・6倍）を想定した静的地盤力と設計地盤による地盤動を想定した動的地盤力に対して、変形が弾性範囲に収まるよう設計することとされていた。さらに、安全上特に重要な施設においては、この設計地震の1・5倍の強さの地震波（安全余裕検討用地震動）を用いて安全上の余裕を確認することとされていた。」を加え、
1 2行目「地盤構造」を「地盤構造（地盤の性質に影響を与えるような地盤構造や地形の地域性）」と改める。
- (2) 原決定5頁1行目「(乙101)」を「。旧耐震指針は、地震動を想定するに当たって、活断層や地震地体構造を考えるとされたが、これらは、旧耐震指針策定当時の地質学等の知見を踏まえたものである。また、強震観測記録の蓄積を踏まえ、応答スペクトルに基づく手法が提唱されていたが、この手法も初めて基準地盤動の評価に取り入れられた。旧耐震指針においては、電気協会耐震設計技術指針（JEAG4601-1970）と同様、原子力発電所における安全上重要な施設は、建築基準法の3倍（機器・配管系はさらに2割増しの3・6倍）を想定した静的地盤力と設計用最強地盤に基づく基準地盤動S₁による動的地盤力に対して、変形が弾性範囲に収まるよう設計することとされていた。さらに、安全上特に重要な施設においては、設計用限界地震による基準地盤動S₂及び直下地震による基準地盤動S₂による動的地盤力を用いてその安全機能が保持できることを確認することとされていた。このように、旧耐震指針は、旧耐震指針前から考慮していた過去地震（被害地震歴）

甲第276号証

に加え、活断層や地震地体構造を考慮することとなり、その想定された地震の地盤動評価において応答スペクトルに基づく手法が取り入れられ、地震動の評価手法が高度化されている。(乙101～104, 135)。」と改める。

(3) 原決定5頁14行目末尾に改行して次を加える。

「改訂耐震指針には、平成7年に発生した兵庫県南部地震で得られた知見やその後蓄積された知見を取り入れられている。兵庫県南部地震では、震源断層の直上ではなく、やや離れた南側に「震災の帶」と呼ばれる強震動領域が観測されたが、断層モデルを用いたシミュレーションの結果、震源における断層被覆による進行方向でアスペリティから放出された大きな地震波が重なりあうことで強震動パルスが生成されたことや、断層南側の堆積層により地震波が増幅されたことにより、震源断層から南側に強震動領域が形成されたことが明らかとなつた。このような成果から、震源の破壊過程(震源特性)や震源から評価地点までの地震波の伝播過程(伝播経路特性、サイト特性)を精緻に評価でき、なおかつ、これらの特性を踏まえた地震動の経時的变化を表現する時刻歴波形が得られる断層モデルを用いた地震動の評価手法が注目を浴び、改訂耐震指針には、従前の応答スペクトルに基づく手法だけでなく、この断層モデルを用いた地震動の評価手法も取り入れられることがなつた(乙106, 107, 109, 135)。」

(4) 原決定9頁20行目「委員会」の後に「及び原子力規制庁」をそれぞれ加える。
(5) 原決定10頁16行目「同法2条1項」を「改正前の同法2条」と、24, 25行目を「重大事故対策については、発電用原子炉の設置許可の要件」としたり(同法43条の3の5第2項10号、43条の3の6第1項3号)、保安措置に含める(同法43条の3の22第1項)など、これを原子力発電所に対する安全規制の対象とすることが明確にされたほか、既存の原子力発電所に対

しても、最新の規制基準への適合を義務づけるいわゆる「バックフィット」の制度が導入される(同法43条の3の14, 43条の3の16)などした。」とそれぞれ改める。

(6) 原決定11頁23行目末尾に「その基本的な考え方は、地震や津波などの共通原因による原子力発電所の安全機能の一齊喪失と重大事故へ進展することを防止する対策、万が一に重大事故に進展したりテロが発生した場合の対策を求めるというものであり、そのような觀点から従前の基準の見直し(耐震・対津波性能、電源の信頼性、火災)や、新たな基準の新設(意図的な航空機衝突への対応、放射物質の拡散抑制対策、格納容器破損防止対策、炉心損傷防止対策(複数の機器の故障を想定)、内部溢水に対する考慮、火山、竜巻、森林火災に対する考慮)が行われた(甲148)。」を加える。

(7) 原決定12頁5行目「許可の」の後に「耐震設計方針に關わる」を加える。
(8) 原決定14頁21行目「川内1号機の原子炉」を「本件原子炉施設」と改め、24行目「岩盤」の前に「原子炉基礎」を加える。
(9) 原決定15頁17行目「結果、」の後に「敷地における地盤増幅率は、周辺の観測点に比べて小さい傾向があり、」を加える。

(10) 原決定20頁11行目「して」の後に「(断層の長さを2. 1km延長している。)」を加え、17行目「基本震源モデルの短周期レベルAの値を」を「短周期レベルAの値が、基本震源モデルの地震モーメントM₀に既往の経験式(原決定別表④「Aの算出」に記載される式)を適用して得られる値の1. 5倍になるようアスペリティ実効応力及び背景領域実効応力の値をそれぞれ」と改める。

(11) 原決定21頁22行目「固有周期」の後に「における応答スペクトルの座標点」を加え、24行目「これらの」を「複数の検討用地震に係る」と改める。
(12) 原決定22頁10行目「おおむね」から11行目「傾向」までを削る。

[4] 原決定24頁3行目「震源の規模及び震源の」を「地震の規模及び震源の」と改める。

[4] 原決定27頁23行目「 10^{-3} 」の後に「(この評価基準値は、終局耐力時のせん断ひずみの値である 4×10^{-3} に2倍の安全を考慮して設定されたものである。)」を加える。

[5] 原決定35頁11行目「認可し」の後に「(乙221)」を加え、同行目「現在は」から13行目末尾までを「同年5月22日、同項に基づき、川内2号機に係る工事計画を認可し(乙222)」、同月27日、原子炉等規制法43条の3の24第1項に基づき、本件原子炉施設に係る保安規定変更認可申請を認可した(乙230)。」と改める。

2 爭点

本件の争点は、以下のとおり補正するほかは、原決定の「理由」中「第2事案の概要」の3に記載のとおりであるから、これを引用する。

[1] 原決定36頁14行目末尾に改行して次を加える。

(4) その他の事象により本件原子炉施設が影響を受けける可能性と人格権侵害又はそのおそれの有無(争点4)

(2) 原決定36頁15行目「(4)を「(5)と、同行目「争点4」を「争点5」と、16行目「(5)を「(6)と、同行目「争点5」を「争点6」と、17行目「(6)を「(7)と、同行目「争点6」を「争点7」とそれぞれ改める。

第3 爭点に関する当事者の主張

1 爭点に関する当事者の主張は、原決定48頁25行目「別紙図⑥」とあるのを「別紙図⑥」と改め、後記2のとおり、当事者の当審における追加、補充主張を加えるほかは、原決定の「理由」中「第3 爭点に関する当事者の主張」に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 当事者の当審における追加、補充主張

(1) 本件申立てについての司法審査の在り方(争点1)について

(抗告人の主張)

ア 原子力発電所に求められる安全性

原子力発電所がいかに危険な施設であるかは、福島第一原発事故を想起すれば、異論のないところであり、原子力発電所から放出された大量の放射性物質は、長期間かつ広範囲にわたり、生物に不可逆的な被害をもたらすものであつて、時に、それは地域のコミュニティや社会的関係性をも破壊する。このような大量の放射性物質を伴う重大事故による被害の深刻さに鑑みると、この種被害は、事後的な回復には全くならないのであり、福島第一原発事故のような被害は、万が一にも起こつてはならないべきである。

なお、抗告人は、いかなる意味においても事故を許さないという、いわゆるゼロリスクに基づいた絶対的安全性を主張しているのではない。福島第一原発事故のような過酷事故は絶対に起こしてはならないという限定的な意味において、絶対的な安全性(絶対的な安全性に準じる極めて高度な安全性)を主張しているにすぎない。

ところで、上記安全性は、人権侵害の防止という司法独自の視点に立つて客観的に判断されなければならない。安全性の判断に「社会通念」という基準を持ち込むと、その基準自体が曖昧であるが故に恣意的な判断がされるおそれがあるし、社会通念自体不変的なものではなく、時や場所によって内容が異なり得るものである。そのような社会通念によつて規定された安全性では、福島第一原発のような過酷事故を万が一にも防ぐことができず、安全性の判断基準としては不適当である。

さらに、原子力発電所の安全性の判断に当たっては、行政手続における裁量を広汎に認めるべきではない。裁判手続において、原子力発電所の運転差止めが求められるとき、裁判所が判断すべきことは、科学的に不確かな事柄である過酷事故発生の確率論的な可能性について、そのリスク

を安全とみるか、非安全とみるかという価値的判断であり、これは科学領域の判断ではなく、行政庁の専門的技術的裁量を尊重する必要はないからである。

イ 確明責任を負担について

(ア) 確明責任を事実上転換すべきこと（主張的主張）

原子力発電所は、本来的に危険性の高い施設であって、福島第一原発事故のように大量の放射性物質が外部に放出された場合、とりかえしのつかない深刻な被害を生じさせるのは、上記アのとおりである。原子力発電所では、こうした危険を高度な科学技術を用いて、例外的に抑え込んでいるにすぎない。こうしてみると、原子力発電所は本来的に危険な施設であって、常に事故に至る危険性を率んでいるということが當然性の高い原則的な事実であるといえるのであって、これが安全であるというには例外的な事実であるといべきである。

そうであるならば、原子力発電所が安全であると主張する事業者側に、その安全性の立証責任を負わせるのが正義、公平に適うといべきである。原子炉等規制法が、原子炉の運転を許可としたのもこのようないくつかの規則によるものであるし、原子力発電所が本来的に危険な施設であることは、福島第一原発が原子炉等規制法に基づく安全審査を経た許可を受けながら過酷事故を発生させた事実に照らしても明らかである。また、原子力発電所の事業者は、原子力発電の危険を支配し、それによりつて利益を得ているのであるから、報償責任あるいは危険責任を負つていて考えられる。原子力発電所の安全性については、事業者側がよく知るところであって、上記原子炉等規制法の審査のため相当の資料も保有している。さらには、事業者は、原子力発電所の運転により、環境の現状を安全なものから危険なものに変化させようとしている。こうした諸点に鑑みて、事業者側に原子力発電所の安全性の立証責任を負わ

せるのが正義、公平に適うといべきであり、伊方原発最高裁判決も同趣旨に解されるべきものである。

したがって、本件においても、相手方が本件原子炉施設の安全性、すなわち、万が一にも福島第一原発事故のような過酷事故が発生する危険のないことの説明責任を負つていると解すべきである。

(イ) 説明の程度を軽減すべきこと（予備的主張1）

仮に、上記(ア)のように事実上の説明責任の転換が認められないとしても、上記(ア)のような証拠の偏在の問題や、原子力発電所の運転差止請求において、これを求める側に事故発生による放射線被曝の高度の蓋然性の立証を求め、その請求が真偽不明により認められなかつたにもかわらず、万が一にも過酷事故が発生してしまった場合の被害の深刻さ等といった事情に照らせば、正義、公平の観点から、以下のとおり、説明責任を軽減すべきである。

すなわち、抗告人らにおいて、相手方の安全管理の方法に不備があり、本件原子炉施設の運転により、抗告人らが許容限度を超える放射線を被曝する具体的な可能性があることを相当程度説明した場合には、相手方において、抗告人らが指摘する「許容限度を超える放射線の危険」が存在しないことについて、具体的根拠を示し、かつ、必要な資料を提出して反駁を尽くすべきであり、これがされない場合には、上記「許容限度を超える放射線被曝の危険」の存在が推認されると解すべきである。

(ウ) 立証命題を修正すべきこと（予備的主張2）

また、抗告人らは、説明の負担に關し、予備的主張として、(イ)の主張に加えて、抗告人らが負担する説明の内容は、福島第一原発事故のような過酷事故が発生する具体的危険性があることが、万が一にでもあることで足りると主張するものである。

具体的危険とは、従来、危険発生の高密度な蓋然性がある場合を意味するものと解釈されたが、福島第一原発事故のような過酷事故を経験した現在において、そのように理解されることはない。このような高密度な蓋然性を要求し、具体的危険があるかどうか真偽不明として原子力発電所の運転の差止めを認めなかつた結果が福島第一原発事故であつて、このような程度の安全性しか有しない原子力発電所の運転を認める結論の不當性は明白である。

したがつて、本件のような原子力発電所の差止め請求において立証されるべき「具体的危険」の内容は、「福島第一原発事故のような重大な災害・過酷事故が万が一にも起らぬないようにするためにの高度な安全性に欠ける点があること」であり、具体的危険の程度が相当程度低いものであつたとしても、その可能性があれば足りるといふべきである。敷衍するならば、福島第一原発事故のような重大な災害・過酷事故が発生する可能性、危険性が否定できないといふことが立証命題とされるべきである。

(2) 地震に起因する本件原子炉施設の事故の可能性と人格権侵害又はそのおそれの有無(争点2)について

(抗告人らの主張)

ア 基準地震動は信頼できないものであること

(ア) 10年足らずの間に基準地震動を超過する事例が5回発生していること

前提事実(5)ウのとおり、平成17年から平成23年までの間に、各地の原子力発電所において基準地震動を超過する事例が5件发生了。これららの発生回数を原子炉の数で引き直すと18回になる。福島第一原発事故の前、全国の商業用原子炉の数は50基あつたから、約10年間に延べ500炉年が経過したことになるが、基準地震動を超過したことが

うち18回あつたから、約27.8炉年($=500 \div 18$)に1回基準地震動を超過する計算になる。これまでの耐震設計指針において基準地震動を超過する確率は $10^{-4} \sim 10^{-6}$ /炉年とされていたから、規定と300倍から3000倍以上の差異が生じていたことになる。

その原因は、既往地震の地震動の平均像を基礎とした地震動の算定方策にあるが、このようない算定方法は、従前の基準に基づく算定方法と変わらない。新規制基準の策定に当たつては、基準地震動の具体的な算定ルールについて議論されたが、時間切れで、どこまで規制するかは、原子力規制委員会の裁量に委ねられたが、時間切れで、どこまで規制するかは、(イ) 基準地震動の考え方方は地震学者の支持を得られていないこと 基準地震動は、耐震設計審査指針において、地震学及び地盤工学的見地から「施設の供用期間に極めてまれではあるが発生する可能性がある」地震動として定めなければならないとされており、とりわけ、その超過確率については、基準地震動の「極めてまれ」という定義上本質的なものであつて、純粹な地震統計学的な見地から示さるべきものである。

しかし、地震学の専門家たちは、基準地震動の超過確率は、1万年に1回以下ではなく、それ以上の確率で発生することを認めている(甲3 17, 319, 323, 324)。また、多くの地震学者は、上記「施設の供用期間に極めてまれではあるが発生する可能性がある」最大の地震動の大きさも、その年超過確率も、一般に信頼するに足りる精度で算出することはできないと考えており(甲330, 331)、その理由とされるのは、1万年に1回以下の低頻度の地震の規模や地震動の大きさを探る上で、数百年分の地震の記録や数十年分の地震動の観測記録ではあまりにも少なすぎるということである(甲15, 122, 319, 332)。このように、基準地震動やその超過確率の考え方は、そもそも

も地震学者の間で広く理解され、支持されてきたものではない（甲3-2
8）。

（b）最新の知見の反映がないこと

地震ガイドにおいて、超過確率を参考する際に検討することとされている地震ハザード解析による一様ハザードスペクトルの算定に当たつて、日本原子力学会「原子力発電所の地震を起因とした確率論的安全評価実施基準：2007」（甲3-3）は、前記ア)の基準地震動超過地震が生じた前に策定された基準であり、最新の知見が反映されたものではない。現在、日本原子力学会では、上記知見を踏まえて、基準を見直し、その結果は「原子力発電所に対する地震を起因とした確率論的リスク評価に関する実施基準：201*」（甲3-3-4）としてまとめられパリックコメントにも付されている。地震ガイドは、こうした最新の知見を取り込んでおらず、環辯があるといらるべきである。

（b）小括

以上のとおり、現在の新規制基準における基準地震動やその超過確率は、すでに、その考え方の限界を示す複数の基準地震動超過地震のケースを生み、地震学者の支持も得られていない状態であるにもかかわらず、最新の知見すらも取り込まれていないのであるから、その信頼性は乏しいといらるべきである。

イ 耐震設計は、既往最大ではなく、これを十分に超える値で行うことが求められる

地震という自然現象は、本質的に、理論的に完全な予測をすることが不可能であり、実験ができず過去の事象に学ぶしかない、しかも、低頻度の現象であるから、過去に学ぶべきデータが少ないという三重苦の中で予測するしかない（甲1-5）。したがって、考えられる限りの保守性を盛り込んだ設計基準としての自然現象を想定すべきであり、原子力発電所は、既

往最大の値で耐震設計をしたとしても十分ではなく、これを十分に上回る値で耐震設計をすることが求められるのであり、既往地震の平均像を基に耐震設計をするのでは、原子力発電所の安全性は到底確保できないことになる。そもそも、原子力発電所の原則稼働期間40年の間に、10万年に1回、100万年に1回の規模の自然現象を想定すること、40万年前までの活断層を考慮すること、258万年前までの火山活動を考慮すること等は、設計基準として想定する自然現象に不足があつてはならないという考え方の理である。

ウ 故地ごとに震源を特定して策定する基準地震動について

- （ア）応答スペクトルに基づく手法の問題点
- a 相手方の活断層調査には問題があること
- 相手方がした前提事実(8)イ)ア記載の調査や、これに基づいてした同(エ)の活断層の評価には以下のようないいな問題点がある。
- まず、相手方が調査、評価したという活断層である原決定別紙図①(別紙図③)をみると、断層の多數は、海岸線の近くで途切れてしまつており、まるで海岸線の近くに断層に対するペリアがあるかのようになってしまつて不自然である。その理由について、抗告人らは、原審において、相手方に対して説明を求めたが（抗告人ら準備書面1-1・15頁参照）、相手方はこれに回答していない。
- 海岸線の近くで断層が途切れているのは、断層がないからではなく、相手方の調査結果（例えば、相手方準備書面10・21頁記載のもの）をみると、比較的深度の浅い部分しか検査結果が反映されていないことから、海岸線付近では、海上音波探査の精度が落ちていることが分かるし、経済産業省に設置された検討会においても、同様のことが指摘されている（甲169）。

このように海上音波探査では海岸線付近における断層の探査精度が落ちるという限界があり、相手方が主張する重力調査も、多くの場合、断層を発見することはできないことからすると、相手方の行った断層の調査やその評価には問題があり、その信用性に乏しいといふべきである。

b 活断層の長さからマグニチュードを推定する松田(1975)の関係式に基づく平均像には誤差が大きいこと

松田(1975)の関係式は、観測記録を基に構築されているところ、基になったデータをみると、平均像からのばらつきが大きいことがわかる。たとえば、22個のデータ中、平均像からマグニチュードでいうと0.8大きい地震が1つ存在する。そうすると、このデータを基にする限りでも、約2.3% ($1 \div 22 + 2 \div 0.023$) の確率、およそ4回に1回の割合で、平均像から0.8大きいマグニチュードの地震が起こることになる。

しかし、相手方の地震動評価においては、このような松田(1975)の関係式に内在する誤差の問題を的確に反映しておらず、その結果、地震動が過小に評価されている。

c Noda et al.(2002)の方法に基づく平均像にも誤差が大きく、少なくとも短周期側で平均像の2倍の地震動を想定すべきこと

本件原子炉施設の敷地で観測された地震動の応答スペクトルを見るに、短周期側でも、Noda et al.(2002)の方法に基づく平均像の2倍を超えるものが存在している。この地震動こそが、今後、本件原子炉施設を襲う具体的現実的可能性的ある地震動を表しているのであるから、応答スペクトルに基づく手法により地震動を算定するに当たって、少なくとも既往最大の地震動の値を考慮するならば、上記のとおり平均像の2倍程度の地震動を想定しなければならないはずである。

相手方は、本件原子炉施設近傍に発生した地震による本件原子炉施設での観測記録に基づき解析された解放基盤表面の地震動の応答スペクトルと、同地震につき Noda et al.(2002)の方法を適用して得た本件原子炉施設の解放基盤表面の地震動の応答スペクトルの比率がおおむね全周期にわたって1.0を下回っているので、本件原子炉施設の敷地における観測記録の応答スペクトルより小さい傾向にあると主張する。

しかし、上記観測記録に基づく応答スペクトルと、全国の内陸地震内地震の平均的な応答スペクトルと Noda et al.(2002)の方法を適用して得られる応答スペクトルの比率（内陸補正係数）を比べてみると、前者の比率は、後者に比べて短周期側で上回っており、本件原子炉施設近傍で発生する地震の特性は、むしろ内陸地震内地震としては全国の平均よりも評価すべきであって、内陸補正係数による補正是できないといふべきである。したがって、内陸補正係数による補正を行わないことは、安全側に評価したことにはならないといふべきである。

原決定は、内陸補正係数を用いないことをもって、余裕を確保することにつながるとも説示しているが、補正係数を用いないのは、新潟県中越沖地震の教訓から震源特性を1.5倍にするためであり、Noda et al.(2002)の耐震スペクトルに補正係数を用いないことをもつて殊更に余裕を確保していると見ることはできない。新潟県中越沖地震の教訓からすれば、応答スペクトルに基づく手法による地震動の評価に当たっては、まず、Noda et al.(2002)の方法によって得られた平均像に上記1.5倍の補正を施し、上記のとおり本件原子炉施設の敷地におけるばらつきを考慮して更に2倍して評価することが、真に余裕を確保する立場であるといふべきである。

- d 相手方の考慮した不確かさは十分ではないこと
相手方は、応答スペクトルに基づく手法においても、断層の長さや震源断層の広がり、断層傾斜角やアスペリティの位置について不確かさを考慮していると主張する。
- しかし、その不確かさを考慮して相手方が策定したという応答スペクトル（相手方準備書面9・84頁図4-4）をみると、地震動の大きさは、不確かさを考慮していない場合と大差はない。上記b, cで指摘した平均像を用いることによる誤差が数倍に及ぶことに照らせば、相手方が考慮したという不確かさはごくわずかであって、ほとんど意味がない。地震動を過小評価していくことに変わりはないといふべきである。
- また、相手方が余裕と主張する断層の長さは、本来、信用性の高い専門家集団である地震調査委員会の調査結果との差にすぎず、地震調査委員会は、市来断層構市来区間にては、重力異常の存在を認めより西方に断層を伸ばし、壊断層帯飯田区間及び市来断層帯飯田海峡中央区間にては、断層の運動を認めたことによるものであるから、これを考慮するのは当然であって、安全側の余裕であるとはいえない。
- (1) 断層モデルを用いる手法の問題点
- a 断層モデルにおける相手方の考えが誤りであること
相手方は、断層モデルにおいて、地震波は、震源から水平方向に解放基盤表面直下まで伝播し、そこから鉛直に解放基盤表面まで伝播するというモデルを提示している。
- しかし、本件原子炉施設近傍で生じた地震につき、わざか100mしか離れない川内1号機及び川内2号機の敷地で観測されたそれぞれの地震動に係る応答スペクトルは、同一ではなく、同一周期で2倍程度の加速度の差が生じているものもある。これは、地震による増

- d 幅（減衰）の差異（サイト特性の差異）によるものであることが明らかである。また、平成21年8月11日の駿河湾地震において、浜岡原発5号機は、他の原子炉施設より大きく述べた。その原因として説明されたのが、同号機付近の地下のレンズ状の低速度層による地震波の增幅だったが、増幅が生じるのは敷地の北東方向から伝播していく地震波のみであった。
- もし、地震波の伝播経路が相手方の提示するモデルのとおりであれば、上記のような現象は説明ができない。このことは、むしろ、相手方が提示する地震波の伝播経路の考えが誤りであることを示している。地震波は、鉛直にやつくるのではなく、それぞれ異なる斜め下方からやってくるのである。
- 以上のとおり、相手方による地震動の推定は、本件原子炉施設のサイト特性の差異について全く考慮していないところ、地震動推定におけるサイト特性の差異による誤差は極めて大きいから、この差異を考慮しないでされた耐震設計はおよそ不十分なものとなっている。
- b 地表の断層の長さから地下の震源断層の長さを推定することの不確実性を考慮していないこと
- 松田(1975)の関係式の基礎データとなる14地震中、3地震が地表の断層の長さを超える長さの震源断層面であったことからも、事前に、地表の断層の長さから震源断層面の長さを推定することは困難であり、これを推定するに当たっては、少なくとも、上記3地震のうち、震源断層面の長さが地表の断層の長さの約3倍になった昭和18年鳥取地震と同程度の不確実性を考慮する必要がある。
- c 基本震源モデルの策定において、相手方が採用した平均応力降下量とアスペリティ実効応力は過小であること
これらの値は、本件原子炉施設の敷地において最も大きな揺れを観

測したという平成9年5月鹿児島県北西部地震の観測値から算出されたものであるところ、本件原子炉施設において強震計による地震動が観測され始めてからわずか30年ほどの間の地震の中で最も強い揺れだったというにすぎず、これらが、今後、本件原子炉施設で生じ得る最大の地震動に係るパラメータといえるわけがない。

相手方は、菊地正幸・山中佳子「97年3月26日鹿児島県薩摩地方の地震の震源過程」(1997) (以下「菊地・山中(1997)」といふ。) (乙248の1, 2) で示された平成9年5月鹿児島県北西部地震における地震モーメント ($M \times 10^{17} \text{Nm}$) を基に、アスペリティ実効応力 (15.9 MPa)、平均応力降下量 (5.8 MPa) を順次計算しているが、上記地震規模の数値は、他の解析機関が示した数値よりも過小になっていることから、算出されたアスペリティ実効応力や平均応力降下量の値も過小に算出されていると言わざるをえない。このことは、国内で発生しているM7クラスの地震のアスペリティ実効応力の値が20～30 MPaのものが多く、また、過小評価の結果、検討用地震の市来断層帯市来区間の震源モデルにおいては、アスペリティ断層面積比が36.5%となり、平均値である15～27% (甲17) に比べて格段に多くなっていることに明らかなである。

相手方は、要素地震として昭和59年8月15日九州西側海域地震の観測記録を用いているが、その際に用いた地震モーメント ($M \circ$) は、「the Global GMT Project」という解析機関が明らかにした数値を採用しているのであるから、検討用地震と要素地震の間の関係を一致させたため検討用地震の地震モーメントも上記解析機関の数値である $1.42 \times 10^{18} \text{Nm}$ を採用すべきである。この数値を用いて基本震源モデルにおけるアスペリティ実効応力を求めると25.1 MPaとなり、相手方の求めた15.9 MPaは明らかに過小である。

- d 久倉・三宅(2001)の関係式に基づき断層面積から地震規模を推定すると過小評価になること
相手方は、上記関係式を用いて断層面積から地震規模を算出しているが、上記関係式は、国内地震データを一部含むものの、大半は北米大陸の地震データを基に作成されており、その結果、上記関係式を用いて、国内の断層面積から地震規模を推定すると、他に提唱されている関係式よりも過小に算出されることが指摘されている (甲209, 300)。したがって、相手方が推定した地震規模は過小評価であると言わざるをえない。
- e グリーン関数による地震動の推定には誤差が生じること
相手方は、基本震源モデルにつき、平成9年5月鹿児島県北西部地震を要素地震として、経験的グリーン関数法による地震動評価をしたところ、本件原子炉施設における上記地震の観測記録をおおむね再現できたとしている (甲12, 乙120)。
- しかし、その再現スペクトルを見ても、EW(東西)方向について、観測記録は、上記再現結果の数値の2～3倍の加速度に達しており、おおむね再現されているとは到底いえない。このことは、経験的グリーン関数も含む断層モデルを用いた地震動の評価が信頼性を有しない手法であることを示している。このような手法を用いて原子力発電所の安全性を評価しようとするには、誤差を十分にとった安全側の推定をしなければ、原子力発電所の耐震設計上の安全を確保することはできないというべきである。
- f 検数のアスペリティで唯一でない応力降下量を想定すべきであること
能登半島地震をシミュレーションした北陸電力株式会社が策定した断層パラメータでは、2つのアスペリティで応力降下量が大きく異なり、相手方の求めた15.9 MPaは明らかに過小である。

つていた。また、新潟県中越沖地震でも、3つのアスペリティの応力降下量が、全て同じじうわけでなかったことが知られている（甲206）。このように、実際に発生する地震においては、複数のアスペリティの応力降下量が全て同一であることはなく、一つのアスペリティの応力降下量が、他よりも相当大きくなることもあります。されど、そのようなアスペリティの応力降下量に違いを設けた震源モデルが策定されるべきである。とりわけ、地震動の大きさは、応力降下量のほか、アスペリティとの距離にも大きく左右されることからすれば、原子力発電所の敷地に最も近いアスペリティに格段の応力降下量を割り付けた震源モデルが策定されなければならず、それをせずに策定された震源モデルに基づく地震動評価は過小であると言わざるを得ない。

この点につき、相手方が策定した基本震源モデルは、複数のアスペリティを想定しているものの、いずれも1.5、9 MPaの応力降下量を当たした震源モデルは策定されていない。したがって、このような震源モデルに基づいて策定された基準地震動も過小評価である。

不確かさ考慮モデルにおける応力降下量の不確かさの考慮が不充分であること

平成9年5月鹿児島県北西部地震の応力降下量が本件原子炉施設付近の断層で生じる応力降下量と同じになるはずがない。震源特性にはばらつきがあるのであるから、単にアスペリティ実効応力や背景領域実効応力を1.25倍する程度では足りない。

壇ほか(2001)の経験式(乙14.2)には、もともとばらつきがあり、平均値の3倍程度の値を示すものもあるのだから、アスペリティ実効応力や背景領域実効応力を1.25倍して求められる短周期レベルA

の値を、基本震源モデルにおける上記経験式によって求められる短周期レベルAの値の1.5倍としたところで不十分である。

なお、相手方は、佐藤(2010)(乙8)の知見を援用して、逆断層型の地震の短周期レベルAの平均像は、壇ほか(2001)の経験式で導かれる内陸地震の短周期レベルAの平均像より大きく、横ずれ断層型の地震の短周期レベルAの平均像は、上記内陸地震内地震の短周期レベルAの平均像より小さいなどと主張しているところ、上記知見によれば、平成9年5月鹿児島県北西部地震における短周期レベルAは、横ずれ断層型の地震の短周期レベルAの平均像より小さいものとされている。そうでありながら、相手方は、他方において、平成9年5月鹿児島県北西部地震の観測値から導き出している短周期レベルAは、基本震源モデルにおいて壇ほか(2001)の経験式で導かれる値の1.2倍、不確かさ考慮モデルにおいては、上記経験式で導かれる値の1.5倍などとしており、自らが採用した佐藤(2010)の知見と相矛盾した主張をしており、これら相手方の主張の信用性は乏しいといふべきである。

また、不確かさを考慮する際、地震ガイドは、新潟県中越沖地震の教訓を踏まえてスペリティ実効応力及び短周期レベルを設定することを求めており（地震ガイド・3・3・2(4)②），基本震源モデルのパラメータを確定させたのち、これらのパラメータのうち短周期レベルAと平均応力降下量を1.5倍するという趣旨である。これに対して、相手方は、アスペリティ実効応力と背景領域実効応力を1.25倍しかしておらず、審査ガイドの要請を満足していない。このようすに相手方が策定した応力降下量は、不確かさが十分に考慮されていないといふべきである。

エ 地震ガイドにおける震源を特定せず策定する基準地震動について
（ア）地震ガイドにおける震源を特定せざる短周期レベルA

の解説の記載を踏まえると、どの原子力発電所においても、いかなる詳細な調査をしても事前に知ることはできない歴史直下の断層から、Mw 6.5 未満の地震動が発生するおそれがないことから、その程度の規模の地震が數回直下で発生することを想定して耐震設計を求める点に、震源を特定せず策定する基準地震動を求める意義がある。

そうであるならば、地震ガイドに列挙された 1.6 の地震の観測記録をそのまま用いることは不十分であり、震源を特定せず策定する地震動の高義を踏まえて、Mw 6.5 の地震規模に置き換えて地震動を評価する必要がある。この点、相手方が上記 1.6 の地震から選択した留萌支庁南部地震の Mw は 5.7 であるから、Mw 6.5 の地震規模に置き換えると、想定すべき地震モーメント Mo は、Mw 5.7 の地震の約 1.6 倍 (Mw が 0.2 上がるたびに、 Mo は 2 倍になる) であり、短周期レベル A の値は 2.51 倍となる。そうすると、相手方が震源を特定せず策定した地震動は最大加速度 620 cm/s^2 だから、少なくとも、その 2.51 倍の最大加速度 1556.2 cm/s^2 の地震動を策定しなければならないはずである。

(イ) また、地震ガイドに挙げられた 1.6 の地震中、Mw 6.5 未満の 1.4 の地震につき、留萌支庁南部地震の観測記録を超える地震動を有する地震が存在する可能性は否定できないし、本件観測点の地震動が留萌支庁南部地震の最大地震動ではないこと（甲 27, 308）を踏まえると、相手方が策定した基準地震動の最大加速度 620 cm/s^2 が過小であることは明らかである。

(ウ) また、地震ガイドでは、「各種の不確かさを考慮」することになつてはいるが、この「各種の不確かさ」とは、はぎとり解釈の場面でばらつきを考慮すれば足りるといふものではない。このことは、新規制基準策定に当たつて作られた「老電用陸水型原子炉施設の地震・津波に関する新安全設計基準に関する検討チーム」の第 7 回会合で、藤原広行行政法人防災科学技術研究

所社会防災システム研究領域長が「単なるモデルパラメータだけではなくて、(中略)いろいろ不確かさを考慮してということをせひとも入れていただきたいと思います。」と発言して、地震ガイドの震源を特定せず策定する地震動において、「不確かさの考慮」に「各種の」が付け加えられたという経緯からも明らかである。

しかし、相手方が震源を特定せず策定した地震動では、はぎとり場面でしかばらつきが考慮されておらず、不確かさが十分に考慮されていないのであり、この点においても、相手方の策定した基準地震動は過小であるといえる。

オ 年超過確率の確率論的安全評価について

- (ア) 年超過確率は参照程度の意味しか有さないこと
相手方は、基準地震動の年超過確率を $10^{-4} \sim 10^{-5}$ / 年としているが、そのような長期間の確率を算出するためには、同程度の観測データの蓄積が必要であるが、相手方の年超過確率の評価はそのようなデータに基づいておらず信頼性に乏しく、地震ガイドにおいて位置付けられているように、単なる参照としての意味しか有しない。
- (イ) 意識的な操作がされる可能性があること
さらにも、上記のとおり年超過確率は、科学的根拠に基づいた合理的な算出が不可能であることが影響し、恣意的な算出が比較的に容易である。地震ガイドにおいて、超過確率を参照することとされていいる地盤ハザード解析による一様ハザードスペクトルの算定に関する「原子力発電所の地震を起因とした確率論的安全評価実施基準：2007」(甲 33) は、電力会社や大手建設会社の社員が作成に関与しており、電力会社と大手建設会社の利益優先で作られている可能性が高い。しかも、上記評価実施基準に当てはめて年超過確率を算出しているのも原子力発電所の事業者たる相手方自身であって、初めから高い頻度が算出さ

れるることは期待できない。この点からも相手方が算出した年超過確率は信用性に乏しいといえる。

(イ) 我が国の基準地震動超過確率は国際的な基準に合致していないこと

平成15年に国際原子力機構（IAEA）が施行した「原子力発電所の耐震設計と認定」と題する安全指針では、設計基準の地震規模として、

発生頻度が $10^{-3} \sim 10^{-4}$ (平均) , $10^{-4} \sim 10^{-5}$ (メジアン) と設定する考え方が示されている。しかし、前記ア(イ)のとおり、我が国においては、10年足らずの間に基準地震動を超過する事例が5回発生しており、約27、8炉年に1回の頻度で基準地震動の超過が発生していることからすると、このような年超過確率は、上記国際基準に合致していないことは明らかである。また、本件原子炉施設のハザード曲線と、本件原子炉施設よりはるかに地震が起きにくい地盤に建てられているアメリカのワッシャー原子力発電所のハザード曲線とを比較してみると、 $10^{-4} \sim 10^{-5}/\text{年}$ という低頻度で起こり得る最大の地震動は、両者ともさして変わりはない。このことは、本件原子炉施設における年超過確率の算定が低頻度の地震動においては甘いことを意味しており、我が国の年超過確率の算定レベルは、アメリカの水準にも及んでいないことを示している。

(エ) 領域震源モデルに基づく評価について

相手方のした領域震源モデルの評価は、現実に発生した2つの地震を取り上げて、この2つの地震のマグニチュードを上限とする多数の地震を考え、地震規模と発生頻度との関係式を用いて発生頻度を導き、一方で、ある領域においてこれらの地震がどこに発生するか分からぬとして、領域全体に発生頻度を薄く平均的に分布させて、機械的に確率を評価するものにすぎない。要するに、相手方が用いた領域震源モデルの超過確率の評価は、機械的形式的な確率評価でしかなく、現実の発生頻度

との誤差も不明なものでしかない。他方、震源を特定せざる震源とする地震動は、事前に想定できないからこそ策定するのであって、上記のような確率論的な評価に本来にならないものである。つまり、領域震源モデルにおける超過確率は、震源を特定せざる震源とする地震動の超過確率とは無関係なものである。

(オ) 相手方の年超過確率算定手法の問題点

相手方が算定した年超過確率の算定手法には、以下のような問題点もある。

地震調査研究推進本部地震調査委員会の「全国地震動予想地図2014年版～全国の地震ハザードを概観して～付録-1」(甲340)には、松田(1975)の関係式を用いて地震規模を推定する場合、同関係式を導出する際に用いられたデータに含まれるばらつき程度の不確実性が予想されるとの記載があり、特定震源モデルにおいて、断層の長さから地震規模を推定する場合には、そのばらつきを考慮すべきところ、相手方はこれをしていないし、そもそも、前記ウ(ア)のとおり活断層の調査も十分であるといえないのであるから、その不確実性も考慮すべきである。さらに、上記書籍では、震源断層が特定されていない場所で発生する地震について、本件原子炉施設のある地域を含めて最大マグニチュード7.3を定めているが、相手方が設定した最大マグニチュードは6.8にすぎない。

また、相手方は、大正3年の淡島地震(マグニチュード7.1), 平成9年の鹿児島県北西部地震(マグニチュード6.6)という過去の地震記録から、それぞれのマグニチュードに1/4ずつの重み付けをしているが、そもそも1万年から10万年に1回以下という低頻度の現象の確率を算定するのに、たしかに100年前や20年前の地震を選定する合理的な理由が乏しく、地震規模の不確実性への配慮があまりにも欠けて

いる。上記のような長期間にわたる地震の確率計算をするならば、さらに巨大な地震を想定すべきである。

(カ) 小括

以上のとおり、年超過確率の確率論的安全評価という考え方自体や、相手方のした年超過確率の算定手法には様々な問題があるのに、原子力規制委員会の適合性審査はきわめて杜撰であると言わざるをえず、この点から見ても、本件原子炉施設の安全性は欠けているといふべきである。

カ 本件原子炉施設の耐震裕度について

相手方が主張する本件原子炉施設の耐震設計上の裕度という概念は、次のとおり、基準地震動を超える地震動に対して、安全性を担保するものとはいえない。

(ア) すなわち、本件原子炉施設の評価基準値は、弾性変形ではなく塑性変形レベルの応力に設定されているが、このようなぎりぎりの条件を設定するのは、原発の耐震設計基準の安全性という点から問題があるし、機器・配管の評価基準値が、破断応力の3分の2の応力に設定されているのは、設計、施工に内在する各種不確定要素を考慮した必要不可欠な安全代であって、その余裕を基準地震動を超える地震動のための余裕として考慮することは許されない。

(イ) そもそも、応答解析の解析値は、あくまで計算上の値であり、実際に原発の構造物に作用する力は地震が起こつてみなければわからず、したがって、常に解析値や評価基準値が実際の力を上回るとは限らない。相手方の解析は、その計算条件等が明らかにされていない上、モデル化の困難性等による設計ミスを除外しているから、保守的なものとなつているか疑わしい。

(ウ) 相手方は延性破壊以外の破壊モードは考慮していないが、①蒸気発生器支持構造物の脆性破壊、②原子炉格納容器の座屈、③接合部の損傷のことが必要であって、これが原子力安全における多重防護（深層防護）

おそれも考慮すべきである。

(エ) さらに、余震によって、機器、配管のサポートが損傷し、機器・配管の固有周期が長周期側にずれ、それと共に振する余震の地震動を受けて応力が大きくなり、さらに損傷が拡大するおそれがある。また、基準地震動を超える地震動で機器・配管が損傷した直後に、基準地震動を超える余震によって、さらに損傷し、重大事故に至ることも考えられる。

キ 重大事故発生の具体的危険性について

(フ) 多重防護の考え方に基づいた安全確保対策について

a 多重防護（深層防護）の考え方

原子力施設の移転には、放射性物質の放出という固有のハザードがある。万が一、大量の放射性物質が放出される事故が発生した場合は、広範囲かつ長期間にわたって、人体や環境に深刻な影響を及ぼすという特徴をもつている。福島第一原発事故のように放射性物質が大量に放出されてしまうと、周辺住民への放射線影響を防ぐための避難や居住制限などの施策を講ずる必要が生じ、社会的に大きな影響を及ぼすことになる。このような原子力固有の特徴を踏まえて、放射性物質の放出や放射線影響の頭在化を徹底的に防ぐため、原子力安全を確保する取り組みが必要である。

原子炉施設における放射性物質が制御されずに環境に放出される原因を考える場合、放射性物質が環境に放出されて人体に影響を与えるまでの現象には人知の及ばない振る舞いが存在し得るものであり、その現象への対策の効果には必ず不確かさが生じる。したがって、一つの対策を講じるだけでは、放射性物質の放出や放射線影響の頭在化を防ぎきれないことがあり、原子力安全の実効性を高めるためには、不確かさを考慮して、互いに独立した複数の対策を多層的に講じておくことが必要である。

の概念である。

多重防護（深層防護）の考え方方に立てば、従来の3層の防護に加えて、過酷事故対策（4層目）及び防災対策（異常な放射性物質からの公衆の隔離）（5層目）の5層の防護が求められるのであり、それが国際的な基準である。そして、過酷事故対策においては、安全系と非安全系という単純な区分けで考えるのではなく、保守的にあらゆる事態を想定して対応を考えるべきであり、事故シナリオの選定として信頼性のある確率論を探用し、選定されたシナリオに対する評価において、事故対応を担保した場合と担保しない場合に対して行うべきである。しかるに、新規制基準は、多重防壁の5層目を欠いている上、4層目についても、設計に共通要因故障を想定した内容が盛り込まれず、可搬設備での対応を基本としたアクティブな安全確保策となつていて。そして、我が国の過酷事故評価は、事故シナリオとして決定論によって恣意的と疑われる仕方がないものが選択され、その先の進展過程においては復旧活動が担保されたものとなつている。

相手方は、過酷事故対策の条件として、「大破断LOCA（冷却材喪失事故）+ECCS（非常用炉心冷却設備）注入失敗+格納容器破裂注入失敗+SBO（全交流電源喪失）」を想定シナリオの一つとして定めているが、原子力発電施設にとって最大の脅威となり得るのは、非安全系である所外電源喪失が起因となる全交流電源喪失（SB0）であり、また、強制で肉厚の大口径配管の破断（LOCCA）よりも主蒸気配管破断の方が材質的にもサイズ的にもはるかに発生しやすいためと考えられるから、格納容器バイパス事故「SBO+SGTR（主蒸気管破裂管破断）+当該SG（蒸気発生器）隔壁失敗（MSIV（主蒸気隔壁弁）閉止不能又はSRV（遮蔽安全弁）開通着）」等をシナリオとして想定すべきである。

- b) 外部電源設備及び主給水ポンプは少なくとも基準地震動に対する安全性を有しなくてはならないこと
- 外部電源設備及び主給水ポンプは、基準地震動に対する耐震性を有していないところ（甲5-4）、これらが失われた場合、炉心の冷却は、非常用電源設備及び補助給水設備に頼らなければならなくなるが、これでは、基準地震動に対する改善の策がないと同じであつて、多重防護の考えと相容れない。
- c) 使用燃料ピットについて
- 使用燃料ピットは、基準地震動に対する耐震性を有していないが、多重防護の考え方からすれば、この施設も堅固な施設に囲い込まれ、プールの冷却設備は少なくとも基準地震動に対する耐震安全性を有しなくてはならない。
- d) 余震による炉心損傷のリスクがあること
- 相手方は、本震を上回るような余震が発生する可能性は低い、本震後、原子炉はトリップされ、運転基準にしたがい通常運転に移行するため、余震が発生したとしても影響はないなどとして、余震の存在を考慮していない。しかし、本震を上回る余震によって本件原子炉施設の機器等の損傷が進む可能性は否定できない上、巨大本震に伴う余震による地盤運動が断続的に続く場合、巨大地震によって発生した事象への対応に支障が生じ、深刻な事故に至る危険性は確実に増加することになるのであるから、相手方のような考えは多重防壁の否定である。
- (イ) 水蒸気爆発や水素爆発の危険があること
- 炉心の冷却に失敗して、メルトダクションが懸念される事態になつたとき、相手方の過酷事故対策のシナリオでは、炉心への注水をあきらめ、格納容器スプレイにより原子炉格納容器内に水を散布して、格納容器下部キャビティに深さ約1.3mのプールを作り、そこへ原子炉圧力容器を貫

通した溶融核燃料を落とさせてプール内で冷却することになっている。

しかし、高温の溶融核燃料が水と接触した場合、プール内の水が瞬時に蒸発して、水蒸気として体積が爆発的に膨張するという物理現象が発生する。これが水蒸気爆発である。また、高温になつた燃料被覆管の構成成分であるジルコニウムや他の金属成分と水との化学反応、あるいは放射線による水の分解、さらに、溶融した核燃料が原子炉格納容器床のコンクリートを侵食して発生する水及び炭酸ガスとジルコニウムの酸化還元反応により、いずれもも大量の水素が発生し、これが原子炉格納容器内の酸素と急速に反応して爆発を起こす。これが水素爆発であり、福島第一原発事故においては、原子炉建屋がこの水素爆発で破壊された。

このような水蒸気爆発や水素爆発が起つた場合、原子炉格納容器が破損して、放射性物質が外部に放出されてしまうことになる。

なお、水蒸気爆発は、条件によって発生したり発生しなかつたりする複雑な現象であるが、例えば、韓国原子力研究所のTROI装置を使つた実験では、6回のうち4回は激しい水蒸気爆発が発生しており、そのリスクを無視してよいような現象ではない。

しかし、相手方は、水蒸気爆発や水素爆発に対して何らの対策を講じておらず、かえって、水蒸気爆発や水素爆発のリスクのあるような冷却シナリオを想定している。

(イ) 免震重要核新設計画の撤回について

設置許可基準規則において、設計基準事故及び設計基準事故を超える事故が発生した場合に、対策要員が必要な指令を發したり、関係各所と通信連絡し合い、必要な対策を行うための要員を收容したりするなどの機能を發揮できる緊急時対策所を要求している(同規則34条、61条)。

設置許可基準規則解釈では、上記61条の緊急時対策所の要件を満たすために要求される機能のひとつとして、免震機能あるいはそれと同等の

機能を有することを求めている。

こうした免震機能を有する緊急時対策所は免震重要棟と呼ばれるが、免震重要棟は、新潟県中越沖地震における柏崎刈羽原発の教訓から福島第一原発、同第二原発に設置されたものであつて、東北地方太平洋沖地震における福島第一原発事故の際、事故対策に重要な役割を果したことから、新規制基準においてその設置が求められるようになつた。

この点につき、相手方は、本件原子炉施設の再稼働申請ににおいては、免震重要棟を平成27年度に新設し、そこに緊急時対策所を設置する計画を示しており、原子力規制委員会は、このような計画を前提として新規制基準への適合性審査を行い、本件原子炉施設の設置変更についての許可を行つた。ところが、相手方は、平成27年12月17日、上記免震重要棟の設置計画を撤回し、緊急時対策所の機能を地上階耐震構造の代替緊急時対策所に、支援機能は、建設予定の耐震支援棟に担わせる旨の発表を行つとともに、その旨の原子炉設置許可変更申請を行つた。

しかし、相手方の上記設置許可変更申請に係る施設は、耐震構造しか有しないため、建物の損壊は免れたとしても、揺れによつて施設内の機器や備品等が散乱等するとともに、緊急時対策所の要員の心理的動搖を招くなどの対策現場の土気の低下をもたらすおそれもあり、円滑な事故対策の遂行に支障を來すおそれがある。アメリカに比して我が国の緊急時対策所が有すべき種々の機能の立ち遅れが専門家から指摘されているところであり(甲316)、こうした点から見れば、もはや、緊急時対策所が免震機能を有すべきことは、前記設置許可基準規則の定めにかかる必ず必須というべきであり、これを撤回する相手方の設置許可変更申請は法的に許されず、本件原子炉施設の重大事故に係る相手方の対処能力は、福島第一原発及び第二原発を重要な部分で下回るものである。

(相手方の主張)

ア 活断層調査について

相手方は、未成熟な活断層の場合、地下の断層面が地表に現れないことがあるという意見を踏まえ、地質調査結果による地質構造や重力異常などの地球物理学的調査結果を合わせて、地下深部の構造を総合的に検討して断層の長さを評価したものではない。具体的には、リニアメント・地質断層や更新世後期の地層の高さ差の有無、断層を挟んだ地質構造の違い等を検討した上で、断層の長さを決定している（乙245）。

また、本件原子炉施設の敷地付近に活断層が存在しないという相手方の調査結果は、文献上（乙138～140）も裏付けられているほか、海上音波探査の精度を指摘する抗告人らの主張も、相手方が探査した海域は、探査するのに十分な水深があるのであり、失当である。

イ 応答スペクトルに基づく手法の問題点について

松田（1975）の関係式の基礎となつた14地盤のデータは、最新の知見（平成15年に気象庁によって再評価されたマグニチュードM）に基づいて見直すと、平均像とよく整合している（乙244）。なお、相手方は、地下の震源断層の長さに基づいてマグニチュードMを算定しているのであり、上記データのうち、地表の断層の長さに係るものとの平均像との乖離は問題とならない。

また、相手方は、松田（1975）の関係式やNoda et al.(2002)の手法などの経験式に含まれる誤差を十分に意識して地震動を評価している。具体的には、断層の長さや幅、斜角、短周期レベルAなどの震源パラメータ、アスペリティの位置や破壊開始点について十分に安全側になるよう評価している。

さらに、「不確かさ」を考慮することにより安全側に評価している。また、Noda et al.(2002)の手法に基づいて地震動を評価する際には、安全側の評価となるよう観測記録の比率による補正（低減）を行なっていない。

ウ 断層モデルを用いる手法の問題点について

- (ア) 基本震源モデルにおいて設定した震源パラメータについて、震源パラメータが把握できる最大の地震である平成9年5月鹿児島県北西部地震の観測記録を基に平均応力降下量等の震源パラメータを設定しているが、十分に安全側に評価しているものである。すなわち、一般的な強震動予測レシピに基づいて算定される平均的な震源パラメータと比較すると、短周期レベルAで約1.2倍、地震モーメントMoで約1.9～2.4倍、アスペリティの面積で約1.7倍となつており（乙11の3），十分に安全側と評価できるものである。
- (イ) 経験的グリーン関数の誤差について
- 相手方は、経験的グリーン関数を用いて、平成9年5月鹿児島県北西部地震の再現性を確認したが、全般的なレベル感や傾向があうことを探認している。誤差が生じる点については、基本震源モデルにおいて、すでにアスペリティの位置に近い側に設定して安全側に評価しているほか、「不確かさ」を考慮するモデルにおいて安全側に評価して解消すべき問題である。
- (ウ) 複数のアスペリティで異なる応力降下量を設定することについて
- 基準地震動の評価は、アスペリティの応力降下量だけを行なうものではないから、複数のアスペリティで異なる応力降下量を設定していないといふことだけで、地震動を過小評価していることはならない。相手方は、「不確かさ」を考慮するモデルにおいて、アスペリティの応力降下量等の割り増しを行い、短周期レベルAが既往式の値の1.5倍になるよう安全側に評価している。
- (エ) 短周期レベルAの設定について（不確かさを考慮するモデル）
- 平成9年5月鹿児島県北西部地震につき、相手方が基準地震動を策定するために評価した短周期レベルAと、住藤（2010）が求めた短周期レベルAと

- ルAの値は、評価の過程や方法が異なつておる、壇(ほか)(2001)による平均像との関係が一致していないから不自然はない。
- エ 地震源を特定せねば策定する地震動について
- (ア) 相手方は、詳細な調査及び豊富な観測記録に基づく分析を行い、これに基づくと、本件原子炉施設の敷地及びその周辺においては、敷地ごとに震源を特定する地震動以外に敷地に影響を与える大きな地震動が発生する可能性はない。したがって、本来、敷地において発生し得る地震動は、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動による地震動評価で十分である。
- (イ) 抗告人の主張は、観測記録を基に計算を行つて、Mw 6.5 の地震における最大地震動を評価すべきであるといふものであるが、地震ガイドでは、そのような計算による仮想的な地震動を評価することは求められない(乙1-19)。
- (カ) また、抗告人らが震源距離、地震規模から導かれる平均的地震動の値を上回つていると指摘する観測記録のほとんどは、地盤が著しく軟らかい観測点であり、これらの観測記録は、地表から比較的浅所に硬い岩盤が存在しない観測点の記録、かつ地盤の強い非線形特性が見られる観測記録であり、精度の高いはさぎとり解析による解放基盤表面の地震動が得られないことから、震源を特定せねば策定する地震動の策定に当たつては、考慮すべきものではない。
- オ 基準地震動の年超過確率について
- 相手方も基準地震動の年超過確率をもつて本件原子炉施設の安全性が確保されないと主張するものではない。年超過確率は、相手方の策定した基準地震動を超える地震動が発生する可能性が極めて低いことを定量的に確認するため地震ガイドに基づき、あくまで「参照」の位置付けとして算出しているにすぎないものである。

カ 本件原子炉施設の耐震安全上の余裕について

本件原子炉施設の耐震安全性評価において、安全上重要な建物や機器等の一つひとつについて基準地震動等を用いて行わられた解析結果では、耐震設計の基準となる評価基準値を下回つていることが確認されている。また、評価基準値は、実際に建物や機器等が機能を失う限界値を大きく下回る値に設定されているし、解析における評価値も、算定過程において算定結果が保守的になるよう定められている。加えて、原子力発電所では、放射線防護の観点から行われる遙へい設計や、事故の荷重に対する強度設計、回転機器の振動防止対策等の様々な要素を考慮した上、そのうち最も厳しい条件を満足するよう余裕をもつて設計されている。

こうした評価基準値の設定などの耐震設計の過程で含まれる余裕や、放射線の遙へい設計などによって行われる壁や材料の強度、寸法等の余裕については、耐震安全上の余裕と見込めるものであり、万が一基準地震動を超える地震動が本件原子炉施設に到来したとしても、直ちに耐震安全性に影響を与えることはならない。本件原子炉施設がこうした耐震安全上の余裕を有することについては、相手方が行ったストレステストの結果や、財团法人原子力総電技術機構(当時)による原子力発電施設耐震信頼性実証試験の結果等によって裏付けられている。

抗告人らの主張する脆性破壊や座屈の考慮の必要性については、そもそもその主張の前提とする衝撃荷重の機序が解明されておらず、兵庫県南部地震でみられた鋼管柱の破断等についても衝撃荷重の存在を否定する見解も存在する。なお、相手方は、本件原子炉施設の敷地及び敷地周辺において精度の高い詳細な調査を実施して本件原子炉施設の直下及びその近傍に活断層が存在しないことを確認しているから、衝撃荷重の起因となるような直下地震のおそれはない。

キ 重大事故発生の具体的危険性について

- (ア) 原子力発電施設の通常運転に必要な設備とは別に「安全上重要な設備」を設け、「安全上重要な設備」について格段に高い信頼性を持たせるこどにより、原子炉の安全性を確保するのが、原子力発電施設の設計における安全性確保の考え方であり、原子炉の安全性確保に係る冷却・電源供給については、補助給水設備及び非常用ディーゼル発電機を「安全上重要な施設」として特に高い信頼性を持たせることにより原子炉の安全性を担保するものとしている。そして、補助給水ポンプ及び非常用ディーゼル発電機は、いずれも、基準地震動に対する耐震安全性評価値が評価基準値を十分下回っている。
- (イ) 本件原子炉施設における使用済燃料は、水位、水温等を管理した強固な使用済燃料ピット内において通常の大気圧下約40℃以下に保たれたまま酸素水で冠水され、未臨界状態のまま、放射性物質が十分封じ込められた状態で貯蔵されている。使用済燃料は、冠水さえしていれば崩壊が十分除去され、燃料被覆管の損傷に至ることはない。そして、このようないくつかの貯蔵状態では、冷却水が瞬時に流出するような事態はおよそ起り得ないから、使用済燃料ピットは、耐圧性能を有する「堅固な施設」による閉じ込めを必要としない。また、本件原子炉施設においては、万一眼に使用済燃料ピットの冷却機能が喪失し、又は使用済燃料ピットからの水漏れ等により使用済燃料ピットの水位が低下した場合の対策や電源を喪失した場合の対策も譲じ、これらの対策について手順書を定め、普天、夜間等の厳しい条件を想定した訓練を繰り返し行っている。
- (カ) 本件原子炉施設においては、通常運転時において放射性物質の放出を極力低く抑えることは当然のこととして、原子炉施設の健全性を損なう事故が発生した場合においても、放射性物質の異常な放出を防止するため、原子炉を「止める」、「冷やす」、そして放射性物質を「閉じ込める」という安全上重要な機能を有する設備（以下「安全上重要な設備」）

という。）を働かせる事故防止に係る安全確保対策を講じている。
具体的には、原子炉を止めるための設備として制御棒、制御棒駆動装置、化学体積制御設備を設置している。原子炉を「冷やす」ための設備としては、通常、運転停止後の冷却時に用いる二次冷却設備（蒸気発生器を通じた冷却）のほか、補助給水設備や非常用炉心冷却設備（ECCS）を備えている。放射性物質を「閉じ込める」設備としては、原子炉格納容器や原子炉格納容器スプレイ設備等を備えている。そして、これら安全上重要な設備については、原子力発電所の通常運転に必要な設備に比べ、その安全機能を喪失しないよう基準地震動に対する耐震安全性を備え、多重性、多様性及び独立性を有する設備とするなど、高い信頼性を確保している。

(サ) さらには、福島第一原発事故を踏まえて、上記のような多重性を有する安全確保策がその機能を喪失するような大規模LOCA（一次冷却材が喪失する事故のこと。以下「LOCA」という。）や全交流電源喪失といった過酷事故をあえて想定し、様々な常設及び可搬式の設備（注水設備、電源設備等）を新たに配備し、そのための人員も確保して、事故発生を想定した訓練も行っている。

(ハ) こうしたことからすれば、本件原子炉施設において、福島第一原発のような安全上重要な設備が一齊にその機能を喪失するような事態が発生するとは考えられず、抗告人らの人格権を侵害する具体的な危険性を有する重大な事故が発生するおそれはないといふべきである。

(カ) 本件原子炉施設は、加圧水型原子炉であって、福島第一原発とは異なり、原子炉格納容器が大きく、自由体積が大きい（約10倍）ことから、万一原子炉格納容器内に水素が発生したとしても、その濃度が高濃度となりにくい特徴を有しているところ、更なる安全確保対策として、水素濃度を低減するための静的触媒式水素再結合装置を各号機につき各5

台、電気式水素燃焼装置（イグナイタ）を13台（予備1台を含む。）設置している。そして、相手方は、大破断LOCA時にECCSの低圧注入及び高圧注入機組が全て喪失し、かつ、電気式水素燃焼装置が機能しない条件を設定した上、原子炉容器下部が破損するまでに炉心内のジルコニウム量の100%が水と反応するケース（「実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド」）では原子炉容器下部が破損するまでに炉心内のジルコニウム量の75%が水と反応するものとして評価するとしている。）を評価したところ、水素濃度は12.6 vol%に留まり、水蒸気爆発が発生する可能性のある水素濃度13 vol%（ドライ濃度換算）に達することはない。

(4) 水蒸気爆発については、これまで実機において想定される溶融物（二酸化ケランとジルコニウムの混合溶融物）を用いた実験として、COTEL S, FARO及びKROTONが行われており、延べ30回に及ぶ溶融物の水プールへの落下実験が実施されているが、これらの落下実験のうち水蒸気爆発が発生したのはKROTONの3回のみであり、同実験においては、水蒸気爆発が発生しやすい環境とするため、溶融物が水プールに落下中に容器の底から圧縮ガスを供給し、膜沸騰状態を強制的に不安定化させるという、実機では起こることは考えられない条件を付加した（外乱を与えた）ことによるものである。なお、KROTOSの実験においても、外乱を与えても水蒸気爆発に至らなかったケースが計5回確認されている。本件原子炉施設においては、溶融炉心が原子炉下部キャビティに落下する際、膜沸騰状態を不安定化させる外乱は発生しないため、水蒸気爆発が発生する可能性は極めて小さい。また、原子炉格納容器スプレイから噴霧された水は、多様なルートを経由して原子炉下部キャビティに流入するようになつており、配管破損により飛散、落下した配管保溫材等は捕捉用の柵で止められるようになつている

ので、水の侵入経路が配管保溫材等によつて閉塞することはない。）
炉下部キャビティに水が張れない事態が生ずることはない。
(3) 火山事象により本件原子炉施設が影響を受ける可能性と人格権侵害又はそのそれの有無（争点3）について
(抗告人らの主張)

ア 火山ガイドの策定や本件原子炉施設の適合性審査には、火山学の知見が反映されていないこと
火山ガイドの策定に当たり、火山学の専門家が関与したのは、中田節也教授がヒアリングを受けた程度であるが、同人は、GIPSで地殻変動を観測していれば噴火の前兆はつかめるものの、噴火がいつ来るのか、どの程度の規模になるのかは分からぬい、したがつて、燃料を運び出す時間的余裕をもつて噴火を予知するのは、モニタリングをもつても不可能である旨明言している（甲46, 47, 65, 189）。また、本件原子炉施設の適合性審査にあつては、火山学者は誰も関与していない。

さらに、日本火山学会原子力問題対応委員会は、平成26年1月2日付けで、「巨大噴火の予測と監視に関する提言」（甲100）を公表し、カルデラ噴火を含む火山噴火の予測の可能性、限界、曇昧さという火山噴火の予測の限界を踏まえて、火山ガイドの基準等ではこれを十分に考慮し、慎重に検討すべきであるとの見解を明らかにしたほか、火山学者からもカルデラ噴火の予測の限界が相次いで指摘されている（甲98, 171, 172, 267）。

このように破局的噴火の時間的余裕をもつた予測が可能であることを前提とした火山ガイドに対しても、火山学会などの専門家から疑問を呈されているほか、英国の原子力規制実務の専門家であるジョン・ラージ氏は、火山ガイドは、原子力発電所の事業者に対し、原子力発電所に影響を与える得る火山事象に対応する設計基準を確立するよう求めている点などにお

いて、国際原子力機関（IAEA）の基準に適合していない旨指摘してお
り（甲142），これらの点を踏まえると、火山ガイドの策定やそれに基
づいた本件原子炉施設の適合性審査には、火山学の知見が反映されていな
いものというべきである。

イ 本件原子炉施設は立地不適であること

(ア) 設計対応不可能な火山事象の確率が十分に低いとはいえないこと
火山ガイドにおける「可能性が十分小さい」とは、1000万年に1
回（運用期間100年とすると10万年に1回）といるべきところ，
本件原子炉施設には、姶良、阿多、加久藤、小林カルデラ起源の火碎流
が約10万年に1回の程度で到達している可能性がある（甲143，2
61）ほか、阿蘇、鬼界カルデラは、約5万年に1度の割合で破局的噴
火（VEI 7クラス）をしている（甲43，264，乙67）。
そして、VEI 7クラスの噴火は、九州全域に壊滅的な被害を及ぼす
ことが想定される（甲216，乙61）ものであるから、本件原子炉施
設において、設計対応不可能な火山事象である破局的噴火の影響を受け
る可能性が十分に小さいとはいえないものであり、本件原子炉施設は、立
地不適と評価されねばならない。

a 阪神コンサルタンツの意見書（乙83）について
上記意見書によれば、鹿児島地溝帯のカルデラ火山（姶良、加久藤
・小林、阿多）では、今後1年間に破局的噴火が発生する確率は、B
PTT分布により約 $1 \cdot 15 \times 10^{-8}$ とされているところ、鬼界カルデ
ラを除く鹿児島地溝帯のカルデラのみを切り出して破局的噴火の崩壊
性をみると科学的な根拠ではなく、このような上記意見書が前提と
する鹿児島地溝帯のカルデラに係る破局的噴火の周期性論やBPT分
布論に対しては、火山学者からも厳しく批判されており（甲189，
布論に対する批評）。

266の1），上記意見書の信用性は乏しいといすべきである。

b マグマ溜まりの状況について
相手方は、本件原子炉施設に影響を及ぼすようなカルデラ（阿蘇、
小林・加久藤、姶良、阿多、鬼界）の地下には、破局的噴火を起こす
ようなマグマ溜まりが10kmより深いところには存在しないと主張す
る。

しかし、火山学者からは、現在の科学技術において地下のマグマの
蓄積量を推定する方法がないとの指摘（甲65，乙82），深さ10
kmより深いマグマ溜まりの状況を推定する方法はないとの指摘（甲6
6）があるとこころであって、上記カルデラの地下に破局的噴火を起
すようなマグマ溜まりが存在しない保証はなく、かえって、火山学者か
らは、大規模なマグマ溜まりの存在を示唆する指摘がある（阿蘇カル
デラにつき甲266の1，鬼界カルデラにつき甲65，乙59，71，
82，姶良カルデラにつき甲189，266の1）。

c 階段ダイヤグラムについて
鹿児島地溝帯には、共通するマグマ供給源があるとする相手方の主
張（準備書面7・7頁）の裏付け文献（乙62）には、その根拠とな
る記載がない。むしろ、個々の火山のマグマ溜まりは独立していると
いう火山学者の指摘がある（甲143）。
d Nagaoka(1988)（乙65）による噴火ステージ論について
VEI 7程度の破局的噴火に至るメカニズムは未だ解明されておら
ず、噴火ステージ論は、テフラ層序などの地質調査結果に見られる定
性的傾向を整理するための作業仮説的概念にすぎず、破局的噴火の前
の数万年にわたってプリニ式噴火だけの噴火サイクルが繰り返す
という事例は、反例も多く、物理法則による正当化もされていないか
ら、普遍的な法則としての要件を満たしていないといいう火山学者の指

摘がある（甲266の1）。

さらに、VE14～6クラスの噴火がそのまま終息するか、破局的噴火に至るか、どうかけは、噴火最終のマグマの運路となる地盤内の亀裂の開閉や破壊などの偶然的な要因に左右され、事前に予測することは不可能という指摘（甲266の1）、小さな噴火が大噴火に発展するかどうかは、1週間前くらいにならなければ判断できないという指摘

（甲266）、噴火直前になるまで普通の噴火になるのか分からないという指摘（甲189）がそれぞれ火山学者からされているところであり、したがって、ブリニー式噴火ステージなるものを破局的噴火の予兆現象として見ることはできないというべきである。

e Druitt et al. (2012)と基線長の変化について

上記論文で示された破局的噴火の直前100年程度にマグマの供給率が上昇するという法則は普遍化できず、地溝帯では、マグマの供給率に見合うだけの隆起が起きるとは限らないとの指摘（甲65、乙82），あるいは、上記論文で示された岩石学的手法によりマグマ供給率を導くという推定方法への疑問や、地盤変動で検知されるマグマ溜まりの体積の増加率がマグマ溜まりへのマグマの供給率を過小評価している可能性があるとの指摘（甲266の1）が火山学者からされているところであるから、上記論文に基づき、本件原子炉施設近傍の各カルデラの地盤変動のデータが0.01km³/年以下を示すことをもって、破局的噴火の可能性が低いなどと推認することはできないといふべきである。

f モニタリングの実効性はないと

破局的噴火を、燃料搬出に要する時間も含めた十分な時間の余裕をもつて予測できるという火山学者はない。中田節也教授は不可能との意見であり、アンケートに回答を寄せた4人の専門家も同様の意見

を述べている（甲65、189）。原子力規制委員会に設置されたモニタリング検討チームも、破局的噴火の中長期的予測の手法は確立しておらず、短期的にはモニタリングによって異常が捉えられる可能性が高いが、それがいつ、どの程度の噴火なのか、あるいは定常状態のゆらぎの範囲内なのかを識別することはできないと指摘している（乙231）。

なお、相手方は、Mogi,江藤,Kozono等の式を用いて0.05km³/年・のマグマ供給量に相当する地盤変動量を計算し、これから始良カルデラの警戒体制に移行する地盤変動量を5cm/年としているが（甲262の1・2）、Mogi,江藤,Kozono等の式が適用可能なのは、マグマ溜まりの深さに比べ、その半径が1/10程度と十分に小さい場合であって、相手方が想定している深さ10km未満のマグマ溜まりの場合は、その半径が1mm以下というごとに、100倍程度のマグマ溜まりには、上記式を適用して地盤変動量を計算することはできない（甲265の1）。

さらに、相手方は営利企業であり、空振り覚悟で本件原子炉施設を廃炉とすることは考え難く、モニタリング検討チームでも、モニタリングをするだけの技術、設備、学術的知見が存在しないと指摘している（甲66）。

g 本件原子炉施設は、降下火砕物に対しての安全性が確保されていないこと

(f) VE17レベルの火砕流噴火では、本件原子炉施設の敷地に積もる降下火砕物は、少なくとも50cm以上になること

相手方が調査の際に参照した文献（甲264）によれば、約2.6～2.9万年前の始良カルデラ噴火によって、始良Tn火山灰が広範囲に降下し、本件原子炉施設周辺でも50cmの範囲に入っている。したがつ

て、VE 17レベルの火碎流噴火では、本件原子炉施設の敷地に積もる降下火碎物は、相手方が想定する 15 cm をはるかに上回る危険がある。

(1) VE 17 に至らない噴火でも、本件原子炉施設の敷地に積もる降下火碎物は 15 cm 以上になること

相手方が本件原子炉施設に最も影響を与える噴火として考慮している相手方は、上記桜島薩摩噴火を基に降灰のシミュレーションを行っているところ(乙 5.9)，最新の火山学の知見によれば、噴火の強度(噴出率)によっては、火山灰が風上に対しても同心円状に拡散することが知られている(甲 2.6.6)が、上記シミュレーションでは、その知見を取り入れられていない。仮に、上記知見を取り入れず、風向や風力といったパラメータだけでシミュレーションをするとしても、火山灰が本件原子炉施設に到達するという最悪の条件で降灰の厚さを算定しなければ、本件原子炉施設の安全性が確保できているとはい難い。

北海道電力株式会社が泊原子力発電所の安全審査の際に用いたシミュレーション(甲 2.9.3 の 2)を本件原子炉施設に適用すると、本件原子炉施設に想定される降灰の厚さは 5.2 ～ 6.6 cm と算定される(甲 2.8.9)。また、平成 25 年 8 月 18 日の桜島噴火が、桜島大正噴火規模であった場合の本件原子炉施設の敷地近傍(南 10 km) の予想降灰量は 1.0 cm であるところ(甲 2.9.0)，相手方が想定する桜島薩摩噴火のテフ

ラ噴出規模は、上記桜島大正噴火の 2.2 ～ 2.8 倍であるから、これにより降灰の厚さは優に 1 m を超えることが想定される。

さらに、安全審査の際、相手方が本件原子炉施設における降灰量を算出するのに用いたシミュレーションプログラム「TEPHRA 2」を使用し、相手方が使用した月平均の風向ではなく、本件原子炉施設の敷地方向に風が吹いていた特定の日のデータを入力し、その余は相手方が使用したパラメータを入力して、本件原子炉施設の敷地付近の降灰量を推計する計算を行ったところ、平成 10 年 9 月 18 日午後 9 時の鹿児島の観測点で観測された風向風速のもとで本件原子炉施設の敷地における降灰量は 6.1 kg/m^2 (降灰厚 6.1 cm に相当) と計算された。これは、相手方によるシミュレーションによる推定 1.5 cm の約 4 倍に当たる。このシミュレーションは、相手方のシミュレーションにおいて相手方が参照した風向の月平均に係る全ての期間について個別の日毎のデータを取得して行っているものであるところ、それぞれの推計計算結果において、相手方が想定する降灰厚 1.5 cm を超過した合計件数に対する割合が約 3.8 % になるという結果を得ている。また、上記日時の上記観測点で観測された風向風速のもとでの本件原子炉施設の敷地における中位火山灰濃度時間積 1.589 m³・日/m²、粒径が 1 mm より大きい粒子を除外したものでも 1.154 mg・日/m² と計算され、相手方が採用した 8 月平均風方向データを用いて上記濃度時間積を計算したとしても 1.154 mg・日/m²、粒径が 1 mm より大きい粒子を除外したものでも 1.129 mg・日/m² となり、相手方が想定している 3.241 $\mu\text{g}/\text{m}^2$ の 300 倍以上の数値となっている。なお、このようなシミュレーションの妥当性については、相手方が採用する 8 月の平均風向及びその他のパラメータを入力して、本件原子炉施設における降灰量を評価したこと、相手方の評価より 1.7 % 過小になっていることや、等層厚線図を作成したこと、

全体的に降灰量が少ないものの、概ね相手方の等厚線図と形状が一致していることなどから確認されているといえる。

さらに、相手方は、シミュレーションにおいて粒径を過小評価している。すなわち、相手方は、Phi 値（粒径を d_{mm} としたとき $-log_{2d}$ で与えられる。Phi 値が大きくなると粒径が小さくなる。）を中央値 4.50、平均値 3.00 と設定しているが、最新の知見によれば、中央値は 1.35、平均値を 1.16 として設定すべきものとされている。相手方が設定した Phi 値では、粒径が小さいので粒子が遠くへ飛ばされてしまい、本件原子炉施設の敷地の降灰量が過小になる。ここで、Phi 値を上記最新の知見に基づく値に設定して、平成 10 年 9 月 18 日午後 9 時の鹿児島の観測点で観測された風向風速のもとでシミュレーションを行い、本件原子炉施設の敷地における降灰量、降灰厚を計算すると 2 m を超える値が算出されるのである（甲 4.3.0）。いずれにしても、相手方のシミュレーションによる 1.5 cm の降灰という想定が過小であることは明らかである。

(v) 非常用ディーゼル発電機フィルタの閉塞リスクの評価の誤り
相手方は、1.5 cm の降灰時において、落下火碎物の濃度を $3241 \mu g/m^3$ と想定して、非常用発電機の運転運転時間と算出している（甲 1.8.4）。上記落下火碎物の濃度は、2010 年アイランド南部噴火におけるアイランド共和国ヘイマランド地区の観測結果を援用しているところ、その数値は、上記降灰下の条件としては過小評価である。すなわち、上記観測結果は、落下火碎物全体ではなく、直径 $1.0 \mu m$ 以下の浮遊粒子である PM1.0 の測定値にすぎない上、ヘイマランド地区においての最高ピーク値でもない（甲 2.9.4）。そして、同数値が観測されたのは、2010 年 7 月 1 日であったところ（甲 1.8.8），その観測日は、最後の噴火のあった同年 6 月 4 日～8 日からすでに

に 3 週間以上が経過していたものであり（甲 2.9.5），噴火によって直接飛来したものを見測したものではない。こうして、相手方の援用した $3241 \mu g/m^3$ という濃度数値は、明らかに過小であって、これを噴火時の落下火碎物に対するリスク評価に用いることは不適当である。

ここで、上記 2010 年アイランド噴火を元にして、1.5 cm の降灰時ににおける PM1.0 濃度を推計し、相手方の想定した濃度が過小であることを例証する。2010 年 4 月 30 日から同年 5 月 24 日までのアイランド共和国ビーグ・イ・ミールダルで得られた 2.4 時間平均 PM1.0 濃度のデータにつき、定常的な再飛来由來の数値として閾値 $1.00 \mu g/m^3$ を控除した数値を噴火からの直接飛来分として総計すると 3.55 $7 \mu g/m^3$ となる。他方、上記期間の降灰厚は、観測値を元にすると 0.8 cm と想定される。ここで、火山灰の落下量 M と比例係数 C = 火山灰濃度 D × 経過時間 T の関係式が成立するから、比例係数 C は、火山灰濃度 D × 経過時間 T / 火山灰の落下量 M で与えられ、これを上記数値にあてはめると、比例係数 C は、 $3.557 \mu g/m^3 \times 2.4 h / (時間) \times 8 mm = 1.0.7 mg \cdot h (時間) / m^3 \cdot 1 mm$ と算出される。この比例係数からすれば、1 時間にかけて 1 mm の降灰があった場合の火山灰濃度は $1.0.7 mg/m^3$ 、6 時間にかけて同様の降灰があった場合には、6 で割った $1.0.7 mg/m^3$ ということになる。したがって、1.5 cm の降灰があった場合の火山灰濃度は、6 時間にかかる場合で $27.0 mg/m^3$ 、1.2 時間にかかる場合で $13.0 mg/m^3$ 、2.4 時間にかかる場合で $7.0 mg/m^3$ であり、2.4 時間にかかる場合で比較しても、相手方が想定する火山灰濃度の 20 倍を超える。

以上が相手方が参照したという 2010 年アイランド南部噴火におけるアイランド共和国ヘイマランド地区の観測記録に基づく試算である。

- るが、実は、上記噴火よりも相手方が想定している桜島薩摩噴火により条件が近く、あるいは比較たための条件が適切であるといえる火山噴火の観測事例が存在する。それは、アメリカ西部に位置する活火山であるセントレーンズ火山の1980年5月1日噴火の事例である。同噴火は、VEI 5クラスの噴火であり、桜島薩摩噴火により近い規模である。
- 同噴火において、同火山から13.5km離れた（桜島から本件原子炉施設までの距離が約50kmであるから2倍以上の距離があることになる。）アメリカワシントン州Yakimaの地表付近地点において、5~9mm程度の降灰が、24時間平均総浮遊粒子状物質濃度として $33400\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ という値がそれぞれ観測された（甲4.2.6）。同噴火の火山からの距離が、桜島と本件原子炉施設との距離の2倍以上の距離がある上記Yakimaの観測点において、相手方が想定する $3241\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ を1.0倍強上回っている2.4時間平均総浮遊粒子状物質濃度が観測されたことになる。同観測点での降灰量はせいぜい9mm程度にすぎないから、15mmの降灰量を想定すると、単純比較してもさらに1.6倍強になる可能性すらある。
- これらの計算のほか、前記(1)のシミュレーションにおける降灰量計算の結果からしても、相手方の降下火碎物の濃度の想定は過小であることは明らかである。
- (1) 降下火碎物の非常用ディーゼル発電機への侵入リスクの評価の誤り相手方も、粒径0.12mm未満の粒子はフィルタを通過し、それ以上の粒子でも10%も通過することを認めており、これらフィルタを通過した粒子がディーゼル発電機の機関内に侵入することになる。相手方が想定する噴火規模や降下火碎物の濃度が過小であることは前記のとおりであるから、大層の粒子がフィルタを通過することになる。
- (2) 降下火碎物の非常用ディーゼル発電機機関の摩耗、閉塞リスクの評価

の誤り

- 相手方は、非常用ディーゼル発電機機関のシリンドライナーやピストンリングのブリネル硬さが23.0と主張するが、降下火碎物を構成するシリンドラスのモース硬度は5（ブリネル硬さ37.0相当）であり、降下火山ガラスのモース硬度は5（ブリネル硬さ37.0相当）であり、降下火碎物の方が硬い。仮に、降下火碎物が機関内で破碎されるとしても、硬度が失われるものではないから、機関内でひつかかりなどによる摩耗が生じ、機関の摩耗につながるのである。
- また、機関内に侵入した降下火碎物は、サイドクリアランス（ピストンリング溝とピストンリングの間隙）に侵入し、ピストン焼き付きの原因にもなり、さらに、降下火碎物により汚染された潤滑油が機関各部に送出され、機関全体に摩耗、摩耗、固着のリスクが生じる。
- (3) 非常用ディーゼル発電機が機能喪失した場合の対策の実効性相手方は、非常用ディーゼル発電機が機能喪失した場合における炉心の冷却の方法として、タービン動補助給水ポンプ注水による冷却（一次冷却材によって加熱されて生じる蒸気の圧力を駆動力として二次冷却系である蒸気発生器に注水する。）を主張するが、これを継続するためには、①給水源が枯渇しないこと、②一次冷却材が十分にあることが条件となる。
- ②が条件となるのは、一次冷却材が不足して炉心が露出してしまうと、いくらタービン動補助給水ポンプが作動したとしても、炉心から熱を奪うものがなくなり、炉心損傷のリスクが高まるからである。ここで、RCP（1次冷却材ポンプ）シールLOCAは、相手方が炉心損傷に至る過酷事故シナリオの一つである。相手方は、交流電源が60分で回復することを想定している（甲2.9.6）が、その保証はない。相手方の想定によればLOCAが発生した後、炉心損傷までの猶予時間は約2.9時間であり（甲2.9.6）、その間に交流電源による炉心注水を行う必要がある。

あるが、前記のとおり、この猶予時間内に交流電源が回復する担保は何もない。仮に、一次治却材の不足という事態に陥らなかつたとしても、ターべン動補助給水ポンプによる注水可能時間は約10.9時間（甲296）であるので、遅くともその時間内に交流電源の回復が図られなければならないが、その担保もない。

このように、相手方は降下火砕物によって交流電源が軒並み使用不能になるというリスクを考慮していないといふべきである。

(余) 建屋の屋根に対する強度評価の非保守性

相手方は、建屋の強度評価において、降下火砕物の堆積による荷重と地震荷重の組み合せを考慮していないが、桜島大正噴火の際にはマグニチュード7.1という比較的大きな地震が発生しており、降灰や屋根の重量が増すことにより固有振動数が変化して共振を起こしたり、上記地震による強震動によって建屋屋根にかかる荷重が増大するなどして屋根が崩落する危険性がある。

(余) 電源、冷却水の確保に関する評価の非保守性
相手方はわずか7日間の外部電源喪失しか想定していないが、桜島薩摩クラスの噴火でも周辺地域への影響は甚大なものがあり、7日間のうちた外部電源を復旧できるといういのは楽観にすぎず。

非常用ディーゼル発電機について、吸気フィルタの開塞を回避できたとしても、室内換気フィルタが開塞すれば、室温上昇、潤滑油の劣化、冷却水系統の流量低下などが発生する可能性があるが、相手方がこのようないかなる可能性に対する検討をしていない。

また、相手方の過酷事故対応は、可搬式設備を用いた人力による対応を基本としているが、そのような対応では、桜島薩摩クラスの噴火の際、降下火砕物や火山ガスなどの影響を受けて対策作業に支障を及ぼす可能性がある。

また、火山灰によるオフサイトへの影響、たとえば広域停電、通信障害、道路の洗滌、飛行機・ヘリコプターの飛行制限または不可も、本件原子炉施設における過酷事故対応に悪影響を与えることは僅に想像できること。

(相手方の主張)

ア 火山ガイドの合理性

火山ガイドは、国内外の専門的な知見を参考として作成され、専門家からの意見陳述及びパブリックコメントを経て策定されたものであるから、その内容において不合理な点はない。

抗告人らは、現在の科学水準では破局的噴火を予知できないことから、これのモニタリングを要求する火山ガイドは、科学的知見に反して不合理であると主張する。しかし、そもそも、火山ガイドの求めるモニタリングは、噴火の時期や規模を正確に予知することを目的として行われるものではなく、設計対応が不可能な火山事象が原子力発電所の運用期間中に及ぼす可能性が十分に小さいと認められる場合に、その可能性が十分に小さいことを継続的に確認する目的で行われるにすぎないから、抗告人の主張は前提において失当である。

イ 本件原子炉施設の運用期間中に破局的噴火が起る可能性が極めて低いこと
本件原子炉施設に影響を与える5つのカルデラ火山のほか9つの火山につき、相手方の地質調査や文献調査の結果により、本件原子炉施設の運用期間において、破局的噴火や火砕密度流など設計対応が不可能な火山事象が発生する可能性が極めて低いことを確認している。

ウ 火山活動のモニタリングについて
破局的噴火は、数万年から十数万年に1回程度の超大規模な噴火であり、地下深部に噴出量が100km³を超える大量のマグマが蓄積される必要がある。

る。かかる大量のマグマの蓄積が進むれば、火山周辺では基線長の変化や先行する巨大噴火の発生等の事象が生じるはずであり、事象の発生から破局的噴火に至るまで少なくとも数十年の猶予があると考えられる。

相手方としては、破局的噴火に発展する可能性がわずかにでも存するような事象が確認された場合には、その時点で、空振りも覚悟で直ちに適切な対処を行う方針である。

工 本件原子炉施設が降下火碎物に対して安全性を確保していること

相手方は、過去、本件原子炉施設に最も大ききな影響を及ぼした約1.3万年前の桜島薩摩噴火による降下火碎物を想定し、文献調査や数値シミュレーション結果を踏まえて、降下火碎物の層厚を安全側に1.5cmと評価している。

その上で、本件原子炉施設の安全上重要な設備に対する影響を評価したが、本件原子炉施設の安全性が損なわれることがないことを確認した。たとえば、非常用ディーゼル発電機については、そもそも下方から吸気するため粒子が侵入しない構造である上、粒径0.12mm以上の粒子は90%以上がフィルタに捕獲されるのであり、降下火碎物は容易に非常用ディーゼル発電機の機関内には侵入しない。非常用ディーゼル発電機の機関内に侵入した粒子も、降下火碎物は硬度が低く、破碎しやすいことから機関を摩耗させることなく、機関内のシリンドライナーとピストンリングの間に非常に狭いため、粒子がその隙間に入り込むおそれもない。フィルタに付着した粒子の清掃に要する時間は2時間程度であり、フィルタの交換だけであれば1時間程度で可能である。非常用ディーゼル発電機は、川内1号機及び川内2号機にそれぞれ2台ずつ備え付けられており、作業の間、他方の発電機で電源を賄うことができる。さらに、本件原子炉施設は、万が一、非常用ディーゼル発電機などの全交流電源が喪失しても、炉心損傷を防止するための冷却手段（タービン動補助給水ポンプ等）を備えている。

したがって、降下火碎物により、抗告人らの人格権を侵害する具体的の危険性を有する重大な事故が発生するおそれはないというべきである。

(4) その他の事象により本件原子炉施設が影響を受ける可能性と人格権侵害又はそのおそれの有無（争点4）について
(抗告人の主張)

ア 章巻によつて使用済燃料ピット等が破損する危険があること

使用済燃料ピットは、原子炉格納容器のような堅固な構造物に囲い込まれていないので、書巻による飛来物が、燃料取扱建屋の外壁等を貫通して内部に侵入し、使用済燃料が破損したり、ピットの破損により使用済燃料の冷却ができなくなる危険がある。また、破損の危険性は、1回の飛来物の衝突だけでなく、複数回の飛来物の衝突を想定すべきである。

イ 本件原子炉施設がテロや戦争行為の対象になる危険があること

中東等におけるISILの活動や北朝鮮による大量破壊兵器、ミサイル開発等の動向を踏まえると、近年我が国の国内外の社会的変化は、テロ対策の必要性を認識させる状況にある。現に諸外国において、原子力発電所の施設がテロリストによる攻撃の標的になったことが少なくない。

新規制基準では、事業者に対し、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突やテロリズムによる重大事故等への対応を求めてはいるものの、原子力発電所の施設がミサイル攻撃に対処し得る設備を備えていること、テロリストによる攻撃に対する職員の訓練をすることも求めていらない。核セキュリティに関するNGOが平成24年1月に発表した核セキュリティセミナーによれば、我が国は32か国中30位とされており、に関するランキングに

新規制基準は、テロなどの人為事象に対して国際的な水準に到底及んでいない。

また、相手方はこうした新規制基準の要求に沿った対策をとっていることの説明もしないし、そもそも、こうしたテロリストの攻撃に対して原子

力発電所の施設の安全を十分に確保し得る手段は存在しない。戦争行為により攻撃の対象になった場合にはなおさらである。

原子力発電所の施設は、テロや戦争行為による攻撃に対する対策に対して余りにも脆弱であり、その攻撃の対象になった場合には、過酷事故に至る危険性が高いたことは自明であって、テロや戦争行為による攻撃の具体的な危険性が否定できない以上、抗告人らの人格権侵害の具体的危険性も存在するといふべきである。

(相手方の主張)

竜巻については、我が国において過去に発生した最大規模の竜巻（最大風速7～9.2m/s）を踏まえ、さらに安金側に最大風速100m/sの竜巻を想定して、安全上重要な設備を内包する建屋等の安全評価を行っている。その結果、屋外にあり飛来物の衝突により安全機能を維持できない安全上重要な設備（海水ポンプ、復水タンク等）については、金属製の巻き防護ネットにより飛来物の衝突を行っている。また、屋外に保管している資機材については、固縛、分散配置等を行っている（乙44）。

(5) 本件避難計画等の実効性と人格権侵害又はそのおそれの有無（争点5）について

(抗告人らの主張)

ア 本件避難計画等には、避難時に当然予想、危惧される問題点に対する対処方法が盛り込まれていない不備があること

本件避難計画等には、①避難時の燃料補給、トイレの使用 ②避難用の稼動バス台数の圧倒的不足 ③大渋滞に伴い長時間にわたる避難中の自動車への放射能侵入と避難者の放射線曝露の問題についての対策が盛り込まれていない。これらは、避難時に当然に予想される事柄であり、これらが盛り込まれていなければ、実効的な避難計画とはいえず、重大な欠陥があることになる。

イ 段階的避難方式では流出放射能から避難住民の安全を守れないこと放射線量の増加を待つてからの避難では、避難当初からの被曝は免れないとすべきである。自宅で待機といつても、放射能に対する防護措置はないのであるから、外部からの放射能の侵入を長時間防護できない。また、水や食料のほか、電気、ガス、水道といったインフラが聞くとも限らず、自宅待機にも限界がある。

また、相手方が主張する段階避難方式でも輸送力不足はすぐに顕在化する。半径10km圏内での大気中の放射線量が500μsvを超える段階に至れば、それが半径30km圏内に広がるのにさして時間はかかるない。そうすると、UPZ圏内の住民に必要とされるバスのうち約800台がやはり不足することになる。

(相手方の主張)

原子力対策指針では、原子力災害時において、一音に避難を行うものではなく、事態の進展状況と発電所からの距離に応じて、段階的に避難を行うこととされている。この原子力対策指針は、福島第一原発事故の教訓を踏まえて策定されたものであるから、合理性、実効性がある。また、本件原子炉施設は、多重防護の考え方を取り入れており、万が一、本件原子炉施設において事故等が発生した場合でも、原子力発電所の施設外に放射性物質が瞬間に間断なく急速に放出される可能性は極めて低い。

第4 当裁判所の判断

- 1 本件申立てについての司法審査の在り方（争点1）について
 - (1) 人格権に基づく差止請求の法的根拠及び要件等
- 本件は、抗告人らが、相手方が設置している本件原子炉施設によりその生命、身体を害されるとして、相手方に対し、人格権に基づき、相手方が設置している本件原子炉施設の運転の差止めを命ずる仮処分命令を求める事案であり、抗告人らが主張する被保全権利は、人格権に基づく差止請求権

である。

一般に、人格権とは、人の生命、身体から、名譽、氏名、肖像、プライバシー、自由及び生活等に関する諸利益に至る包括的な概念であるが、本申立てにおいて抗告人が差止請求の根拠として主張する人格権は、各人の人格に本質的な生命、身体に係る権利であると解されるところ、人の生命、身体は、それ自身が極めて重大な保護法益であり、このような人格権は、物権の場合と同様に、非他性を有する権利というべきである。したがって、人は、上記人格権が違法に侵害され、又は違法に侵害されるおそれがある場合には、現に行われている違法な侵害行為を排除し（妨害排除請求）、又は将来生すべき違法な侵害行為を予防する（妨害予防請求）ため、当該侵害行為の差止めを求めることができる。本申立てに係る被保全権利は、抗告人らの生命、身体に係る人格権に基づく妨害予防請求として、相手方に対し、本件原子炉施設の運転の差止めを求めるものと解される。

一般に、実体的権利に基づく妨害予防請求権が概念される場合において、妨害予防請求権が肯定されるためには、少なくとも、当該実体的権利が違法に侵害される高度の蓋然性が認められることが要件となるものと解され、この理は、当該実体的権利が人格権である場合においても、原則として異なるところはないというべきである。

ところで、本申立てにおいて抗告人らが差止請求の根拠とする人格権は、生命、身体に係る権利であり、抗告人らは、相手方の設置する本件原子炉施設が安全性に欠けるところがあり、その運転によって放射線被曝を來しその生命、身体を侵害される具体的危険があると主張するものである。

原子炉は、原子核分裂の過程において高エネルギーを放出するウラン等の核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものである。本件原子炉施設も、ウランを核燃料物質とし、ウランの原子核分裂の過程で発生する高エネルギー

を利用して電気を発生させる発電装置であって、その稼働により、原子炉内部に核分裂生成物やブルトニウムを含む多量の放射性物質が発生し、当該放射性物質は、使用済核燃料として原子炉内から取り出された後も、長期間にわたり原子核崩壊を繰り返すこにより、高エネルギー（崩壊熱）及び放射線を発生し続けるのであって、本件原子炉施設は、このような使用済核燃料をも多量に保有するものである。そして、人体が有意な量の放射線、すなわち、人の健康の維持に悪影響を及ぼす程度の量の放射線に被曝した場合、その生命、身体に対する影響は、重大かつ深刻なものとなり、しかも、その結果は不可逆的に生じる。他方で、放射性物質の原子核崩壊の過程を制御する方法及び環境中に放出された放射性物質を効果的かつ効率的に除去する方法は現在のところ存在していない。そうすると、本件原子炉施設のような発電用原子炉施設が安全性に欠けるところがあり、その運転等（稼働）によって放射性物質が周辺の環境に放出されるなどした場合、当該放射性物質による有意な量の放射線に被曝した人は、その生命、身体に回復し難い重大な被害を受けることになり、しかも、いったん放射能によって汚染された環境を効果的かつ効率的に浄化することは現在の科学技術水準からはほとんど不可能であるから、このような態様の侵害行為によつて損なわれる人格的利益の回復を事後の妨害排除請求や損害賠償請求によつて図ることはほとんど不可能といふべきである。

抗告人らの差止請求に係る被侵害利益が生命、身体という各人の人格に本質的な価値に係るものであり、本件原子炉施設の安全性の欠如に起因する放射線被曝という侵害行為の態様、当該侵害行為によって受ける抗告人の被害の重大さ及び深刻さに鑑みると、そのような侵害行為を排除するため、人格権に基づく妨害予防請求としての本件原子炉施設の運転の差止請求が認められるためには、本件原子炉施設が安全性に欠けるところがあり、その運転に起因する放射線被曝により、抗告人らの生命、身体に直接的かつ重大な被

害が生じる具体的な危険が存在することをもって足りると解すべきである。

また、上記のような被侵害利益の内容、性質、侵害行為の態様、利益侵害（被害）の重大さ及び深刻さに鑑みると、本件原子炉施設の運転に起因して人の健康の維持に悪影響を及ぼす程度の量の放射線に曝される限りにおいて、当該侵害行為は受容限度を超えるものとして違法といるべきであり、本件原子炉施設を稼働させることによる地域の電力需要に対する電力の安定供給の確保、産業経済活動に対する便益の供与、資源エネルギー問題や環境問題への寄与などといった公共性ないし公益上の必要性は、当該侵害行為の違法性を判断するに当たっての考慮要素となるものではないといべきである。

さらに、発電用原子炉施設において重大事故が発生した場合に当該発電用原子炉施設の周辺に居住等する住民がその生命、身体に重大な被害を受けるような放射線被曝を避けるために適切に避難することができる実効的な避難計画が定められており、当該避難計画に従って避難等することにより上記のような放射線被曝を免れる蓋然性が高い場合においても、その生命、身体に対する重大な被害を免れるためにその居住等する地を離れて避難を余儀なくされるごと、換言すれば、生活の本拠等を離れて避難しなければその生命、身体に対する重大な侵害行為といるべきである上、上記のとおり、いつん放射能によって汚染された環境を効果的かつ効率的に浄化することは現在の科学技術水準からはほとんど不可能であって、重大事故がもたらす災害によりその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受けることが想定される地域に居住等する者は、事故後その居住等する地に戻ることが事実上不可能ないし著しく困難になると考へられると、たとい適切かつ実効的な避難計画が策定されていたとしても、その居住等する地を離れて避難しない限り、当該発電用原子炉施設の運転等に起因する放射線被曝によりその者の

生命、身体に直接的かつ重大な被害が生じる具体的な危険が存する場合には、差止請求の要件を満たすものというべきである。

そこで、人格権に基づく妨害予防請求としての差止請求の要件としての生命、身体に直接的かつ重大な被害が生じる具体的な危険について検討する。

(2) 差止請求の要件としての具体的危険

本件原子炉施設のような発電用原子炉施設については、その原子炉施設（使用済核燃料貯蔵施設を含む。以下同じ。）の安全性が確保されないとときは、当該発電用原子炉施設の従業員を放射線に被曝させるのみならず、当該発電用原子炉施設の周辺環境に放射性物質が放出されて周辺の環境を放射館によつて汚染し、放射線被曝によって当該発電用原子炉施設の周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼすなど、深刻な災害を引き起こすおそれがある。このような災害は、当該発電用原子炉施設の設計、施工の瑕疵や、人為による過誤等によっても生じ得るが、戦争やテロリズム、さらには地震、津波、火山の噴火、竜巻等といった自然現象によつても生じ得るものである。とりわけ、我が国は、後記のとおり、4つのプレート（ユーラシアプレート、北米プレート、太平洋プレート及びフィリピン海プレート）の境界付近に位置しており、プレートテクトニクスのエネルギーにより、世界的にみても、規模の大きな地震や地殻に伴う津波が頻発する地域となつてゐるのみならず、火山フロンントが形成されて多数の活火山が生み出され、大規模な噴火を繰り返してきたことは、公知の事実である。そのような状況の下において、どのような事象が生じても発電用原子炉施設から放射性物質が周辺の環境に放出されることは不可能といらるべきであつて、想定される事象の水準（レベル）もつてしては不実現である。そのため現在の科学技術水準をいかかに高く設定し、当該事象に対する安全性的確保を図つたとしても、想定された水準（レベル）を超える事象は不可避的に生起するのであり、また、そのような事象が生じる頻度が極めてまれなものであるとしても、当該事象

が当該発電用原子炉施設の運用期間（発電用原子炉施設に核燃料物質が存在する期間）中に生じる可能性が零ということはできない。
すなわち、地震、津波や火山の噴火といった自然現象の予測における科学的、技術的手法には必然的に限界が存するものであって、少なくとも現時点においてその限界が克服されたとはいえない状況にあることは公知の事実であり、最新の科学的技術的知見を踏まえた予測を行ったとしても、当該予測を超える事象が発生する危険（リスク）は残る。また、一般に、自然現象について、地震や火山事象についても、規模と発生頻度との間に相関関係が認められており、その規模が大きくなればなるほど、発生頻度（発生確率）は低下する関係にあるが、その最大規模の自然現象の発生頻度（発生確率ないしリスク）が零になることはない。そして、そのようなリスクを許容するか否か、許容するとしてどの限度まで許容するかは、社会通念を基準として判断するほかないといべきである。

そうであるとすれば、人格権に基づく妨害予防請求としての発電用原子炉施設の運転等の差止請求においても、当該発電用原子炉施設が確保すべき安全性については、我が国の社会がどの程度の水準のものであれば容認するか、換言すれば、どの程度の危険性であれば容認するかという観点、すなわち社会通念を基準として判断するほかないといべきである。

(3) 発電用原子炉施設に対する法令の規制

ところで、発電用原子炉施設の設置及び運転等については、福島第一原発における事故の前から、原子炉等規制法（平成24年法律第47号による改正（以下「本件改正」という。）前のもの。）により、原子炉の設置の許可、変更の許可により原子炉の基本設計についての安全審査を、設計及び工事方法の認可により原子炉の具体的な詳細設計及び工事方法についての安全審査を行い、さらに、使用前検査及び定期検査を受けさせ、また、保安規定を定めて認可を受けさせることによつて、

原子炉の安全性の確保を図る仕組みが設けられてきた。その趣旨については、原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることに鑑み、このようないい災害が万が一にも起らざるため、原子炉施設の安全性につき、科学的、専門技術的見地から、多段階にわたり十分な審査を行わせることにあるものと解される。

ところが、前提事実(5)どおり、本件改正前の原子炉等規制法に基づく許可及び認可等を受けて稼働していた福島第一原子力発電所（福島第一原発）において、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震及び同地震による津波によって、1号機ないし4号機が全電源を失い、複数の原子炉で炉心溶融や水素爆発を起こすという過疎事故が発生し、大量の放射性物質が環境に放出された。

東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原発における事故を踏まえて、原子力基本法及び原子炉等規制法が改正（本件改正）された。本件改正の概要是、次のとおりである（前提事実(7)参照）。

原子力基本法2条に2項として、原子力利用に係る安全の確保については、「確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行うものとする」旨の規定が追加された上、原子炉等規制法1条の目的規定が、「原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子炉、核燃料物質及び原子炉による災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に關し、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行うほか、・・・もつて国民の生命、

健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする」と改められた。

原子炉等規制法においては、発電用原子炉の設置、運転等に関する規制として、設置及び変更の許可（43条の3の5、43条の8）、工事の計画の認可（43条の3の9）、使用前検査（43条の3の11）、施設定期検査（43条の3の15）、保安規定の認可（43条の3の24）などといった段階的な安全審査の仕組みは維持されたが、設置許可の申請書の記載事項として、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項（43条の3の5第2項10号）が加えられ、設置許可の基準の一として、設置者に重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷等）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するため必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を遅延するに足りる技術的能力があること（43条の3の6第1項3号）が定められ、発電用原子炉設置者が発電用原子炉施設の保全等のために講じなければならない保安のために必要な措置（保安措置）に重大事故が生じた場合における措置に関する事項を含むものとされる（43条の3の2第1項）など、重大事故対策が強化されたほか、許可を受けた発電用原子炉施設について最新の科学的技術的情見を踏まえた新たな基準が定められた場合には当該施設を当該基準に適合させるバックフィット制度が導入され（43条の3の14、43条の3の16。基準を満たさない発電用原子炉施設に対しては運転停止や許認可の取消しを行ふことになる。43条の3の23、43条の3の20第2項）、発電用原子炉施設の運転期間を使用前検査に合格した日から起算して40年とする（ただし、20年を超えない期間を限度として、1回に限り、延長の認可をすることができる。）運転期間制限制度が導入され（43条の3の32），さらに、発電用原子炉施設者は自ら当該発電用原子炉施設等の安全性についての評価を行うことを義務

付け、その結果等を届出させ、届出に係る評価の結果等を公表する制度も導入される（43条の3の29）などでした。

そして、原子力利用における安全の確保及び原子炉に関する規制等を行う機関として、原子力規制委員会設置法に基づき、新たに原子力規制委員会が設置された。原子力規制委員会設置法によれば、原子力規制委員会は、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなつた原子力利用に関する政策に係る統制り行政の弊害を除去し、一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立つて、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るために必要な施策を策定し、又は実施する事務（原子炉に関する規制に関することを含む。）を一元的につかさどるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使し、もつて国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として（1条）、国家行政組織法3条2項の規定に基づき、環境省の外局として設置された行政機関であり（2条）、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全の確保を図ること（原子炉に関する規制に関することを含む。）を任務とし（3条）、原子力利用における安全の確保に関する事務をつかさどる（4条）。原子力規制委員会は、委員長及び委員4人をもつて組織され（6条）、委員長及び委員は、人格が高潔であつて、原子力利用における安全の確保に関する専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命し（7条），独立してその職権を行う（5条）。原子力規制委員会には、原子炉安全専門審査会等が置かれ（13条）、原子炉安全

専門審査会は、原子力規制委員会の指示があつた場合において、原子炉に係る安全性に関する事項を調査審議し（14条）、その審査員は、学識経験のある者のうちから原子力規制委員会が任命する（15条）。原子力規制委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、原子力規制委員会規則を制定することができる（26条）。原子力規制委員会には、その事務を処理させるため、事務局として原子力規制庁が置かれる（27条）。

以上が本件改正の概要であるが、その趣旨については、福島第一原発事故の深い反省に立ち、その教訓をいかしてそのような事故を二度と起こさないようにするとともに、我が国の原子力の安全に関する行政に対する損なわれた信頼を回復し、当該行政の機能の強化を図るため、原子炉等規制法において、最新の科学的技術的知見を規制に反映し、これを踏まえた基準に許可等の発電用原子炉施設等を適合させる制度（バックファイット制度）を導入し、事故の発生防止はもとより、万一炉心の著しい損傷その他の重大な事故が起きたも放射性物質が異常な水準で外へ放出されるような事態に進展しないようにも多様かつ重層的な対策を要求するなどの重大事故対策を強化し、運転期間の制限等を行うなど、発電用原子炉施設等の安全規制体制を強化するとともに、規制と利用の分離を徹底し、規制の任に当たる組織（原子力規制委員会）の独立性を確保し、もって、いわゆる安全神話に陥ることなくその専門技術的知見に基づいてその規制権限を行使することができるようになることにあると解される（甲312）。

一原発における事故の経験に鑑み、発電の用に供することを含む原子炉の利用については、当該事故の教訓をいかし、危険性（リスク）を管理しつつ安全性を高めていくことを前提として、強化された安全規制の下において最新の科学的技術的知見を踏まえた基準に適合する発電用原子炉施設等のみを運用していくこととしたことができる。そして、その趣旨からすれば、本件改正後の原子炉等規制法は、福島第一原発事故の教訓等に鑑み、発電用原子炉施設等の安全規制に最新の知見を反映させ、発電用原子炉施設が常に最新の科学的技術的知見を踏まえた基準に適合することを求めるところにも、科学的、技術的手法の限界を踏まえて、想定外の事象が発生して発電用原子炉施設の健全性が損なわれる事態が生じたとしても、放射性物質が周辺環境に放出されるような重大事故が生じないよう、重大事故対策の強化を求めるものであると解される。

このような本件改正後の原子炉等規制法における規制の目的及び趣旨からすれば、原子炉等規制法は、最新の科学的技術的知見を踏まえて合理的に予測される規模の自然災害を想定した発電用原子炉施設の安全性の確保を求めるものと解されるのであって、同法1条にいう「大規模な自然災害」についても上記のような趣旨に解される。そして、このような本件改正後の原子炉等規制法の規制の在り方には、我が国の自然災害に対する発電用原子炉施設等の安全性についての社会通念が反映しているということができる。

福島第一原発事故の経験を経た後の我が国において発電用原子炉施設の安全性の確保について上記のような立法政策がとられたことにも鑑みると、発電用原子炉施設の安全性が確保されないとときにもたらされる災害がいかに重大かつ深刻なものであるとしても、抗告人が主張するような発電用原子炉施設について最新の科学的、技術的知見を踏まえた合理的な予測を超えた水準での絶対的な安全性に準じる安全性の確保を求めることが社会通念になつていきることはできず、また、極めてまれではあるが発生すると発電用原

子炉施設について想定される原子力災害をはるかに上回る規模及び態様の被害をもたらすような自然災害を含めて、およそあらゆる自然災害についてその発生可能性が零ないし限りなく零に近くならない限り安全確保の上でこれを想定すべきであるとの社会通念が確立しているということもできないのであり、原子力利用に関する現行法制度の下において上記のような立法政策が採用されていると解すべき根拠も見いだせない。

そして、発電用原子炉施設が現在の科学技術水準に照らし客観的にみて上記のような安全性に欠けるものではある場合には、当該発電用原子炉施設の運転等によって放射性物質が周辺環境に放出され、放射線被曝により人の生命、身体に重大な被害を与える具体的な危険が存在するものと解すべきである。

(4) 人格権侵害の具体的危険の存在についての主張、陳明の在り方

人格権に基づく妨害予防請求として発電用原子炉施設の運転等の差止めを求める訴訟においては、原告が、当該発電用原子炉施設が客観的にみて安全性に欠けるところがあり、その運転等（稼働）によって放射性物質が周辺環境に放出され、その放射線被曝によりその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受けける具体的危険が存在することについての主張、立証責任を負うべきであり、その保全処分としての発電用原子炉施設の運転等の差止めを求める仮処分においては、申立人（債権者）が、被保全権利としての上記の具体的危険の存在についての主張、陳明責任を負うべきものと解される。

もつとも、前記のとおり発電用原子炉施設の設置及び運転等が原子炉等規制法に基づく安全性についての多段階の審査を経た上で行い得るものとされている上、本件改正後の原子炉等規制法において、発電用原子炉施設設置者が当該発電用原子炉施設の安全性について自ら評価を行いう制度が導入されたことにとも繋みると、当該発電用原子炉施設を設置、運転等する主体としての事業者（本案訴訟における被告及び保全処分における債務者）は、発電用原子炉施設の安全性に関する専門技術的知見及び資料を十分に保持しているの

が通常である。

他方で、発電用原子炉施設が客観的にみて安全性に欠けるところがある場合、放射性物質が周辺の環境に放出される事故が起こったときには、当該発電用原子炉施設に近い住民ほど放射線被曝による被害を受ける蓋然性が高く、しかも、その被害の程度はより直接的かつ重大なものとなるのであり、特に、当該発電用原子炉施設の近くに居住する者は、その生命、身体に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定されるのにに対し、当該発電用原子炉施設からはあるかに遠く離れた地域の住民は、想定外の悪条件が重なるなどしたような場合は格別、通常は、その健康の維持に悪影響を及ぼす程度の量の放射線に被曝する可能性はほとんどないか著しく小さいものと想定される。なお、発電用原子炉施設が客観的にみて安全性に欠けるところがあり、放射性物質が周辺の環境に放出されるような事故によつて当該地域に居住する住民がその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域については、当該発電用原子炉施設に設置される原子炉の種類、構造、規模等の当該発電用原子炉施設に関する具体的な諸条件等の下において、当該発電用原子炉施設との位置関係を基本として、社会通念に照らし、合理的に決すべきものといえる。

以上の点を考慮すると、人格権に基づく妨害予防請求として発電用原子炉施設の運転等の差止めを求める訴訟においても、当該訴訟の原告が当該発電用原子炉施設の安全性の欠如に起因して生じる放射性物質が周辺の環境に放出されるような事故によってその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域に居住等する者である場合には、当該発電用原子炉施設の設置、運転等の主体である被告事業者の側において、まず、当該発電用原子炉施設の運転等（稼働）によって放射性物質が周辺環境に放出され、その放射線被曝により原告ら当該施設の周辺に居住等する者がその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的な危険が存在しないことについて、

相当の根拠、資料に基づき、主張、立証する必要があり、被告事業者がこの主張、立証を尽くさない場合には、上記の具体的な危険が存在することが事実と推定されるものというべきである（保全処分の申立てにあつては、債務者事業者において上記の主張、説明をする必要があり、債務者事業者がこの主張、説明を尽くさない場合には、上記の具体的な危険が存在することが事実上推定されるものといふべきである）。これに対し、当該訴訟の原告が少なくとも上記の地域から遙く離れた地域に居住等する者である場合には、主張、立証責任を負うべき原告において、当該発電用原子炉施設が客觀的にみて安全性に重大な欠陥等があり、その運転等（稼働）によって放射性物質が異常に居住等する当該原告の生命、身体にまで直接的かつ重大な被害を受ける具体的な危険が存在することを主張、立証すべきである（保全処分の申立てにおいては、債務者において上記の主張、説明をすべきである。）。

ところで、前記のとおり、発電用原子炉施設の設置及び運転等については、事故の発生を防止し、万が一重大な事故が生じた場合でも放射性物質が異常な水道で当該発電用原子炉施設の外へ放出されるような災害が起こらないようにするため、原子炉等規制法等により、発電用原子炉の設置及び変更の許可、工事の計画の認可、使用前検査、保安規定の認可、施設定期検査等の段階的規制が定められるとともに、各段階において、その委員長及び委員が原子力利用における安全の確保について専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者の中から任命され、独立して職権を行使するものとされているのみならず、当該発電用原子炉施設については、既に許認可等を受けている場合であっても、原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するように維持する義務を負うものとされている（バックフィット制度）ところからすれば、上記訴訟における被告事業者は、前記の具体的な危険が存在しないことについての主

張、立証において、その設置、運転等する発電用原子炉施設が原子力規制委員会において用いられる具体的な審査基準に適合するものであることを主張、立証の対象とすることができるというべきである。そして、被告事業者の設置、運転等する発電用原子炉施設が原子炉等規制法に基づく設置の変更の許可や工事の計画の認可等を通じて原子力規制委員会において用いられる具体的な審査基準に適合する旨の判断が原子力規制委員会により示されている場合には、具体的な審査基準の設定及び当該審査基準適合性についての判断が、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づくものである上、前記のとおり、原子力規制委員会が原子力利用における安全の確保に関する専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者のうちから任命される委員長及び委員は専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使することとされていることにも鑑みると、被告事業者は、当該具体的な審査基準に適合されること及び当該発電用原子炉施設が当該具体的な審査基準及び判断の過程に不合理的な点がないことを相当地の根拠、資料に基づき主張、立証（保全処分の申立てにおいては債務者事業者において主張、説明）すれば足りるというべきである。これに対し、原告（債権者）は、被告（債務者）事業者の上記の主張、立証（説明）を妨げる主張、立証（説明）（いわゆる反証）を行うことができ、被告（債務者）事業者が上記の点について自ら必要な主張、立証（説明）を尽くさず、又は原告（債権者）の上記の主張、立証（説明）（いわゆる反証）の結果として被告（債務者）の主張、立証（説明）が尽くされない場合は、原子力規制委員会において用いられている具体的な審査基準に不合理な点があり、又は当該審査基準が当該発電用原子炉施設が当該具体的な審査基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点があることないしその調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落がないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証（保全処分の申立てにおいては債務者事業者において主張、説明）すれば足りるというべきである。

定されるものというべきである。そして、上記の場合には、被告（債務者）は、それにもかかわらず、当該発電用原子炉施設により放射性物質が周辺環境に放出され、その放射線被曝により当該原告（債権者）の生命、身体に直接的かつ重大な具体的危険が存在しないことを主張、立証（陳明）しなければならないというべきである。

なお、具体的危険の有無についての主張、陳明について上記のように解した場合、その限りにおいて、裁判所の審理判断は、原子力規制委員会において用いられている具体的な審査基準の設定に不合理な点がないか否か、及び当該発電用原子炉施設が当該具体的な審査基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点がないか否かがないか否かないか否かといったものである。

すなわち、発電用原子炉施設の安全性確保のための具体的な審査基準の設定及び当該審査基準適合性についての判断は、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づくものであるところ、民事訴訟を含む現行の裁判制度の下においては、専門委員の関与や鑑定などといった裁判所がその専門的知見を補うための制度的仕組みが設けられているものの、裁判所がそのような高度な科学的、専門技術的知見に基づく判断の当否を同程度の水準に立って行うことは本来予定されていない（特に本件申立てのような民事保全手続や抗告審手続においては、鑑定は民訴法188条の要件を欠き、専門委員の関与も手続的にない）。このことに加えて、上記の審査、判断等をつかさどる原子力規制委員会の上記のような規制機関としての性格にも鑑みると、原子力規制委員会が原子炉等規制法に基づいてした発電用原子炉の設置許可等の取消し等を求める抗告訴訟においてのみならず、人格権に基づく妨害予防請求として発電用原子炉施設の運転等の差止めを求める民事訴訟においても、被告（債務者）事業者がその設

量、運転等する発電用原子炉施設が原子力規制委員会において用いられている具体的な審査基準に適合する旨の判断が原子力規制委員会により示されていることをもって、当該発電用原子炉施設の運転等（稼働）によって原告（債権者）ら当該施設の周辺に居住等する者がその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的危険が存在しないことについての主張、立証（陳明）を行う場合には、裁判所は、原子力規制委員会において用いられている具体的な審査基準の設定に不合理な点がないか否か及び当該発電用原子炉施設が当該具体的な審査基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点がないことないしその調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落がないか否かといふ観点から行わざるを得ないというべきである。

もつとも、発電用原子炉施設の安全性が確保されないとときは、当該施設の周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によつて汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることは前記のとおりであるから、被告（債務者）事業者は、原子力規制委員会において用いられている具体的な審査基準に不合理な点がないこと及び当該発電用原子炉施設が当該具体的な審査基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点がないことないしその調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落がないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証（陳明）する必要があるのであって、その立証（陳明）の程度がいささかでも軽減されるものでないことはいうまでもなく、被告（債務者）事業者が上記の主張、立証（陳明）を尽くさない場合に、原子力規制委員会において用いられている具体的な審査基準に不合理な点があり、又は当該発電用原子炉施設が当該具体的な審査基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点があることないしその調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があることが事実上推定されることは、上記のとおりである。

(5) 抗告人の主張について

抗告人は、発電用原子炉施設に求められる安全性は、福島第一原発事故のような過酷事故を絶対に起こしてはならないという絶対的な安全性に準じる極めて高度な安全性であり、人格権に基づく発電用原子炉施設の運転の差止めの要件となる具体的危険の内容は、福島第一原発事故のような重大な災害、過酷事故が万が一にも起こらぬようにするための高度な安全性に欠ける点があることと解すべきであり、その具体的危険の程度は、相当程度低いものであったとしても、その可能性があれば足り、重大な災害、過酷事故が発生する可能性、危険性が否定できないものであれば足りるといふべきである旨、また、その安全性の判断においては、「社会通念」という基準を持ち込むべきではなく、行政庁の専門的技術的裁量を尊重する必要はなく、科学的に不確かな事柄である過酷事故発生の確率論的な可能性について、そのリスクを安全とみるか非安全とみるかという価値的判断によるべきであると主張する。

しかしながら、人格権に基づく妨害予防請求としての発電用原子炉施設の運転等の差止請求においても、当該発電用原子炉施設が確保すべき安全性については、我が国の社会がどの程度の水準のものであれば容認するか、換言すれば、どの程度の危険性であれば容認するかという観点、すなわち、社会通念を基準として判断すべきであることは、前記のとおりである。

そうであるところ、前記のとおり、本件改正後の原子炉等規制法は、福島第一原発事故の教訓等に鑑み、発電用原子炉施設の安全規制に最新の知見を反映させ、発電用原子炉施設が常に最新の科学的技術的知見を踏まえた基準に適合することを求めるとともに、科学的、技術的手法の限界を踏まえて、想定外の事象が発生して発電用原子炉施設の健全性が損なわれる事態が生じたとしても、放射性物質が周辺環境に放出されるような重大事故が生じないよう、重大事故対策の強化を求めるものであると解される。そして、このような本件改正後の原子炉等規制法における規制の目的及び趣旨からすれば、

原子炉等規制法は、最新の科学的技術的知見を踏まえて合理的に予測される規模の自然災害を想定した発電用原子炉施設の安全性の確保を求めるものと解されるのであって、同法1条にいう「大規模な自然災害」についても上記のような趣旨に解されるのであり、抗告人らが主張するような水準（レベル）の安全性を発電用原子炉施設に求めれる趣旨のものであると解する根拠は見いだせない。そして、このような本件改正後の原子炉等規制法の規制の在り方には、我が國の自然災害に対する警戒用原子炉施設の安全性についての社会意識が反映しているということができる。

上記のとおり、福島第一原発事故の経験を経た後の我が国において発電用原子炉施設の安全性の確保について上記のような立法政策がとられたことに鑑みると、発電用原子炉施設の安全性が確保されないときにもたらされる災害がいかに重大かつ深刻なものであるとともに、抗告人らが主張するような発電用原子炉施設について最新の科学的、技術的知見を踏まえた合理的な予測を超えた水準での絶対的な安全性に準じる安全性の確保を求めることが社会通念になつているということはできず、また、極めてまれではあるが発生すると発電用原子炉施設について想定される原子力災害をはるかに上回る規模及び熊様の被爆をもたらすような自然災害を含めて、およそあらゆる自然災害についてその発生可能性が零ないし限りなく零に近くならない限り安全確保の上でこれを想定すべきであるとの社会通念が確立しているといふこともできないのであり、原子力利用に関する現行法制度の下において上記のような立法政策が採用されていると解すべき根拠も見いだせない（なお、福島第一原発事故を経た後の我が国においては、少なくとも福島第一原発事故を招來したような自然災害（地震及び津波）については、それを想定すべきであるとするのが社会通念となつていいものと認められるが、疎明資料（甲1）によれば、東北地方太平洋沖地震の発生前の時点で、貞櫛地震（西暦869年）において福島にも非常に大きな津波（東京電力株式会社の推定によると

福島第一原発の地点でO. P. (小名浜港工事基準面) + 9. 2 m) が来襲していたことが指摘されていたほか、福島第一原発付近における津波堆積物の調査により貞觀地震を含めて過去に5回の大津波が発生していた等の知見が得られていたとされる。)。

また、自然現象の想定には、最新の科学的技術的知見を踏まえた予測が不可欠であるが、この自然現象の想定は、本件改正後の原子炉等規制法の下では、その基本設計等の安全性にかかる事項として、原子力規制委員会がその規則で定める発電用原子炉の設置の許可等のための審査において用いる具体的な審査基準において考慮されるものである。そして、前記のとおり、発電用原子炉施設の安全機能を損なうそれのある自然現象の想定を含む具体的な審査基準の設定及び当該審査基準適合性についての判断が、多方面にわたる極めて高度な最新的科学的、専門技術的知見に基づくものである上、原子力規制委員会が原子力利用における安全の確保に関する専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者のうちから任命される委員長及び委員により構成され、委員長及び委員は専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使することとされることはにも鑑みると、被告事業者の設置、運転等する発電用原子炉施設が原子炉等規制法に基づく発電用原子炉の設置の許可なしの許可や工事の計画の認可等を通じて原子力規制委員会において用いし変更の許可や工事の計画の認可等を通じて原子力規制委員会によいられている具体的な審査基準に適合する旨の判断が原子力規制委員会により示されている場合には、被告事業者は、上記自然現象の想定についても、それに係る具体的な審査基準に不合理な点がないこと及び当該発電用原子炉施設が当該具体的な審査基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点がないことないしその調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠陥がないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証（保全処分の申立てについては債務者において主張、説明）すれば足りるというべきである。

以上のとおりであるから、抗告人らの前記主張は、いずれも採用することができない。

- (6) 本件における主張、説明及び審理の在り方
- 本件申立てにおける抗告人らと本件原子炉施設との位置関係等に鑑みると、少なくともその一部に本件原子炉施設の安全性の次如に起因して生じる放射性物質が周辺の環境に放出されるようなどの事故によってその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域に居住等する者が含まれているものと認められるから、相手方ににおいて、本件原子炉施設の運転等（稼動）によって放射性物質が周辺環境に放出され、その放射線被曝により抗告人ら（のうち本件原子炉施設の安全性の次如に起因して生じる放射性物質が周辺の環境に放出されるようなどの事故によってその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域に居住等する者）がその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的な危険が存在しないことについて、相当の根拠、資料に基づき、主張、説明する必要があり、相手方がこの主張、説明を仄くさない場合には、上記の具体的な危険が存在することが上推定されるものというべきである（上記の具体的な危険が存在することが認められた場合には、各抗告人ごとに当該具体的な危険の有無について更に判断することになる。）。

ところで、前掲事実⑫のとおり、本件原子炉施設については、新規制基準の下において、平成26年9月から平成27年5月にかけて、原子炉等規制法に基づき、原子力規制委員会により、発電用原子炉の設置変更の許可、工事計画の認可及び保安規定変更の認可がされており、原子力規制委員会において用いられている具体的な審査基準に適合する旨の判断が原子力規制委員会により示されているから、相手方は、本件原子炉施設が原子力規制委員会において用いられている具体的な審査基準に適合するものであることを主張、説明の対象とができるところ、本件申立てにおいて、相手方は、

上記の主張、陳明を行っている。したがって、当審においては、抗告人の主張に即して、原子力規制委員会において用いられている具体的な審査基準に不合理な点がないか否か、及び本件原子炉施設が当該具体的な審査基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点がないか否かないしその調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落がないか否かという観点から、相手方が上記の主張、陳明を尽くしているか否かについて判断することとする。

2 地震に起因する本件原子炉施設の事故の可能性と人権侵害又はそのおそれの有無（争点2）について

（1）認定事実

認定事実は、以下のとおり補正するほかは、原決定の「理由」中「第4 当裁判所の判断」の2(1)に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原決定8頁9行目「146」の後に「198」を加える。

イ 原決定8頁3行目の「かつた」の次に「また、同小委員会においては、余震や誘発地震について、余震や誘発地震については、繰り返し荷重として施設の設計において考慮されるべきであるとの意見等もあったが、多種多様な地震像を検討することは重要であるとの観点から、地震発生に伴う応力伝播によって、異なる発生様式の地震が発生する可能性について、科学的知見に基づき検討することを規定すべきであるとされ、上記安全審査の手引きの改定案において、「地震発生に伴う応力伝播によって異なる発生様式の地震が発生する可能性について検討すること」との規定を追加するものとされたにとどまり、それ以上の規定の手直しや追加は行われなかつた」を加える。

ウ 原決定8頁14行目「3」の後に「・4」を加える。

エ 原決定100頁27行目「当たる。」の後に「また、重力異常図の等値線が密などころは、断層等の影響により地下で硬い岩盤が大きな落差を持つ

つているところや、密度の大きい岩石と小さい岩石が接している場所に対応する。」を加える。

オ 原決定113頁10行目から16行目までを次のとおり改める。
「 すなわち、原子炉容器内及び原子炉格納容器等には、中性子束計、流量計、圧力計、エリモニタ等が設置され、これらの検出器が異常を検知した場合、中央制御室の制御盤に警報が発せられる。

（b）原子炉を安全に止めて治やす設計

相手方は、原子炉を停止させるための設備として、制御棒及び制御棒駆動装置を備えるとともに、化学体積制御設備を設置している。

(a) 検出器があらかじめ定めた許容値を超える異常値を検知した場合、原子炉保護設備から原子炉トリップ信号が発せられ、同信号によつて制御棒が自動的に開放され、制御棒駆動装置による保持力が失われ、制御棒が自重で炉心に落下し、原子炉を緊急停止させる。それとともに、発電機が解列され、タービン及び発電機が自動停止する。また、万一制御棒の働きが十分でない場合には、化学体積制御設備から高濃度のほう酸を原子炉に注入することにより原子炉を停止させる。なお、原子炉停止用地震感知器は、本件原子炉施設の岩盤部付近の揺れを検知するため、原子炉補助建屋の最下階等に設置され、原子炉トリップ信号発信のための設定値は標準地震動による最大加速度に対して4分の1程度に設定されている。

原子炉の緊急停止後も燃料から崩壊熱が発生し続けるため、原子炉の停止後は、二次冷却設備の主給水ポンプで蒸気発生器への給水を継続することにより、蒸気発生器で一次冷却材の熱を二次冷却材へ伝え、二次冷却材（蒸気）をタービンバイパス系により復水器で水に戻すか、又は主蒸気通し弁から大気中に逃すことにより、原子炉の崩壊熱を除去す

る。その後、一次冷却材の温度及び圧力が 1.7°C、約 3 MPa になった段階で、余熱除去ポンプで一次冷却材を余熱除去冷却器に送り、余熱除去冷却器で一次冷却材の熱を原子炉補機冷却系の水に伝え、最終的な熱の逃し場である海へ移送し、一次冷却材の温度及び圧力を 60°C、0.3 MPa まで下げる。

二次冷却設備が使用できない場合には、次のように原子炉の残留熱が除去される仕組みとなっている。すなわち、主給水ポンプの故障等により蒸気発生器への通常の給水機能を失った場合には、別の水源（復水タンク等）から蒸気発生器に水を送る補助給水設備により、蒸気発生器への給水が維持される。補助給水設備には、電動機により駆動する電動補助給水ポンプと、動力源として電力を必要としない蒸気タービンによつて駆動するタービン動補助給水ポンプがあり、本件原子炉施設の各号機には、前者が 2 台、後者が 1 台ずつ設置されている。なお、電動補助給水ポンプは、外部電源が失われた場合でも、非常用ディーゼル発電機により電力供給を受けることが可能である。タービン動補助給水ポンプは、主蒸気管から分岐した蒸気で駆動するため、外部電源及び非常用ディーゼル発電機からの電源が失われた場合にも運転可能である。また、原子炉停止後の残留熱除去のため、二次冷却材の余剰な蒸気を大気に逃す必要が生じた場合には、主蒸気逃がし弁が手動で操作可能であり、それが操作できぬ場合には、主蒸気安全弁の操作が可能となっている（主蒸気安全弁は設定圧力に達すると自動的に作動する。）。】

原決定 1.1.3 頁 2.3 行目「ような」の後に「LOCA の」を、25 行目末尾に「一次冷却材圧力の著しい低下や原子炉格納容器圧力の上昇等の異常が検知されると、原子炉保護設備から発せられる非常用炉心冷却設備動作信号により ECCS が自動的に作動する。ECCS は、高压注入系、低压注入系及び蓄圧注入系という複数の注水系統を有しており、高压注入系

の充てん／高压注入ポンプ及び低圧注入系の余熱除去ポンプが直ちに自動作動し、原子炉容器（一次冷却材圧力バウンダリ）の圧力が高い際には高压注入系が、その後原子炉容器（一次冷却材バウンダリ）の圧力が低下すると低压注入系がそれぞれ動いて燃料取替用水タンクから原子炉容器内にほう酸水を注水する。また、蓄圧注入系は、原子炉容器内の圧力が一定程度低下した時点で自動作動して原子炉容器内にほう酸水を注水する。なお、高压注入系には 1 台で十分な量を炉心に注水できる容積の充てん／高压注入ポンプが 3 台分離して設置（2 系列、1 台予備）され、同ポンプの電動機は各自独立した非常用母線に接続している。外部電源を喪失した場合には、非常用ディーゼル発電機等からの電力を受電できる。さらに、燃料取替用水タンクのほう酸水量が減少した場合には、水源を格納容器再循環サンプに切り替え、原子炉格納容器の底に溜まった水を再利用して注水を続けることができる。次に、低压注入系には 1 台で十分に炉心の冷却が可能である容積の余熱除去ポンプが 2 台設置されており（2 系列）、高压注入系同様、非常用ディーゼル発電機の利用、格納容器再循環サンプからの給水ができる。そして、蓄圧注入系は高濃度のほう酸水を蓄える蓄圧タンク（3 基）と一次冷却設備とを配管で接続した装置で、蓄圧タンクは窒素ガスで加圧されており、一次冷却材の圧力が一定程度低下した場合には、外部電源等の駆動源（電源）を必要とせず、逆止弁の自動開放によってほう酸水を原子炉容器内に自動的に注水することができる。なお、原子炉格納容器内に注入されたほう酸水は、余熱除去冷却器によって冷却することができ、水源を格納容器再循環サンプに切り替えて注水する際は、冷却されたほう酸水を注水することができるようにになっている。ECCS が作動した場合、蒸気発生器を通じた崩壊熱の除去のため、二次冷却設備とは別の水源（復水タンク等）から蒸気発生器に水を送る補助給水設備が自動作動する。その機序は、前記 1(b)のとおりである。」をそれぞれ加える。

キ 原決定114頁23行目末尾に「「原子炉格納容器スプレイ設備」は、格納容器スプレイポンプ2台及びスプレイリング等で構成され、燃料取替用水タンク内のほう酸水にヨウ素除去薬品タンク内の苛性ソーダを添加した冷却水を原子炉格納容器内に噴霧する設備であり、原子炉格納容器圧力の異常値が検知された時点で自動動作し、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるとともに、原子炉格納容器内に漏えいした一次冷却剤（蒸気）に含まれる放射性ヨウ素を減少させる。燃料取替用水タンクの水量が減少した場合には、水源を格納容器再循環サブに切り替えて注水することができる。また、原子炉格納容器の配管等の貫通部の外側にはアニエラス部（密閉された空間）が設けられており、配管等貫通部から漏出した空気はアニエラス部内に留まる構造になっている。アニエラス部には、空気浄化設備（2台）が設置されていて、原子炉格納容器スプレイ設備が作動すると自動的にアニエラス空気浄化設備が起動し、アニエラス部に漏出した空気にある放射性物質をアニエラス空気浄化よう素除去フィルタユニット及び同微粒子除去フィルタユニットにより除去する仕組みとなつている。」を加える。

ク 原決定115頁16行目「全交流」から20行目末尾までを次のとおり改める。

「本件原子炉施設の外部電源については、送受電可能な500KV送電線1ルート2回線（南九州変電所に連絡）と、受電専用220KV送電線1ルート1回線（同上）が確保されており、その3回線のいずれの1回線でも、本件原子炉施設の原子炉の停止、冷却等に必要な電力を賄うことができる。本件原子炉施設においては、南九州変電所が停止した場合に、受電専用220KV送電線について人吉変電所を経由するルートに接続する運用としている。これらの送電線については、送電鉄塔の基礎が地盤に対する安定性（盛土の崩壊等がないこと）を確保するとともに、耐震性の高い

碍子を用いるなどして、耐震安全性の向上を図っている。

次に外部電源を喪失した場合には、本件原子炉施設の各号機にそれぞれ2台ずつ設置された非常用ディーゼル発電機により電源が確保される。非常用ディーゼル発電機は、1台の発電機で安全上重要な設備等へ十分な電力を供給できる容量（約7200kVA）を有しており、それを独立した部屋に設置するとともに、それぞれ独立した非常用母線に接続している。そして、通常からディーゼル機関内の循環温水による當時加熱や潤滑油の常温加温等により、非常に急速起動できるように備えている。非常用ディーゼル発電機用の燃料貯蔵タンクには7日間連続運転できるだけの燃料が貯蔵されているほか、燃料輸送用のタンクローリー車は本件原子炉施設に合計4台以上が配備されている。

そして、このような交流電源が全て喪失した場合においても、本件原子炉施設の各号機に1台ずつ設置された大容量空冷式発電機により、安全上重要な設備等に十分な電力を供給できるようになっている。この発電機も、上記燃料貯蔵タンクから燃料の供給を受けることによつて連続7日間の運転が可能となっている。大容量空冷式発電機は、両台の設置場所から補助建屋内受電盤まで送電ケーブルを常設しており、中央制御室からの操作で速やかに起動することができる。さらには、この大容量空冷式発電機の機能喪失に備え、高圧発電機車4台、中容量発電機車2台も配備されている。

また、全交流電源喪失時の計測制御機器への電源として蓄電池が確保されており、全交流電源喪失時に自動的に蓄電池から電源が供給されるが、新たに重大事故対応用に蓄電池を設置し、両蓄電池を組み合わせて使用することにより計測制御機器へ最大2~4時間の電力供給が可能となる。蓄電池が枯渇した場合には、可搬型直流電源設備である直流電源用発電機及び可搬型直流変換器により計測制御機器への電力供給を継続するところが可能となっている。」

ケ 原決定115頁24行目「常設」から25行目末尾までを「格納容器再循環サンプに集まる流出した一次冷却材を用いた低圧再循環等を整備した。」と改める。

コ 原決定116頁1行目「手段として、」から4行目末尾までを「復水タング等の水を消防ポンプを用いて原子炉格納容器スプレイ配管に送水できるルートを設置しているほか、常設電動注入ポンプや可搬式ディーゼル注入ポンプを配備し、原子炉格納容器スプレイ配管を通じてスプレーリングから原子炉格納容器内に冷却水を噴霧し、原子炉格納容器内の冷却に使用することができるようになっている。また、冷却コイルを内蔵し、原子炉格納機冷却設備により冷却水を供給することにより、原子炉格納容器気相部の自然流体冷却で原子炉格納容器内の温度や圧力を低下させる格納容器再循環ユニットや、海水ポンプが機能喪失した場合に海水を原子炉補機冷却設備や格納容器再循環ユニットに注水する移動式大容量ポンプ車を配備している。」と改める。

サ 原決定117頁15行目の「置を」の次に「前者につき各号機当たり5台、後者につき各号機当たり13台（予備1台を含む。）」を加える。

シ 原決定12頁11行目の「異常は」を「異常な」に改める。

(2) 新規制基準の合理性について

ア 抗告人らは、①基準地震動の考え方は、地震学者に支持されていない、②原子力規制委員会の田中委員長も新規制基準への適合性の判断がされたとしても、原子力発電所の安全性が担保されるものではないと発言している、③旧耐震基準や改訂耐震指針の下において、短期間に基準地震動を超過する地震が複数発生しているなどとして、基準地震動の考え方には信頼性を欠いており新規制基準が不合理である旨主張する。

イ そこで検討すると、前提事実(6)(7)及び認定事実ア(1)によれば、新規制基準や審査のため内規として用いられる地震ガイドは、独立性を有し、専

門的知識や経験や高い識見を有する原子力規制委員、あるいは、原子力規制委員会から委嘱を受けた外部の専門家等による多数回にわたる議論や検討を経て策定されたものであること、基準地震動の考え方方は、改訂耐震指針により、発電用原子炉施設の耐震設計の基準とすべきものとして導入されたものであり、改訂耐震指針においては、「敷地周辺の地質・地質構造並びに地震活動等の地震学及び地震工学的見地から施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を与えるおそれがあると想定することが適切な地震動」を基準地震動として策定した上、耐震設計上重要な施設は、基準地震動による地震力に対して、その安全機能が損なわれることのないように設計されなければならないとされていたこと、改訂耐震指針の下においては、敷地周辺に地震動を特定して策定する地盤及び震源を特定せず策定する地震動について、敷地における解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ策定することとされ、震源を特定して策定する地震動については、地形学、地質学、地球物理学的手法等を総合した十分な活断層調査を行うなど、敷地周辺の活断層の性質や過去の地震の発生状況を精査し、既往の研究成果等を総合検討すること、地震動評価に当たっては、地震発生様式、地震波伝播経路等に応じた諸特性（その地域における特性を含む。）を十分に考慮することとし、策定過程における不確かさ（ばらつき）についても、基準地震動の策定に及ぼす影響が大きいと考えられる不確かさ（ばらつき）の要因及びその大きさの程度を十分踏まえつつ、適切な手法を用いて考慮することとされていたこと、新規制基準の制定等においては、改訂耐震指針における上記のような基準地震動の考え方を基本的に踏襲するとともに（新規制基準においてはその供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震をもって基準地震動としている。）、東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う津波等に係る知見等並びに福島第一原発事

故の教訓等を踏まえ、地震関係では三次元の地下構造を反映した地震動評価、サイト敷地内の断層の活動性評価、施設への影響評価等、準則関係では東北地方太平洋沖地震で得られた知見に基づく基準津波の策定、敷地に津波を侵入させないとする安全設計方針の内容等、共通事項としてシビアアクシデント対策設備等に対する要件を検討事項に加えることで安全審査の高度化等が図られたこと（乙200の3、4）、新規制基準には上記の各検討事項を具体化した規定が盛り込まれるとともに、その趣旨を踏まえて発電用原子炉施設の設置許可等の段階の耐震設計方針に関する審査に活用するための具体的基準を定めた内規として、地震ガイドが策定されたこと、特に、基準地震動については、設置許可基準規則解説において、「最新の科学的、技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地盤構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定するところが適切なものと」すること、「検討用地震の選定や基準地震動の策定に当たって行う調査や評価は、最新の科学的・技術的知見を踏まえること」、「基準地震動の策定に当たっての調査に当たっては、目的に応じた調査手法を選定するとともに、調査手法の適用条件及び精度等に配慮することによって、調査結果の信頼性と精度を確保すること」、基準地震動による地震動の算定に当たっては、「十分な調査に基づく適切な解析条件を設定すること」及び「敷地における観測記録に基づくとともに、最新の科学的・技術的知見を踏まえて、その妥当性が示されていること」などと規定されたこと、以上の事実が認められる。

以上の事実に加えて新規制基準及び地震ガイドの規定内容にも鑑みると、新規制基準における基準地震動の考え方方は、発電用原子炉施設の敷地及び敷地周辺の調査を徹底的に行い、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、各種不確実さも考慮した上で、複数の手法を用いて評価した地震動を多角的に検討し、これを基に、当該発電用原子炉施設の敷地において発生する

ことが合理的に予測される最大の地震動を策定し、その地震動に耐え得る設計を要求することによって、当該発電用原子炉施設にその地震動への耐震性を持たせ、なおかつ、その地震動の予測の限界を率直に認め、基準地震動を超過する地震など想定外の事象が発生し、発電用原子炉施設の健全性が損なわれる事態が生じたとしても、その事態を放射性物質が大量に環境に放出される前に収束させるだけの備えを当該発電用原子炉施設に持たせようという認識に基づくものであることが認められ、このような考え方 자체は、最新の科学的技術的知見を踏まえて合理的に予測される規模の自然災害を想定した発電用原子炉施設の安全性の確保を求める原子炉等規制法の趣旨に沿うものであって、何らの不合理な点はない。上記の通り、基準地震動の考え方方は、新規制基準の策定前から発電用原子炉施設の安全審査に用いられてきたものであって、東北地方太平洋沖地震及び福島第一原発事故の教訓等を踏まえ、これらの原因を分析するなどして、新規制基準への取り込みを図ったものであり、その検討過程において、委員や外部の専門家の誰もが基準地震動の考え方方に異論を差し挟むことがなかつたことが認められるから、一部の地震学者等から基準地震動の考え方方に疑問が呈されているといふことだけで、その合理性が失われることはないというべきである。

また、基準地震動の策定方針をみても、上記のとおり敷地及び敷地周辺について最新の科学的、技術的知見を踏まえた調査を徹底して行うことを中心とした「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」と「震源を特定せざる地震動」を策定し、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」については、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」と「震源を特定せざる地震動」を策定する地震動が急速に蓄積され、地震学及び地震工学が著しく進歩したことと踏まえて高精度化された地震動評価手法である断層モデルを用いた手法に加えて、応答スペクトルに基づく地震動評価という異なる手法による地震動評価をも行った上

で設定することとし、これを基本としつつも、後記のとおり敷地周辺の状況等を十分考慮した詳細な調査を実施しても、なお敷地近傍において発生する可能性のある内陸地盤内の地震の全てを事前に評価し得るとは言い切れないことから、これを補完するものとして、観測記録を基に各種の不確かさを考慮して、「震源を特定せず策定する地震動」を適切に策定することにより、発電用原子炉施設の耐震設計の基準とすべき基準地盤の策定に万全を期することとしたものであることができる。このような不確かさを考慮における基準地盤の策定方針それ自体に、何ら不合理な点はないといふべきである。

ウ 抗告人は、平成17年から平成23年までの間に各地の原子力発電所において基準地盤動を超える事例が5件発生したこととをもって、基準地盤動の考え方が不合理で信頼性に欠けるものであると主張する。

しかししながら、認定事実力のとおり、上記5件の事例のうち3件は旧震震指針の下で策定された基準地盤動を上回ったものであるところ、そのうち宮城県沖地震の事例及び能登半島地震の事例の2件については、一部の周期帶で基準地盤動(S_1 及び S_2)の応答スペクトルを上回ったに過ぎない。また、認定事実カウのとおり、宮城県沖地震の事例については、女川原発において基準地盤動 S_1 及び基準地盤動 S_2 を超える地震動が観測された要因について、宮城県沖近海のプレート間地震の地域的な特性(震源特性)によるものとの分析がされ、能登半島地震の事例については、志賀原発において基準地盤動 S_1 及び基準地盤動 S_2 を超える地震動が観測された要因について、能登半島地震の地域的な特性(震源特性、敷地地盤の特性)によるものであると分析されている。さらに、上記3件のうちの残りの1件(新潟県中越沖地震の事例)については、柏崎・刈羽原発の敷地において基準地盤動 S_2 を大きく上回る地震動が観測されたが、その要因については、新潟県中越沖地震の地域的な特性(震源特性、伝播経路特性、

敷地地盤の特性)、すなわち、新潟県中越沖地震の震源断層面が平均よりも1.5倍大きな地震動を発生させる特徴があること、地震動の伝播過程においても深部地盤における地盤基盤面の傾斜によって揺れが2倍に増幅され、さらに浅部地盤における古い褶曲構造の存在によつても揺れが増幅されるという特徴があることによるものとの分析がされている。

他方、上記5件の事例のうち2件は、東北地方太平洋沖地震の事例であつて、いざれも福島第一原発及び女川原発において一部の周期帶で改訂耐震指針に従つて策定された基準地盤動 S_2 を超えた地震動が観測されたものであるところ、その要因については、プレート間地震であつて、内陸地震では起こり得ないよう非常に大きな領域が運動したことによるものであると分析されている。

以上の事実によれば、上記5件の基準地盤動超過事例のうち、宮城県沖地震、能登半島地震及び女川原発における震源特性(震源特性、伝播経路特性又は敷地地盤の特性)についての考慮ないしその前提となる調査及び評価が不十分であったということもできるところ、前記認定のとおり、新規制基準においては、これらの基準地盤動超過事例の教訓をも取り入れる形で、基準地盤動の策定に当たり地域の特性(震源特性、伝播経路特性又は敷地地盤の特性)を十分考慮することを求めるとともに、その前提となる調査及び評価に当たつては最新の科学的、技術的知見を踏まえることを求めしており、地震ガイド及び「敷地内及び敷地周辺の地質・地盤構造調査に係る審査ガイド」(平成25年6月19日原管地盤第1306191号原子力規制委員会決定。同ガイドにおいても、基準地盤動の策定等に関する調査に当たつては、可能な限り、最先端の調査手法が用いられていることが重要であるとされている。乙217)においてその趣旨を具体化した詳細な定めがされている。また、東北地方太平洋仲

地震の2事例についても、震源特性についての考慮が十分でなかったことが指摘できるところ、新規制基準においては、その教訓を取り入れる形で、プレート間地盤及びプレート内地盤について、国内のみならず世界で起きた大規模な地震を踏まえ、地震の発生機構及びテクニクス的背景の類似性を考慮した上で震源領域の設定を行うことなどと定められ、地震ガイドにおいても、その趣旨を具体化する形で、プレート間地盤及び海洋プレート内地震の規模の設定においては、敷地周辺において過去に発生した地震の規模、すべり量、震源領域の広がり等に関する地形・地質学的、地震学的及び測地学的な直接・間接的情報が可能な限り活用されていることを確認することや、国内のみならず世界で起きた大規模な地震を踏まえ、地震の発生機構やテクニクス的背景の類似性を考慮した上で震源領域が設定されていることを確認すること、最大な活断層については、断層間相互作用（活断層の連動）等に関する最新の研究成果を十分考慮して、地震規模や震源モデルが設定されていることを確認することなどが定められている。

以上によれば、新規制基準の策定前ににおいて基準地震動を超過する事例が平成17年から平成23年までの6年の間に5件発生した事実をもつて、新規制基準（及びその趣旨を具体化した地震ガイド）における基準地震動の定めが不合理であることの根拠となることはできないというべきである。

エ 抗告人らは、原子力発電所は、既往最大の値で耐震設計をしたとしても十分ではなく、これを十分に上回る値で耐震設計をすることが求められるのであり、既往地震の平均像を基に耐震設計をするのでは、原子力発電所の安全性は到底確保することができないと主張する。しかし、前記のとおり、本件改訂後の原子炉等規制法は、福島第一原発事故の教訓等に鑑み、発電用原子炉施設等の安全規制に最新の知見を反映

させ、発電用原子炉施設が常に最新の科学的技術的知見を踏まえた基準に適合することを求めるとともに、科学的、技術的手法の限界を踏まえて、想定外の事象が発生して発電用原子炉施設の健全性が損なわれる事態が生じたとしても、放射性物質が周辺環境に放出されるような重大事故が生じないよう、重大事故対策の強化を求めるものであると解されるのであり、このような本件改訂後の原子炉等規制法における規制の目的及び趣旨からすれば、原子炉等規制法は、最新の科学的技術的知見を踏まえて合理的に予測される規模の自然災害を想定した発電用原子炉施設の健全性の確保を求めるものと解されるのであって、抗告人らが主張するような既往最大の規模を十分上回る規模の自然災害を想定した安全性の確保を求めるものであると解することはできない。そして、前記において認定説示した新規制基準における基準地震動の考え方方は、上記のような原子炉等規制法の趣旨に適合するものであるから、不合理であるということはできない。

また、前記のとおり、発電用原子炉施設について最新の科学的、技術的知見を踏まえた合理的な予測を超えた水準での絶対的な安全性に達する安全性の確保を求めることが社会通念となっているということもできず、極めてまれではあるが発生すると発電用原子炉施設について想定される原子力災害をはるかに上回る規模及び様態の被害をもたらすような自然災害を含めて、およそあらゆる自然災害についてその発生可能性が零ないし限りなく零に近くならない限り安全確保の上でこれを想定すべきであるとの社会通念が確立しているということもできない。

抗告人は、既往地震の平均像を基に耐震設計をするのでは、原子力発電所の安全性は到底確保することができないと主張するが、後記のとおり、基準地震動の策定において経験式を用いる場合には、当該経験式の適用範囲を十分に検討するとともに、経験式が有するばらつきをも考慮すべきであることが、新規制基準の下における地震ガイドにも記載されているところ

るであつて、新規制基準が既往地震の平均像を基にした耐震設計で足りるところではないことは、その内容からして明らかである。

以上のとおりであるから、抗告人らの上記主張は、いずれも採用することができない。

オ 抗告人は、平成26年7月16日の記者会見における田中委員長の発言をもって、新規制基準が原子力発電所の安全性確保に不十分なものであることの根拠として援用しようとするが、現在の科学技術水準の下において、いつ、どの程度の地震動が発生するのか正確に予測するのは不可能であり、その意味で新規制基準に適合したとしても、基準地震動を超過する地震動が発生し、原子力発電所の施設の健全性が損なわれる事態が発生するリスクはどうしても残ると言わざるを得ないのであって、上記田中委員長の発言は、そのような趣旨に理解すべきものであるから、抗告人らの上記主張も採用できない。

また、抗告人が援用する聴明資料（甲194）には、藤原広行防災科学技術研究所社会防災システム研究領域長の「基準地震動の具体的な算出ルールは時間切れで作れず、どこまで厳しく規制するかは数量次第になつた。揺れの計算は専門性が高いので、規制側は対等に議論できず、甘くなりがちだ。」、「今の基準地震動の値は一般に、平均的な値の1.6倍程度。実際の揺れの8～9割はそれ以下で取まるが、残りの1～2割は超えるだろ。」等の発言が記載されているが、具体的な裏付けを欠くものであり、以上認定説示したことによる照らしても、新規制基準における基準地震動の定めの不合理性を直ちに根拠づけるものということができない。

以上のとおり、抗告人らの前記主張はいずれも採用できず、その余の主張に鑑みても（なお、抗告人らの超過確率に係る主張については、後に説示する。）、基準地震動や耐震安全性に係る新規制基準の考え方方が不合理であると認めることはできない。そこで、以下、抗告人の主張も踏まえ

て、さらに、新規制基準やその適合性判断に当たつての原子力規制委員会の判断に不合理な点がないか検討することとする。

(3) 基準地震動の策定について

ア 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動について

ウ 相手方が策定した地震動の概略等

敷地ごとに震源を特定して策定する地震動についての相手方の評価経緯については、前提事実(8)アないしウ、認定事実ウ(4)ないし(7)のとおりであるが、その概略は次のようなものである。

すなはち、相手方は、まず、本件原子炉施設の敷地あるいはその近傍の地震や地盤・地盤の詳細な調査を行った。その結果、本件原子炉施設の近傍で発生している地震は、正断層型あるいは横ずれ断層型の内陸地震内陸地震であり、逆断層型の地震は少ないと、プレート間地震や海洋プレート内地震は、その震源からは距離が遠く本件原子炉施設には大きな影響を与えないこと、本件原子炉施設の敷地において地震波を增幅させる特性はないことを確認した。また、活断層については、後期更新世以降に活動した形跡のあるものは本件原子炉施設の敷地内にはないことを確認したほか、本件原子炉施設から10kmの範囲内に確認した複数の活断層につきその断層長を評価した上（その際、複数の短い活断層がある場合には繋げて、活断層の延長上に確実な否定期塊がない場合には延ばして評価している。）、それらの活断層から発生すると推定される地震規模や応答スペクトルを考慮して、最終的には3つの断層（市来断層帶市来区間、飯断層帶飯塚区間、市来断層帶飯塚中央区間）から発生する地震を、基準地震動の候補用地震とした。そして、これらの候補用地震につき、それぞれ断層モデルを用いた手法及び応答スペクトルに基づく手法により地震動評価を行い、後者の手法に基づいて評価した応答スペクトルの全てを包絡する設計用応答スペクトルを設定し、これと前

者の手法に基づいて評価した応答スペクトルとを比較した結果、全ての周期で上記設計用応答スペクトルが上回ったため、これをもって敷地ごとに震源を特定して策定する地震動による基準地震動（最大加速度 5.4 0 cm/s²）とした。なお、上記断層モデルを用いた手法により地震動を評価するに当たっては、地震動の大きさに影響を与えるものとして、① 断層の長さ及び震源断層の広がり、② 断層傾斜角、③ 応力降下量、④ アスペリティの位置、⑤ 破壊開始点についてその不確かさを考慮した不確かさ考慮モデルを構築し（①～⑤については独立して、⑥は、①～③ に重畳して考慮）、上記応答スペクトルに基づく手法により地震動を評価するに当たっては、① 断層の長さ及び震源断層の広がり、② 断層傾斜角、④ アスペリティの位置についてその不確かさを考慮している。

そして、原子力規制委員会は、相手方の基準地震動の評価について、本件原子炉施設の敷地並びに敷地周辺において相手方が行った地質及び地下構造の調査方法は、「敷地及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」を踏まえたものとなつており、当該地下構造が地震波の伝播特性に与える影響を評価するに当たつて適切なものである、相手方が同委員会の求めに応じて行った断層等の調査情報の拡充と当該調査結果に基づく評価は、調査地域の地形、地質条件に応じた適切な手法、範囲及び密度で行われた調査に基づき、断層の位置、形状、活動性を明らかにし、それらの結果を総合的に検討したものである、相手方が行った検討用地震の選定は、断層の性質や地震発生状況を精査し、既往の研究成果等を総合的に検討することにより検討用地震を複数選定している、などとした上で、各種の不確かさを考慮しつつ適切な方法で立地地点の諸特性を十分に考慮して策定しており、新規制基準に適合すると判断している（認定事実才アないし e）。

(イ) 相手方が行った活断層調査について

抗告人は、相手方が行った活断層調査について、海上音波探査では横ずれ断層を発見することが困難であるほか、本件原子炉施設周辺において活断層が不自然に途切れしており、これは海上音波探査の精度が落ちていることが理由であるから、相手方が行った活断層調査の信頼性は乏しく、瀬断層帯飯田間や市来断層帯飯塚中央区間の断層が本件原子炉施設の敷地に向かつて伸びている可能性を考慮しなければならないなどと主張する。

相手方の活断層の調査及び評価については、認定事実アイトのとおり、本件原子炉施設の前面海域においては、約 2 ～ 4 km 間隔の格子状に測線を配置し（シングルチャンネル方式）及び約 1.0 ～ 1.2 km 間隔の格子状に測線を配置して（マルチチャンネル方式）海上音波探査を行い、測線の断面図のほか、重力異常調査、文献調査及び本件原子炉施設の敷地を中心とした半径 5 km の範囲における反射法地盤探査の結果を斟酌したもののであるところ、原子力規制委員会も、適合性審査において、これらの調査結果について相手方から詳細な説明を受けた上で（乙 128）、前記のとおり断層の長さの延長を求めるなどしつつも、新規制基準への適合性を肯定する判断をしているのであって、相手方の行った調査の手法、調査の結果及びこれに基づく活断層の評価について不合理な点は見当たらない。

抗告人は、相手方が調査、評価した本件原子炉施設敷地周辺の主な活断層分布図を見ると、断層の多数は海岸線の近くで途切れてしまつており、断層の空白域が生じて不自然であると主張する。

確かに、沿岸海域の地質情報には、大型観測船が沿岸に近づけないと、小型船に積載可能な探査装置では、高品質のデータが取得できない等の問題があり、情報の空白域が存在することや、海域と陸域上で調査手法の違いにより不連続が生じるといった問題点が指摘されている（甲

169)。しかし、認定事実(ウ)6に加えて確認資料(乙128, 129, 138~140)及び著専の全趣旨によれば、相手方は、上記の問題点を踏まえて、本件原子炉施設敷地から5kmの範囲内について反射法地震探査を陸域から海岸線を跨いで海域まで連続した測線で実施していること、海域に存在する活断層であるF-A断層等や陸域に存在する活断層である五反田川断層等の延長部等については、海上音波探査に当たり、断層の連續性、活動性及び形状等をより詳細に把握する目的で、前記の測線の間に新たに測線を設定して音波探査を実施したこと、重力異常調査の結果によれば、F-A断層やF-C断層等の海域に存在する活断層の歎地側延長部においては高重力異常域が認められていること(高重力異常ほど地下に密度の高い岩盤が構造の高い堆積層が溜まっていていることを示すとされる。)、変動地形学的調査を行った文献等によれば、歎地近傍には活断層は確認されておらず、また、歎地周辺の活断層は、海域のF-A断層やF-C断層等とはその走行が異なつており(F-A断層やF-C断層等の北東から南西の走行と同じ走行の活断層等は陸域に認められない。)、分布傾向も異なつていることが認められるのであって、これらの事実に鑑みると、抗告人らの指摘は、具体的な根拠を欠く可能性をいうものにすぎず、これをもつて相手方の活断層の調査、評価が不自然、不合理であるといふことはできない。

また、確認資料(乙128)によれば、本件原子炉施設の前面海域は、陸地から沖に向かって地層が緩やかに傾斜し、地層の厚さも変化していることが認められるから、海上からの音波探査による鉛直断面においても、横ずれ断層による地層間の落差の探知は可能であるというべきであるが、現に、相手方が他の海域で行った海上音波探査においても、横ずれ断層が探し出されていること(乙130)も踏まえると、横ずれ断層の探

知が困難であるとの抗告人らの主張は採用できない。

(b) 平均像を利用することによるばらつきについて

抗告人らは、松田(1975)の関係式によって導き出されたマグニチュードMも、Noda et al.(2002)の方法によって導き出される応答スペクトルも、平均像にすぎず、これらを用いて地震動を評価する場合には、実際の地震動が平均像から最大どの程度か離するかを考慮しなければならないところ、新規制基準ではそのような考慮を求めておらず不合理である上、相手方も、上記関係式を用いるに当たつて平均像からのかい離の程度を十分に考慮しておらず、地震動が過小に評価されていると主張する。

そこで検討すると、松田(1975)の関係式は、日本全国14の地震から得られた観測記録を基に構築された断層の長さと地震の規模マグニチュードM(いわゆる気象庁マグニチュード)との間の経験式であり(乙243)、Noda et al.(2002)の方法は、主として関東・東北地方に所在する107地点での観測記録を基に回帰分析を行つて提案された地震動の距離減衰式である(前掲事実(8)ウア)。両関係式とも、過去の一定数の観測記録を基に経験的に構築された関係式という性格上、そこから導き出されるマグニチュードMや応答スペクトルは、実際に起こる地震の平均像にすぎず、実際にはこの平均像からのばらつきが生じるのであって、地震動の算定に当たつて経験式を用いる際には平均像からのばらつきを考慮しなければならないことは、抗告人らの主張するところである。地震ガイドにおいても、震源特性パラメータの設定において、「震源モデルの長さ又は面積、あるいは1回の活動による変位量と地震規模を関連づける経験式を用いて地震規模を設定する場合には、経験式の適用範囲が十分に検討されていることを確認する。その際、経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある。」とされている。

しかし、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動の策定方針に關し、設置許可基準規則解釈には、応答スペクトルに基づく地震動評価及び断層モデルを用いた手法による地震動評価について、「なお、地震動評価に当たっては、敷地における地震動評価を踏まえて、地震発生様式及び地震波の伝播経路等に応じた諸特性（その地域における特性を含む。）を十分に考慮すること。」とされ、審査のための内規である地震観測記録を踏まえにも、「地震動評価に当たっては、敷地における地震観測記録を踏まえて、地震発生様式、地震波の伝播経路等に応じた諸特性（その地域における特性を含む。）が十分に考慮されている必要がある。」とされるなど、それぞれの地域で発生する地震の特性を踏まえて地震動を評価するものとされており、経験式から導き出された平均像だけを用いることは予定されていない。このような定めは、いわゆる地震地体構造論に基づき、地震は、世界中のどこでも一様に等質的に発生するものではなく、発生様式や地震波の伝播経路等の特性により、発生する地震の規模や頻度、地震波の成分的特徴、観測点における地震動の大きさが異なる、すなわち、地震には地域的特性があるという考え方方に基づくものであると考えられ、兵庫県南部地震のほか、新潟県中越沖地震や東北地方太平洋沖地震などの観測記録の分析に基づく最新かつ十分な科学的根拠に裏付けられた合理的なものであると認められる。したがって、地震動を評価するに当たって経験式を用いる際には、このような地域的特性を踏まえなければならないし、経験式から導き出される平均像を用いることによって生じるばらつきを考慮するに当たっても、地域的特性を踏まえたものでなければならぬといいうのが新規制標準の趣旨であつて、抗告人が主張するように平均像を用いることによって生じるばらつきを常に誤差の最大値ないし平均像からのかい離の最大値を採用する方向で考慮しなければならない趣旨であるとは解されない。そもそも、上記関係式に

よる平均像とは、それらの関係式が構築される基となるた観測記録が得られた各地点で発生する地震全体の平均像のことにしてほかならず、当該基となつた地震に係る地震発生様式や震源特性、伝播経路特性、敷地地盤の特性（地域的特性）等が平均像からばらつきを生じさせる主たる要因となつているのであるから（甲299）、抗告人の主張を前提とするれば、本件原子炉施設の存する地域とは特性が異なる他の地域で発生する地震に基づいて地震動の評価を求めるこにともなりかねないこととなって、新規制標準の上記趣旨に反することとなる。

したがつて、抗告人らの上記主張は採用できない。

また、松田(1975)の関係式は、先行する研究の成果により明らかにされた、地震動をもたらす歪みエネルギーの大小は断層のディメンジョン（大きさ）の大小に反映しているという知見を踏まえて、経験的に構築されたものである（乙243）ところ、抗告人らの指摘するところ、震源断层面の長さと地表断层面の長さのかい離や震源特性（固着の程度、アスペリティ）によって必然的にばらつきが生じるものではある。しかし、疏明資料（乙38、244）によれば、松田(1975)の関係式は、地表変動、余震分布、断層の現地調査、地盤学的調査結果等のデータを基に推定した震源断层面の長さを上に用いている関係式よく整合し、特にマグニチエードMが6ないし6.5以上の比較的大きい地震でデータをよく満足するとされ、さらに、上記1.4地震について平成15年に気象庁によって再評価されたマグニチエード(M)を用いると、そのデータは上記関係式の構築当時よりもよく整合することが明らかとなつていること（乙244）が認められる。

また、Noda et al. (2002)の方法についても、地盤調査が十分にされた岩盤における観測記録を用いてスペクトルを回帰分析して得られた経験式であり、地震規模（マグニチエード）と等価震源距離を想定し、解放

基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動の応答スペクトルを推定するものである。Noda et al. (2002)の方法は、その評価方法からして、震源特性、伝播経路特性及び敷地地盤の特性の影響を細かく評価することができず、そのことでもあって必然的にばらつきが生じるものであるものの、等価震源距離の想定や内陸地盤内地震の補正係数や当該敷地における観測記録に基づく補正係数を用いることにより、地震の分類に従つた震源特性、伝播経路特性及び敷地地盤の特性を考慮することができるものとされている。

以上のとおり、松田 (1975) の関係式も Noda et al. (2002) の方法も、平均像を求める経験式としての有用性が一般的に承認されているものであって、これらの経験式を用いつつも、溝試式としての限界を踏まえた上で、最新の科学的技術的知見を踏まえ、十分な調査に基づいて、震源特性、伝播経路特性及び敷地地盤の特性を考慮して、地震動を評価することが、最新の科学的技術的知見を踏まえて合理的に予測される規模の地震動を想定した発電原子炉施設の安全性の確保を求めるという原子炉等規制法及び新規制基準の趣旨に照らして不合理といふことはできない。

そうであるところ、前項事実⑧(ウ)のとおり、本件原子炉施設敷地における観測記録に基づいて解放基盤波の地震動（はぎとり波）の応答スペクトルと Noda et al.(2002)の方法を用いて導かれた応答スペクトルの比率が原決定別紙図④のとおり、おおむね全周期帯で 1.0 を下回る傾向となつていると認められる上、相手方は、内陸地盤内地震の補正係数や当該敷地における観測記録に基づく補正係数を適用していないといふのであるから、相手方が応答スペクトルの手法に基づいて評価した地震動が直ちに過小であるといふことはできない。

抗告人らは、本件原子炉施設において観測された地震の観測記録に基

づく応答スペクトルと Noda et al.(2002)の方法を用いて導かれた応答スペクトルの比率と、全国の内陸地盤内地震の平均的な応答スペクトルと Noda et al.(2002)の方法を適用して得られる応答スペクトルの比率（内陸補正係数）を比べてみると、前者の比率は後者に比べて短周期側で上回っておりますが、本件原子炉施設近傍で発生する地震の特性は、むしろ内陸地盤内地震としては全国の平均より大きいものと評価すべきであつて、内陸補正係数による補正是できないといふべきであるから、内陸補正係数による補正を行わぬことは、安全側に評価したことにはならないであります。さらに、本件原子炉施設敷地の観測記録に基づく平均応答スペクトルを基準にして個々の観測記録の応答スペクトルが短周期側で上側へ 2 倍以上ばらついているのであり、このばらつきは地域性を除去した後の偶然変動に伴うものであるから、この偶然変動に伴うばらつきをも考慮すべきであると主張する。

確かに、確認資料（甲 209）に加えて、後記のとおり平成 9 年 5 月鹿児島県北西部地震の観測記録に基づく検討結果からも、抗告人らの主張するところ、本件原子炉施設敷地周辺は、内陸地盤内地震としては全国的な平均像よりも大きな地震動となる地域的な特性の存在がうかがわれるところである。

しかしながら、上記のとおり、相手方は応答スペクトルに基づく地震動の評価において Noda et al. (2002) の方法を適用するに当たり内陸補正係数を用いていないのであって、このことにより本件原子炉施設の存する地域の上記特性をも考慮したものといふことができる。これに加えて、上記のとおり、本件原子炉施設において観測された地震の観測記録に基づく応答スペクトルの Noda et al.(2002) の方法を用いて導かれた応答スペクトルに対する比率は、おおむね全周期にわたり 1.0 を下回つていることからすれば、抗告人らの主張する偶然的不確定性に伴うばら

つきをしんしゃくしても、相方が Noda et al.(2002)の方法を用いて行った応答スペクトルに基づく地震動の評価が直ちに過小なものとなつていることばかりでない。相手方が行った応答スペクトルに基づく手法による地震動の評価は、設置許可基準規則解釈及び地震ガイドの趣旨に沿うものというべきである。

(乙) 応答スペクトルに基づく地震動評価について

地震ガイドでは、応答スペクトルに基づく地震動の評価過程における不確かさについて、地震動評価においては、用いる距離減衰式の特徴や適用性、地盤特性が考慮される必要があるとされているところ、相手方は、応答スペクトルに基づく手法において、断層傾斜角の不確かさを考慮したケース、断層の長さ及び震源の広さ、アスペリティの位置の不確かさを考慮したケースについても地震動評価を行い、アスペリティの位置によって等震距離を短くするなどし、これらのこと傍に設定することにして等震距離距離を短くするなどし、これらのこと傍に設定するものとして設計用応答スペクトルを設定しておらず、他方で、内陸補正係数を適用していない(乙1の3の3)。

抗告人は、不確かさを考慮して相手方が策定したという応答スペクトルによる地震動の大きさは、不確かさを考慮していない場合と大差なく、平均像を用いることによる誤差が数倍に及ぶことに照らせば、ほとんど意味がなく、地震動を過小評価していることに変わりはないなどと主張するが、後記(丙)においても既示するとおり、相手方がした不確かさの考慮は、地震ガイドの趣旨に照らして不合理といふことはできず、抗告人の上記主張は、その前提とする平均像に係るばらつきの考慮の点において、採用することができないといふべきである。

以上のとおり、相手方の応答スペクトルに基づく地震動評価は、検討用地震に基づく地震動評価の設定、距離減衰式の選定及び地震伝播特性(サ

イト特性)の評価等のいずれの過程についても、新規制基準及び地震ガイドの趣旨に照らして不合理な点は見当たらない。

なお、相手方は、応答スペクトルに基づく地震動評価において、地震規模を松田(1975)の関係式を用いて評価した上、距離減衰式として Noda et al.(2002)の方法を用いており、経験式を重量的に用いて評価している

が、各経験式が有する偶然的不確定性に伴うばらつきは、経験式を重量する過程で相殺される部分も存すると考えられる上、前記のとおり、誤差の最大値なしし平均像からのかい離の最大値を重量する方向で考慮することは、地域的特性を踏まえた地震動評価の観点からも明らかに不合理といべきことにして、上記のとおり、相手方の検討用地震に係る地震規模の設定、距離減衰式の選定及び地震伝播特性(サイト特性)の評価等のいずれの過程についても、新規制基準及び地震ガイドの趣旨に照らして不合理な点は見当たらないのであるから、相手方の応答スペクトルに基づく地震動評価が松田(1975)の関係式ほかの経験式を用いていることをもって直ちに過小評価となつていいということもできない。

(丙) 断層モデルを用いた手法による地震動評価について

a 地震波の伝播に関する相手方の考え方について

抗告人は、相手方が主張する地震波の伝播モデル(観測点の地震動は、震源からの直線距離を伝播する地震波より、地下深くの岩盤を伝播し、観測点付近において鉛直方向に入射していく地震波が支配的になるというもの)は誤りであると主張する。

相手方が主張する地震波の伝播モデルは、一般に、①地震波は、硬い地盤ほど遠く伝播する、②地盤は深くなるにつれて硬い岩盤となる、という知見を前提にしており(乙4-2)，このようないし見を前提にすると、ある観測地点における地震波は、震源から様々な経路で到達する地震波により構成されるものの、震源から発生して地下深くの硬い

岩盤を高速で伝播して当該観測地点の直下に達した後鉛直方向に当該観測地点に到達する波が支配的となる傾向があるということができるのであるから、相手方が主張する地震波の伝播モデルには相応の根拠があると認められる。

抗告人は川内1号機と川内2号機で観測された地震動には最大で2倍程度の加速度の差が生じているものがあると主張するが、その観測データ（乙120・34～36頁）の加速度を仔細にみても、有意な差であるとは認められない。また、抗告人らは、浜岡原発5号機の地震動の増幅を指摘するが、前提事実(8)イ(ウ)のとおり、相手方は、本件原子炉施設の敷地地盤で得られた地震観測記録に基づき、地震波の到来方向につき特異な增幅傾向はどの方向にも認められないこと、及び敷地の振動特性の把握と独立行政法人防災科学技術研究所の強震観測網による本件原子炉施設敷地近傍及び周辺の観測点における地震動の増幅特性との比較検討により、本件原子炉施設敷地の地盤において地震動の顕著な増幅傾向が認められないことなどを確認しているのであるから、抗告人の上記指摘は当たらないといべきである。

b 本件震源モデルにおける不確かさの考慮

(a) 相手方による基本震源モデルの解説は、前提事実(8)ウ(イ)のとおり、①相手方の調査の結果や地震調査委員会の知見を踏まえた活断層の長さ及び幅の設定、②平成9年5月鹿児島県北西部地震の観測記録を基に算出された平均応力降下量及びアスペリティ実効応力の設定、③上記①、②の値等を基に原決定別表②の式(1)ないし(3)を用いた震源パラメータの設定等の過程を行われている。

この基本震源モデルに於ける検討用地震の断層の長さは、相手方が行った調査の結果と比較して、市来断層帯市来区間ににつき6、3km、漁港断層帯区間ににつき2.2、6km、市来断層帯漁海峡中央区間

につき2.2、4km長く設定され、震源発生層の下端に当該震源一元化震源のD95%の深さが約13kmのところを2kmの余裕を持たせて1.5kmと設定されている。応力降下量については、強震動予測レシピによらず平成9年5月鹿児島県北西部地震の観測記録を基に算出されているが、この値を基に算出された気周期レベルAの値は、上記のとおり相手方が設定した断層の長さなどから強震動予測レシピを用いて算出された短周期レベルAの値より約1.5～1.6倍大きいものとなつてゐる（なお、断層の長さを相手方が調査した値を用いた場合には、約2.2～3.0倍となる。）（前提事実(8)ウ(イ)a、認定事実ウ(ウ)b(a)(b))。

(b) また、相手方は、前提事実(8)ウ(イ)bのとおり、上記①につき、漁港断層帯漁区間の断層の長さを2.1km延長し、上記②につき、アスペリティ実効応力及び背景震域実効応力の値を1.25倍にしたほか、さらに、断層傾斜角を60度とした不確かさ考慮モデルを構築している。なお、アスペリティの位置は、本件原子炉施設の敷地に最も近い位置に、破壊開始点は、アスペリティの破壊が本件原子炉施設の敷地に向かう方向に設定しており、これらのパラメータは、断層の長さの不確かさを考慮するケース、応力降下量の不確かさを考慮するケース、断層傾斜角の不確かさを考慮するケースにそれぞれ重畳して考慮されている。

こうした不確かさを考慮するケースのうち、応力降下量の不確かさを考慮するケースでは、短周期レベルAの値で見てみると、基本震源モデルの短周期レベルAの1.25倍であり、さらに、鹿児島県北西部地震の観測記録を基に算出された値を用いずに上記のとおり相手方が設定した断層の長さなどから強震動予測レシピを用いて算出された短周期レベルAから見ると、約1.8（1.25×1.

5) ~ 2. 0 (1. 25 × 1. 6) 倍となっている。

- (c) 断層モデルを用いた手法に関して、設置許可基準規則解説には、「基準地盤運動の算定過程に伴う各種の不確かさ（震源断層の長さ、地震発生層の上端深さ・下端深さ、断層傾斜角、アスペリティの位置、大きさ、応力降下量、破壊開始点等の不確かさ、並びにそれらに係る考え方及び解釈の違いによる不確かさ）については、敷地における地盤運動評価に大きな影響を与えると考えられる支配的なパラメータについて分析した上で、必要に応じて不確かさを組み合わせるなど適切な手法を用いて考慮すること。」との定めがあるところ（地震ガイドの定めもほぼ同旨）、上記(a)(b)のとおり、相手方は、基本震源モデルの構築に当たり、活断層の長さについては、相手方の詳細な調査結果にも関わらず、地震調査委員会(2013)の知見を採用し、応力降下量も強震動予測レシピを用いて得られる値を用いるのではなく、平成9年5月鹿児島県北西部地震の観測記録を基に算出された値を採用している。さらに、不確かさ考慮モデルでは、一部の断層帶について断層の長さを延長したり、あるいは、応力降下量の値を割増しするなどして、地震動の大きさに大きな影響を与える短期間レベルムの値でみたとき、基本震源モデルの強震動予測レシピを用いた計算よりも約1. 8 ~ 2. 0倍の保守性を確保しているのであり、こうした相手方の断層モデルを用いる手法における不確さの考慮は、上記において見た新規制基準の定めの趣旨に適合している」と認められる。

- (d) 本件震源モデルにおいて相手方が設定した活断層の長さについて抗告人らは、地震調査委員会は、市来断層帯市来区間については、重力異常の存在を認めてより西方に断層を伸ばし、震断層帯飯田間及び市来断層帯飯海中央区間に於いては、断層の運動を認めたこ

とによるものであるから、地震調査委員会(2013)の知見に基づいて活断層の長さを評価するのは当然であり、これを考慮するのではなくそれを考慮したことにはならないと主張する。

しかし、相手方の行った調査の手法、調査の結果及びこれに基づく活断層の評価について不合理な点が見当たらないことは、前記(c)において説示したとおりであるが、仮に抗告人らが主張するように地震調査委員会(2013)の知見に基づく断層長さの評価の方が合理的であるといえるとしても、相手方は、検討用地盤の震源断層の長さとして地震調査委員会の評価値を採用している（震断層帯飯田間に於いては不確かさの考慮として更にその長さを延長している。）のであるから、断層モデルを用いた手法に基づく地震動評価における基本震源モデルの設定等が不合理であるということはできない。したがって、抗告人らの上記主張は採用できない。

また、抗告人らは、松田(1975)の関係式を構築する基ととなった地震データのうち震源断層面の長さが地震に表れた断層の長さの約3倍になつたものもあるので、本件においても同程度の断層の長さを想定する必要があると主張するが、相手方は、前記認定のとおり詳細な調査を行つて震源断層の長さを評価した上、より保守的な設定となるよう地震調査委員会(2013)の知見に基づく評価値を採用したものであるから、抗告人らの上記主張は、その前提を欠くものとして、採用できない。

なお、抗告人らは、相手方が地震発生層の設定において依頼した気象庁一元化震源のデータは1997年（平成9年）以降14年間のものでしかないから、あてにならないと主張するが、陳明資料（乙120）によれば、同データの上記14年間の地震総数は4万3000余であるから、これを基に算定されたD95%の値は相応の信

旗性を有するものということができる上、相手方は、平成9年に発生した鹿児島県北西部地震の臨時余震観測データの分析等からも地震発生層の厚さを約1.1kmと評価しているのであるから、抗告人の上記主張は採用することができない。

(e) 本件震源モデルの形状等について

抗告人は、相手方が設定した四角形の断層モデルが不自然な形状であると主張する。

地震ガイドによれば、震源として策定する断層の形状等の評価につき、内陸地殻内地震等について、各種の調査及び観測等により震源として策定する断層の形状等の評価が適切に行われていることを確認するとされているところ、震源断層の正確な形状を把握することとは、現在の科学的、技術的知見の下では困難である上、そもそも、断層モデルを用いた手法は、モデルに基づく強震動予測手法であるから、モデルの構築においてある程度の単純化を行うことはモデルの性格上避けられないものであるところ、相手方が採用した形状の断層モデルは、断層モデルを用いた手法を適用する場合において、一般的に採用されているものである（甲300、305、乙37の2等）。また、アスペリティの形状の設定についても、アスペリティが地震動の評価に影響を与えるのはその位置、大きさ及び応力降下量等であって、その形状は地震動の評価に大きな影響を与えるとは考えられない上、アスペリティの形状を四角形で設定する評価方法の妥当性は、地震調査研究推進本部等において検証されている（乙42）。したがって、相手方が断層モデルを用いた手法による地震動の評価に当たり、震源断層やアスペリティの形状を四角形に設定したことをもって、相手方の上記評価が不合理であるということはできず、抗告人の上記主張は採用できない。

また、抗告人は、能登半島地震や新潟県中越沖地震において、複数のアスペリティでの応力降下量が異なっていたという知見があり、実際に発生する地震においては、複数のアスペリティの応力降下量が全て同一であることはなく、一つのアスペリティの応力降下量が他よりも相当大きくなることもあります。本件においても、複数のアスペリティにつき異なる応力降下量を割り付けるべきであり、また、地震動の大きさはアスペリティとの距離にも大きく左右されることからすれば、原子力発電所の敷地に最も近いアスペリティに格段の応力降下量を割り付けた震源モデルが策定されなければならないと主張する。

しかし、相手方は、基本震源モデルにおいて複数のアスペリティを設定している上、そのいずれにも、アスペリティ応力降下量として、検討用地震の震源断層を含む地域の特性を反映するものとして、平成9年5月鹿児島県北西部地震の観測記録を基に評価された値を設定しているのであり、当該応力降下量の評価が不合理といえないことは、後に説明するところである。また、複数のセグメントが同時に動く場合の地震動の想定において、全てのセグメントでの平均応力降下量を一定にして算出するとの知見（甲17、305）もあるところであるから、相手方のアスペリティ及びアスペリティ応力降下量の設定が不合理であるということはできない。したがって、抗告人の上記主張を採用することはできない。

(f) 基本震源モデルにおける平均応力降下量とアスペリティ実効応力について

抗告人は、相手方が平成9年5月鹿児島県北西部地震の平均応力降下量・アスペリティ実効応力を算出する際に参照した「菊池・山中(1997)」の知見による地震モーメントM₀の値は、他の解析機

開の算出した値と比べて小さく、相手方は要素地震の地震モーメントM₀に「the Global GMT Project」という解析機関が明らかにした数値を採用しているのであるから、上記地震の平均応力降下量及びアスペリティ実効応力の設定が不合理であるということはできない。

相手方は、要素地震の平均応力降下量やアスペリティ実効応力を算出する際にも、同機関が明らかにした地震モーメントM₀の数値を採用すべきであり、そうであれば、相手方が上記地震の平均応力降下量とすべき値は25.1 MPaであって、相手方が採用した15.9 MPaは明らかに過小であり、市来断層帶市来区間の震源モデルにおいては、アスペリティ断層面積比が3.6.5%と平均値(1.5~2.7%)を大きく上回ってしまっているなどと主張する。

相手方が基本震源モデルにおいて平均応力降下量及びアスペリティ実効応力として設定した値は、平成9年5月鹿児島県西北部地震の観測記録を基に「菊地・山中(1997)」において評価された地震モーメント(M₀)等の震源パラメータの値に基づくものであるところ、晴明資料(乙248の2)及び番等の全趣旨によれば、「菊地・山中(1997)」は、上記地震の観測記録に基づき、震源断層面を詳細にモデル化するなどして上記地震の地震モーメント(M₀)等の震源パラメータを評価したものであって、その過程に不合理な点は見いだせない上、前提事実(8)(イ)のとおり、相手方が基本震源モデルに基づいて設定した震源パラメータについて上記地震評価を行ったところとして経験的グリーン関数法による地震動評価を行ったところとしで得られた本件原子炉施設敷地の観測記録をお詫びね再現することができたというのであり、他方で、抗告入らが援用する「the Global GMT Project」の解析の方がより合理的であることを裏付ける晴明資料はなく、また、その他の解析機関の解析がより合理的であることを裏付ける晴明資料もないのであるから、相手方の設定したこと

値が他の解析機関が示した数値を下回っていることの一事をもつて、相手方の平均応力降下量及びアスペリティ実効応力の設定が不合理であるということはできない。

また、相手方は、要素地震として昭和59年8月15日九州西側海域地震の観測記録を用いた上、その地震モーメント(M₀)として上記「the Global GMT Project」が解析した値を採用しているが、相手方が上記値を採用したのは、他に適切な知見が存在しなかつたことにによるものであるところ、上記機関の解析が不合理であることをうかがわせる晴明資料はなく、他方で、相手方が要素地震として適切な地震観測記録が得られている上記地震を採用したことが不合理であるということはできず、その結果、検討用地震の平均応力降下量及びアスペリティ実効応力の算定の基となつた地震モーメント(M₀)と要素地震の地震モーメント(M₀)とが異なる解析機関等の評価によるものとなつたとしても、そのことから直ちに相手方の平均応力降下量及びアスペリティ実効応力の設定が不合理であるといふことはできない。

さらに、検討用地震の平均応力降下量及びアスペリティ実効応力として上記値を採用した結果、検討用地震のうち市来断層帶市来区間の震源モデルにおいてアスペリティ断層面積比が3.6.5%となって、平均値(約2.2%)ないし1.5~2.7%バーセントとされる。甲17)を上回ることとなつたとしても、以上認定図示したところに加えて、地震動の想定に当たつて、内陸地震内地震については、上記アスペリティの面積比が拘束条件にならないとの知見もある(甲17)ことにも鑑みると、相手方の平均応力降下量及びアスペリティ実効応力の設定が直ちに不合理であるということはできない。

なお、相手方は、検討用地震としての市来断層帶市来区間、壊斷

層帯領域区間及び市来断層帯飯海岐中央区間のいずれにについても、それぞれの断層の所在地のみならず、断層長さ（断層面積）が異なるにもかかわらず、平成9年5月鹿児島県北西部地震の震測記録を基にした平均応力降下量及びアスペリティ実効応力の評価値；すなわち、上記地震の震源断層に係る評価値をそのまま震源パラメータとして設定しているところ、抗告人は、震源特性にはばらつきがあるのであるから、上記地震の応力降下量が本件原子炉施設周辺の断層で生じる応力降下量と同じになるはずがないなどと主張する。

この点、地震ガイドによれば、震源断層のパラメータは、活断層調査結果等に基づき、地震調査研究推進本部による「震源断層を持つ地震の強震動予測手法」（強震動予測レシピ）等の最新の研究成果を考慮し設定することを確認するとされているところ、前提事実(8)ア(イ)、同ウ(イ)、認定事実ウ(イ)6、透明資料（甲17）及び参考の全趣旨によれば、強震動予測レシピは、地震調査委員会において実施してきた強震動評価に関する検討結果から、強震動予測手法の構成要素となる震源特性、地下構造モデル、強震動計算、予測結果の検証の現状における手法や震源特性パラメータの設定に当たつての考え方について取りまとめたものであり、震源断層を特定した地震を想定した場合の強震動を高精度に予測するための「誰がやつても同じ答えが得られる標準的な方法論」を確立することをめざしたものとされていること、強震動予測レシピによれば、震源断層の面積が大きい地震については、震源断層の面積（S）から、入倉・三宅（2001）の経験式を用いて地震モーメント（Mo）を設定した上、当該地震モーメント（Mo）から壇ほか（2001）の経験式を用いて短周期レベルA（短周期領域における加速度震源スペクトルのレベル）を設定し、当該地震モーメント及び短周期レベルAから理論式を用

いて平均応力降下量及びアスペリティ実効応力を設定するものとされていること、相手方は、強震動予測レシピの方法によらずに、前記のとおり平成9年5月鹿児島県北西部地震の震測記録を基にした平均応力降下量及びアスペリティ実効応力の評価値をそのまま各検討用地震の平均応力降下量及びアスペリティ実効応力として設定した上、当該平均応力降下量及びアスペリティ実効応力から理論式（原決定別表②の式(1)ないし(3)）を用いて地震モーメント（Mo）、短周期レベルA等のパラメータを設定していること、相手方が上記のような設定方法を採用したのは、平成9年5月鹿児島県北西部地震が本件原子炉施設周辺における近年の被害地震として規模が大きいものであったこと、同地震の震源域と検討用地震に係る震源断層は、いずれも、本件原子炉施設が位置する九州地方南部及びその周辺海域として、共通の震源特性を有するものと考えられること、強震動予測レシピを用いて震源断層のパラメータを設定した場合よりも保守的な評価となること、などを考慮したことによるものであること、その結果、認定事実ウ(ウ)6のとおり、各検討用地震につき、強震動予測レシピの方法を用いた場合と比べて、地震モーメントの値が約1.5～1.6倍大きくななり、また、短周期レベルAの値が約1.5～2.4倍大きくなっていること、以上のとおり認められる。

地震ガイドによれば、地震動評価に当たつては、敷地における観測記録を踏まえて、地震発生様式、地震波の伝播経路等に応じた諸特性（その地域における特性を含む。）が十分に考慮されている必要があるとされているところ、前提事実(8)ア(ア)及び認定事実ウ(イ)6のとおり、本件原子炉施設が位置する九州地方南部は、地震発生状況やGPSの観測結果（地殻変動）の傾向によると、引張応力場であって、正断層型及び横ずれ断層型の地震が多く発生し、逆断層型

(b) 不確かさの考慮モデルにおける応力降下量について
抗告人は、埴ほか(2001)の経験式(地震モーメントMoと短周期レベルAの関係式)は、国内地震データを一部含むものの、大半は北米大陸の地震データを基に作成されており、その結果、同関係式を用いて国内の断層面積から地震規模を推定すると、他に提唱されている関係式よりも過小に算出されることが指摘されている上、そのデータにはもともと平均像からのはらつきがあるて、平均値の3倍程度の値を示すものがあるとして、相手方が策定した不確かさの考慮モデルのうち、応力降下量の不確かさを考慮したケースにおけるアスペリティ実効応力や背景震域領域応力の値が、基本震源モデルの値の1.25倍程度では不十分であると主張する。

地震ガイドによれば、アスペリティの応力降下量(短周期レベル)については、新潟県中越沖地震を踏まえて設定されていることを確認するとされており、これは、新潟県中越沖地震の震源断層面における震周期レベルAが既往の経験式(埴ほか(2001)の経験式)を用いて評価した場合と比べて約1.5倍の大きさとなつたことを踏まえたものである(認定事実カ(4))。そうであるところ、前記のとおり、相手方は、基本震源モデルの策定においては、各検討用地盤の短周期レベルAにつき、埴ほか(2001)等の経験式を用いずに、平成9年5月鹿児島県北西部地震の観測記録を基にした平均応力降下量及びアスペリティ実効応力の評価を用いた上、当該短周期レベルAが当該地震モーメント(Mo)に埴ほか(2001)の経験式を適用して得られる値の約1.2倍となることから、不確かさの考慮において短周期レベルが上記地震モーメント(Mo)に墜ほか(2001)の経験式を適用して得られる値の1.5倍となるよう、上記震周期レベ

(b) 不確かさの考慮モデルにおける応力降下量について

抗告人は、埴ほか(2001)の経験式(地震モーメントMoと短周期レベルAの関係式)は、国内地震データを一部含むものの、大半は北米大陸の地震データを基に作成されており、その結果、同関係式を用いて国内の断層面積から地震規模を推定すると、他に提唱されている関係式よりも過小に算出されることが指摘されている上、そのデータにはもともと平均像からのはらつきがあるて、平均値の3倍程度の値を示すものがあるとして、相手方が策定した不確かさの考慮モデルのうち、応力降下量の不確かさを考慮したケースにおけるアスペリティ実効応力や背景震域領域応力の値が、基本震源モデルの値の1.25倍程度では不十分であると主張する。

地震ガイドによれば、アスペリティの応力降下量(短周期レベル)については、新潟県中越沖地震を踏まえて設定されていることを確認するとされており、これは、新潟県中越沖地震の震源断層面における震周期レベルAが既往の経験式(埴ほか(2001)の経験式)を用いて評価した場合と比べて約1.5倍の大きさとなつたことを踏まえたものである(認定事実カ(4))。そうであるところ、前記のとおり、相手方は、基本震源モデルの策定においては、各検討用地盤の短周期レベルAにつき、埴ほか(2001)等の経験式を用いずに、平成9年5月鹿児島県北西部地震の観測記録を基にした平均応力降下量及びアスペリティ実効応力を採用したことは、その地域における特性を考慮した評価といふことができる(前記のとおり、相手方の設定した短周期レベルAが強震動予測レシピの方法(経験式)を用いた場合と比べて約1.5~1.6倍大きくなっている。)。そうであるとすれば、相手方が、各検討用地盤のいづれにても、平成9年5月鹿児島県北西部地震の観測記録を基にした平均応力降下量及びアスペリティ実効応力の評価値をそのまま震源パラメータとして設定したことをもつて、基本震源モデルにおける震源パラメータの設定が不合理であるというることはできない。

したがって、抗告人の上記主張も採用できない。

ベルAの値を1.25倍に設定したものであること、その結果、相手方が不確かさの考慮モデルにおいて設定した短周期レベルAは、上記地震の観測記録を基にした平均応力降下量及びアスペリティ実効応力を用いずに強振動予測レシピの方法を用いた場合と比べて、約1.8～2.0倍大きくなっていること、以上のとおり認められる。

そして、埴ほか(2001)の経験式の基となつたデータの状況は、原決定別紙図⑦のとおりであるところ、同図をみると、データは、おおむね平均値の1/2～2倍に分布していることが認められること、認定事実ウ(ウ)a、同ウb(c)、同ウ(c)によれば、新潟県中越沖地震は、圧縮応力場の働くひずみ集中帯で発生した逆断層型の地震であるところ、本件原子炉施設の周辺地域は、引張応力場であつて、当該地域で発生する内陸地盤内地震は、正断層型及び横ずれ断層型が主体であることが確認されていること、短周期レベルAについては、内陸地盤内地震の断層型によつて異なるとの知見が得られており、逆断層型の地震の短周期レベルAは、埴ほか(2001)による内陸地盤内地震の平均値より大きく、横ずれ断層型の地震の短周期レベルAは小さいとされ、また、正断層型の地震の短周期レベルAは、埴ほか(2001)による内陸地盤内地震の平均値よりもやや小さいかほほど同じとされていること、本件原子炉施設敷地周辺は、内陸地盤内地震としては全国的な平均像よりも大きな地震動となる地域的な特性の存在がうかがわれるものの、平成9年5月鹿児島県北西部地震の震源特性を表す平均応力降下量及びアスペリティ実効応力を採用して理論式により短周期レベルAを設定したことによって、上記の地域的な特性を考慮した評価がされているといふことができる、以上のとおり認められる。これらによれば、相手方が応力降下量の不確かさの考慮にお

いて短周期レベルAを上記のとおり基本震源モデルにおける設定値の1.25倍に設定する方法を用いたことは、地震ガイドの前記趣旨に照らして、不合理ということはできない。

抗告人らは、佐藤(2010)の知見によれば、平成9年5月鹿児島県北西部地震における短周期レベルAは、横ずれ断層型の地震の短周期レベルAの平均像よりも小さいとされているにもかかわらず、

相手方が、上記知見を援用して、平成9年5月鹿児島県北西部地震の観測記録を基にした評価値から導き出している短周期レベルAの値が、埴ほか(2001)の経験式の約1.2倍(不確かさ考慮モデルでは約1.5倍)と主張するのではなくなどと主張するが、相手方が設定した平均応力降下量及びアスペリティ実効応力の値は、平成9年5月鹿児島県北西部地震の観測記録を基に「菊地・山中(1997)」において評価された地震モーメント(Mo)の値に基づくものである。このに対し、佐藤(2010)の知見は、このMoの値を用いて短周期レベルAを導き出しているものではないのであるから、相手方の短周期レベルAの設定は、佐藤(2010)の知見となんら矛盾するものではない上、「菊地・山中(1997)」は、上記地震の観測記録に基づき、震源断層面を詳細にモデル化するなどして上記地震の地震モーメント(Mo)等の震源パラメータを評価したものであつて、その過程に不合理な点が見いだせないことは、前記説示のとおりであるから、抗告人の上記主張は、採用することができない。

また、抗告人らは、地震ガイドの趣旨からすれば、平均応力降下量の不確かさを考慮するケースでは、基本震源モデルで確定させたパラメータのうち短周期レベルAと平均応力降下量を1.5倍すべしであると主張するが、前記のとおり、新潟県中越沖地震で得られた知見は、震源特性として、短周期レベルAが、既往の経験式を用

いて得られる値の1.5倍程度になつていたといふものであり（認定事実カ(4)），これを踏まえて，地震ガイド3.3.2.(4)①(2)は，アスペリティの応力降下量（短周期レベル）については，新潟県中越沖地震を踏まえて設定されていることを確認する旨規定したものであるところ，前記のとおり，相手方は，平均応力降下量の不確かさの考慮において，平均応力降下量及び短周期レベルAが平成9年5月鹿児島県北西部地震の観測記録を基に評価された地震モーメント(Mo)の値に既往の経験式（豈ほか(2001)の経験式）を適用して得られる値の1.5倍となるように，短周期レベルAを上記のとおり基本震源モデルにおける設定値の1.25倍に設定する方法を用いたものであり，しかも，上記地震モーメント(Mo)の値は，強振動予測レシピの定める経験式（八倉・三宅(2001)の経験式）を用いた方法による場合と比べても，約1.9～2.4倍大きくなっているというのであるから，相手方の平均応力降下量の不確かさの考慮は，地震ガイドの趣旨に照らしても，不合理といふことはできない。

なお，相手方が，各検討用地震のいずれについても，平成9年5月鹿児島県北西部地震の観測記録を基にした平均応力降下量及びアスペリティ実効応力の評価値をそのまま震源パラメータとして設定したことをもって，基本震源モデルにおける震源パラメータの設定が不合理であるということはできないことは，上記(4)において認定顯示したとおりである。

また，前提事実(8)ウ(1)のとおり，相手方によるその他の不確かさの考慮（断層傾斜角の不確かさ，アスペリティの位置の不確かさ及び破壊開始点の不確かさ）についても，新規制基準ないし地震ガイドの趣旨に照らして不合理といふことはできない。

したがって，抗告人の上記主張も採用できない。

- (5) 抗告人は，相手方が基本震源モデルに基づいて設定した震源パラメータについて，平成9年5月鹿児島県北西部地震の余震を要素地盤として，経験的グリーン関数法による地震動評価を実施した再現スペクトルをみると，EW（東西）方向について，観測記録は上記再現結果の数値の2～3倍の加速度に達しており，おおむね再現できているとは到底いえず，このことは，経験的グリーン関数も含む断層モデルを用いた地震動の評価が信頼性を有しない手法であることを示しているなどと主張する。
- 前提事実(8)ウ(4)及び陳明資料（甲17，乙120）並びに審尋の全趣旨によれば，相手方は，地震動の減衰評価について，経験的グリーン関数法による評価と長周期帯に理論的方法を適用したハイブリッド合成法による評価を行っていること，経験的グリーン関数法は，想定する断層の震源域で発生した中小地震の波形を要素波（グリーン関数）として，想定する断層の破壊過程に応じて足し合わせる方法であつて，あらかじめ評価地点で適当な観測波形が入手されている必要があるとされ，理論的方法は，地震波の伝播特性と表層地盤の增幅特性を弾性波動論により計算する方法であつて，震源層の不均質特性の影響を受けにくい長周期領域については評価し得るものとの，短周期地震動の生成に關係する破壊過程及び地下構造の推進の困難さのため，短周期領域についての評価は困難になるとされ，ハイブリッド合成法は，震源断層における現象のうち長周期領域を理論的方法，破壊のランダム現象が卓越する短周期領域を半経験的方法（経験的グリーン関数法又は統計的グリーン関数法）でそれぞれ計算し，両者を合成する方法であつて，広帶域の評価が可能であるとされること（甲17），地震ガイドにおいては，経験的

リーン関数法を適用する場合には、観測記録の得られた地点と解放基盤表面との相違を適切に評価する必要があり、要素地震について、相手方の評価は、地震の規模、震源位置、震源深さ、メカニズム等の各種パラメータの設定が妥当であることを確認するとされており、相手方は、経験的グリーン関数法の適用に当たり、要素地震として、適切な観測記録が得られており、かつ、本件原子炉施設敷地との位置関係が検討用地震とほぼ同じ方向で、地震発生様式及び断層型も同じであって、検討用地震の規模に対して適切な規模と考えられる昭和59年8月15日九州西側海域地震を選定したこと、相手方は、平成9年5月鹿児島県北西部地震の余震を要素地震として経験的グリーン関数法を用いて上記地震（本震）の再現性を確認したこところ、観測記録をおおむね再現することができたことから、これらの地震の主なパラメータ（アスペリティ実効応力等の主な震源パラメータ及び本震と余震との比等）を用いて、経験的グリーン関数法による地震動評価を行ったこと、以上とおり認められる。

そうであるとすれば、相手方の経験的グリーン関数の適用を含めた地震動の減衰評価は、地震ガイドの趣旨に添うものというべきで、経験的グリーン関数を適用した平成9年5月鹿児島県北西部地震の再現結果に抗告人らが主張するような点がみられるとして、経験的グリーン関数を肯定するものである（乙120）ことにも、全体的な再現性を肯定し得るものとの信頼性ないし平成9年5月鹿児島県北西部地震の震源パラメータの設定等の合理性を直ちに鑑みると、経験的グリーン関数そのものの信頼性ないし平成9年5月鹿児島県北西部地震の震源パラメータの設定等の合理性を直ちに否定するものというることはできず、相手方の経験的グリーン関数を用いた地震動の評価が不合理であるということはできない。

○ 小括

以上見てきたとおり、相手方の断層モデルを用いた手法による地震

動評価は、基本震源モデルにおける震源パラメータの設定、不確かさの考慮、地震動の減衰評価等のいずれの過程についても、新規基準及び地震ガイドの趣旨に照らして不合理な点は見当たらない。

(6) 海洋プレート内地震の考慮について

抗告人は、相手方が海洋プレート内地震を考慮していないと主張する。

認定事実(ア)によれば、相手方は、本件原子炉施設敷地周辺における地震の発生状況等の調査結果によれば、プレート間地震及び海洋プレート内地震が発生する位置から本件原子炉施設までの距離が100km以上離れており、これららの地震が本件原子炉施設の敷地に大きな影響を与えるものではないと判断して検討用地震としなかったものであること、海洋プレート内地震のうちスラブ内地震（海溝軸付近から陸側で発生する「沈み込んだ海洋プレート内の地震」）の影響は、火山フロンツの前弧側と背弧側で大きく異なっており、前弧側の固いプレート内では地震波の減衰が小さいため、広範囲にわたって大きな地震動が観測されるのに対し、背弧側では高温のマントルを通過する際に地震波が急激に減衰するため、観測される地震動も小さくなるという知見が存在しており、この傾向は、本件原子炉施設が位置する九州地方で発生した平成18年6月12日大分県西部地震においても認められていること、これによれば、本件原子炉施設の敷地は、火山フロンツの背弧側に位置しているから、地震波の伝播経路における減衰が大きく、地震動が急激に小さくなる傾向があると考えられること、以上のとおり認められる。そうであるとすれば、相手方が敷地ごとに震源を特定して策定する地震動の策定において、検討用地震としてプレート間地震及び海洋プレート内地震を選定しなかつたことが、新規基準及び地震ガイドの趣旨に照らして不合理といふことはできない。

(a) 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動の策定の合理性

以上のとおり、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動に係る新規制基準及び地震ガイドの内容に特段の不合理な点は見当たらず、相手方の検討用地震の選定、応答スペクトルに基づく地震動評価及び震源モデルを用いた手法による地震動評価に新規制基準及び地震ガイドの趣旨に照らして不合理な点は見当たらぬ。

そして、地震ガイドによれば、応答スペクトルに基づく地震動が全周期帶にわたって断層モデルを用いた基準地震動を有意に上回る場合には、応答スペクトルに基づく基準地震動で代表させることができるものとしていること、相手方は、どと規定されている。そうであるところ、前提事実(8)ウ(4)のとおり、相手方は、応答スペクトルに基づく地震動評価が断層モデルを用いた手法による地震動評価の結果を全ての周期帶で上回ることから、応答スペクトルに基づく地震動評価による設計用応答スペクトル（最大加速度 5.4 cm/s^2 ）をもって代表させることとし、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動 $S \text{ s}^{-1}$ を策定したものである。なお、殊明資料（乙 1-5, 1-3-5）及び著書の全趣旨によれば、応答スペクトルに基づく地震動評価においては、策定された応答スペクトルから地震動の時刻歴波形を直接得ることはできず、応答スペクトルの作成に用いたのと同じ地震の規模を表すマグニチュードと等震距離から振幅包絡線や継続時間などを設定して、平均的な横振れ地震波としての時刻歴波形を作成することになり、この時刻歴波形からは、地域的な特性（震源特性、伝播経路特性及び敷地盤の特性）を反映することやパルス（振幅の急峻な変化）を表現することは難しいとされているのに対し、断層モデルを用いた手法による地震動評価においては、作成された時刻歴波形から求められた応答スペクトルに評価地点の地域的な特性やパルス等が反映されることになることから、これらの地震動の特性が失われないようにするために、複

数の応答スペクトルを包絡させることなくそのまま用いるものとされてること（地震ガイドにおいても、断層モデルを用いた手法による基準地震動は、施設に与える影響の観点から地震動の諸特性（周波数特性、継続時間、位相特性等）を考慮して、複数の地震動評価結果から策定することが求められている。）、地震ガイドも、上記のような地震動評価手法の特性に鑑み、断層モデルを用いた手法による地震動評価を基本としつつも、応答スペクトルに基づく地震動が全周期帶にわたって断層モデルを用いた基準地震動を有意に上回る場合には応答スペクトルに基づく基準地震動で代表させることができるものとしていること、相手方は、断層モデルを用いた手法による地震動評価の評価結果には、本件原子炉施設に影響を与えるような大きなパルスの生成は見られないこと、断層モデルを用いた手法による地震動評価の評価結果の継続時間と応答スペクトルに基づく地震動評価の評価結果の継続時間との間に大きな差異がないことなどを考慮の上、応答スペクトルに基づく地震動評価による設計用応答スペクトルをもって代表させることとしたものであること、以上の事実が認められる。

以上によれば、相手方の敷地ごとに震源を特定して策定する地震動の策定が新規制基準及び地震ガイドの趣旨に照らして不合理であるといふことはできない。

なお、前記のとおり、応答スペクトルに基づく地震動評価は、距離減衰式に経験式を用いるものであり、地震規模の設定に経験式を用いる場合には、経験式を重量して用いることになるものであるのに対し、断層モデルを用いた手法は、兵庫県南部地震を契機に震源特性に係るデータが急速に蓄積され、地震学及び地震工学が著しく進歩し、これらを踏まえた地震動評価手法が高度化したものであって、上記のとおり、地震ガイドにおいても、震源が近く、その破壊過程が地震動評価に大きな影響

を考えると考えられる地震については、断層モデルを用いた手法が重視されている必要があるとされている。そうであるところ、相手方の基準式を用いた上、距離減衰式に Noda et al.(2002)の方法を用いてした応答スペクトルに基づく地震動評価結果が断層モデルを用いた手法による地震動評価を上回る結果となっている。

しかしながら、既に認定説示したとおり、相手方の断層モデルを用いた手法による地震動評価は、一部に経験式（経験的グリーン関数）を用いてはあるものの、震源断層のパラメータの設定において、短周期レベルAの設定に当たり2段階の経験式を用いるものとされていて強震動予測レシピによらず、地域的な特性の考慮から強振動予測レシピによった場合よりも保守的な設定を行っているなど、相手方の震源モデルを用いた手法による地震動評価に新規制評価及び地震ガイドの趣旨に照らして不合理な点は見当たらない。そうであるとすれば、応答スペクトルに基づく地震動評価結果が断層モデルを用いた手法による地震動評価を上回る結果となっていることが直ちに相手方の断層モデルを用いた手法による地震動の評価が過小評価となつていることを裏付けるものというることはできない。

また、抗告人らの主張するとおり、本件原子炉施設において観測された地震の観測記録に基づく応答スペクトルと Noda et al.(2002)の方法を用いて導かれた応答スペクトルの比率が短周期側で内陸補正係数を上回っているとしても、既に認定説示したとおり、相手方は応答スペクトルに基づく地震動評価において内陸補正係数を適用していないのであるから、これをもつて相手方の基準地震動の策定が過小評価となつているということはできない。

- (イ) 震源を特定せず策定する地震動についての相手方の評価経緯について
- は、前提事実(8)エ、認定事実(4)のとおりであるが、その概略は、次のようなものである。
- すなわち、相手方は、地震ガイドに例示された 1.6 地震のうち M_w 6.5 以上の 2 地震については、その震源域が本件原子炉施設の周辺と地質学的、地震学的背景が異なることから、震源を特定せず策定する地震動の検討対象から除外した。次に、地震ガイドに例示された M_w 6.5 未満の 1.4 地震について、その震源近傍の観測記録（1.12 観測点）を収集して、そのうち地盤が著しく柔らく、地盤増幅の影響が大きいと考えられる観測点を除外し、1.2 地震の合計 4.6 観測点の観測記録を抽出した。さらに、加藤ほか(2004)による応答スペクトルと比較、検討し、本件原子炉施設敷地に大きな影響を与える可能性のある地震として、平成 23 年長野県北部地震の K-NET 津南、同年茨城県北部地震の K1-K-net 高萩、平成 25 年栃木県北部地震の K1-K-net 窶山西、平成 23 年和歌山県北部地震 K1-K-net 広川及び留萌支厅南部地震の K-NET 港町の 5 地震の 5 観測点における観測記録を抽出した。そして、相手方は、これらの観測記録の中からはぎとり解析を行うための精度の高い地盤情報を得られた上記留萌支厅南部地震 K-NET 港町の本件観測点の観測記録を基に地震動の評価を行うこととし、佐藤ほか(2013)の知見を基に地盤の減衰定数のばらつき等を考慮したはぎとり解析を行い、解放基盤波（6.0 cm/s²）を導き、これに更なる余裕（1.0 cm/s²程度）を考慮し、「震源を特定せず策定する地震動」として基準地震動 S_s = 2 (最大加速度：6.20 cm/s²) を策定した。
- (イ) 設置許可基準規則解釈には、震源を特定せず策定する地震動は、震源と活断層を関連づけることが困難な過去の内陸地震内の地震について得られた震源近傍における観測記録を収集し、これらを基に、各種の不確

かさを考慮して敷地の地盤特性に応じた応答スペクトルを設定して策定すること、震源を特定せず策定された地震動として策定された基準地震動の妥当性については、申請時における最新の科学的・技術的知見を踏まえて個別に確認し、その際には、地表に明瞭な痕跡を示さない震源断層に起因する震源近傍の地震動について、確率論的な評価等、各種の不確かさを考慮した評価を参考とすること、などが規定され、また、地震ガイドによれば、上記のほか、応答スペクトルの設定においては、解放基盤表面までの地震波の伝播特性が反映され、また、敷地及び敷地周辺の地下構造（深部・浅部地盤構造）が地震波の伝播特性に与える影響が適切に評価される必要がある、震源と活断層を関連づけることが困難な過去の内陸地盤内の地震を検討対象地震として適切に選定し、それらの地震時に得られた震源近傍における観測記録を適切かつ十分に収集していることを確認する、検討用地震の選定においては、地震規模のスケーリング（スケーリング則則が不連続となる地震規模）の観点から、「地表地盤断層が出現しない可能性がある地震」を適切に選定していること、また、「事前に活断層の存在が指摘されていなかつた地域において発生し、地表付近に一部の痕跡が確認された地震」についても検討を加え、必要に応じて選定していることを確認する、などとされ、また、解説として、「地表地盤断層が出現しない可能性がある地震」は、震源破壊領域が地震発生層の内部に留まり、国内においてどこでも発生すると考えられる地震で、震源の位置も規模もわからずして地震学的検討から全国共通に考慮すべき地震（震源の位置も規模も推定できない地震（Mw 6. 5未満の地震））であり、震源近傍において強震動が観測された地震を対象とするなどとした上、収集対象となる内陸地盤内の地震の例として 16 地震を示している（この 16 地震には、平成 9 年 5 月鹿児島県北西部地震及び平成 9 年 3 月 26 日鹿児島県北西部地震が含まれて

いる。）。そして、認定事実(4)はのとおり、原子力規制委員会は、相手方の震源を特定せず策定する地震動について、相手方に對し、留萌支厅南部地震の観測記録については、既往の知見である微動探査等に基づく地盤モデルによるはぎとり解析のみならず、適切な地質調査データに基づく地盤モデルによるはぎとり解析等を求めたところ、相手方は、これらを反映した評価を行ったものであり、過去の内陸地盤内地震について得られた震源近傍の観測記録を精査し、各種の不確かさ及び敷地地盤の特性を考慮して策定しているとして、新規制基準への適合性が認められるものと判断している。

(d) 抗告人は、①震源を特定せず策定する地震動は、観測記録を得た地震動について、Mw 6. 5 に置き換えて原子力発電所の直下で発生するものとして地震動を策定すべきである、②留萌支厅南部地震の観測記録を越える地震動を有する地震が存在する可能性がある、③留萌支厅南部地震において、本件観測点の観測記録が最大地震動ではないなどと主張し、相手方は、震源を特定せず策定する地震動は、観測記録をそのまま使用するものであり、仮想的な Mw 6. 5 の地震動に置き換えて策定するものではなく、また、本来、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動の評価の際、詳細な調査を行って精緻な断層モデルを構築して地震動評価を行っているので、改めて、震源を特定せず策定する地震動の評価をする必要性は乏しく、その評価は、念には念を入れるというためのものであるなどと主張している。

そこで、まず、新規制基準及び地震ガイドにおける震源を特定せず策定する地震動の定めの趣旨及び内容について検討する。

前提事実(3)イ、(4)イ、認定事実ア(1) a (a)、同 b 及び説明資料（甲 2-4, 2-6, 乙 101, 104 の 1・2, 111, 118, 209 の 1, 213, 214）並びに審尋の全趣旨によれば、①震源を特定せず策定する

地震動は、改訂耐震指針において、旧耐震指針における直下地震による地震動 (S_2) に代わるものとして導入されたこと、②旧耐震指針においては、「基準地震動 S_2 」には、直下地震によるものもこれに含む。」と規定され、その解説において、基準地震動 S_2 として考慮する近距離地震には $M = 6.5$ の直下地震を想定するものとするとしていたこと、③電気協会耐震設計技術指針 (J E A G 4601-1987) には、直下地震につき、「直下地震は、その地域の地盤地体構造や地震の生起状況によって想定するのが望ましいが、その震源規模及び震源位置を決めることが困難である場合が多い。よって、直下地震は、原子炉施設の耐震設計条件の一つとして、実際に起きる地震との関連よりも、むしろごく近傍である程度の規模の地震が発生したと仮定しても安全性が保てるよう耐震設計を行っておくべきであるとの観点から設定されている。したがって、耐震安全性を確保する観点から設計上の余裕として、いかなる敷地においても、設計用限界地震の1つとしてマグニチュード6.5の直下地震を震源距離10 kmの位置に考慮する。」とされていたこと、④改訂耐震指針において、「震源を特定せざ策定する地震動」は、敷地周辺の状況等を十分考慮した詳細な調査を実施しても、なお敷地近傍において発生する可能性のある内陸地盤内地震の全てを事前に評価し得るとは言い切れないことから、敷地近傍における詳細な調査の結果にかかわらず、全ての申請において共通的に考慮すべき地震動として意味づけられたものであり、この考え方を具現化した基準地震動 S_s の策定の妥当性について申請時点における最新の知見に照らして個別に確認すべきであるとされ、これに伴って、旧耐震指針における「直下地震 = $M = 6.5$ 」という地震規模による設定が廃止されたこと、⑤旧耐震指針の改訂の耐震指針検討分科会の調査審議の過程において、マグニチュード7クラスまでの内陸地盤内地震は日本中どこでも起こり得るから、マグニチュード7クラスを超えない国内、国外の震源が特定できているものも含めて過去の内陸地盤内地震の震源近傍の観測記録を用いて地震動を策定すべきとの意見、すなわち、いかなるサイトであれ、直下でマグニチュード7クラスの内陸地震が起こり得ることを初期設定として考えるべきであり、最近のMj 6.8~7.3程度の内陸地震の震源域近傍の観測記録に基づき、敷地の地盤特性に応じた地震動として策定する(既往最大を包絡するように設定する)ことを基本とし、もし詳細な調査等によりそこまで想定する必要がないと実証されれば、この地震規模の設定を下げてもよいとする考え方や、具体的な指針本文の規定として、「国内・国外の既往の内陸地盤内大地震のうち、震源断層面に直結する地表地震断層が出現しなかったものの震源近傍の観測記録に基づき」とする方がよいとの提議がされたものの、議論の結果、詳細な調査を前提とした「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」の策定に最大限の努力を払うことにより、この「震源を特定せざ策定する地震動」の方は、それでも評価し損なう敷地近傍の地震に対する備えという性格の下、補完的な位置付けとして規定することが適切であり、震源近傍の観測記録が得られている地震の全てを対象とすることは必要ないのではないかとの意見が大勢を占めたこと、⑥改訂耐震指針の下において原子力安全委員会が作成した「発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き」(平成2年12月)の「震源を特定せざ策定する地震動」の解説においては、震源を特定せざ策定する地震動は、最近の観測記録等を踏まえ、その妥当性が検証されていることが望ましいが、十分な観測記録が得られない場合には、最新の知見に基づく検討により妥当性が確認されている必要があり、たとえば、地震調査研究推進本部による「震源を予め特定しにくい地震」の最大規模等を参考に、当該地域の地震器生様式から設定した地震規模の震源断層を想定し、震源近傍の面的な地震動評価を行

ド7クラスを超えない国内、国外の震源が特定できているものも含めて過去の内陸地盤内地震の震源近傍の観測記録を用いて地震動を策定すべきとの意見、すなわち、いかなるサイトであれ、直下でマグニチュード7クラスの内陸地震が起こり得ることを初期設定として考えるべきであり、最近のMj 6.8~7.3程度の内陸地震の震源域近傍の観測記録に基づき、敷地の地盤特性に応じた地震動として策定する(既往最大を包絡するように設定する)ことを基本とし、もし詳細な調査等によりそこまで想定する必要がないと実証されれば、この地震規模の設定を下げてもよいとする考え方や、具体的な指針本文の規定として、「国内・国外の既往の内陸地盤内大地震のうち、震源断層面に直結する地表地震断層が出現しなかったものの震源近傍の観測記録に基づき」とする方がよいとの提議がされたものの、議論の結果、詳細な調査を前提とした「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」の策定に最大限の努力を払うことにより、この「震源を特定せざ策定する地震動」の方は、それでも評価し損なう敷地近傍の地震に対する備えという性格の下、補完的な位置付けとして規定することが適切であり、震源近傍の観測記録が得られない地震の全てを対象とすることは必要ないのではないかとの意見が大勢を占めたこと、⑥改訂耐震指針の下において原子力安全委員会が作成した「発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き」(平成2年12月)の「震源を特定せざ策定する地震動」の解説においては、震源を特定せざ策定する地震動は、最近の観測記録等を踏まえ、その妥当性が検証されていることが望ましいが、十分な観測記録が得られない場合には、最新の知見に基づく検討により妥当性が確認されている必要があり、たとえば、地震調査研究推進本部による「震源を予め特定しにくい地震」の最大規模等を参考に、当該地域の地震器生様式から設定した地震規模の震源断層を想定し、震源近傍の面的な地震動評価を行

い、その地震動レベルから妥当性を確認すること等が参考例として挙げられる」とされたこと、⑦改訂耐震指針の下において、震源を特定せず策定する地震動の策定方法として、加藤ほか(2004)による応答スペクトルが提案され、既設の原子力発電施設の耐震バックチェックに適用されていったが、対象とした地震及び震源近傍の地震動観測記録数が少なく、地震動の上限レベルの規定（せん断波速度700m/s相当の岩盤上における水平方向の地震動の上限レベルとしての最大加速度値450cm/s²、加速度応答値1200cm/s²、速度応答値100cm/s）の根拠が明確でない、留萌支庁南部地震等加藤ほか（2004）の応答スペクトルを超える観測記録がある、等の問題が指摘されていたこと、⑧新規制基準策定の際の地震・津波関連指針等検討小委員会の検討・審議の結果取りまとめられた改訂耐震指針及び発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全管理の手引きの改定案においては、震源を特定せず策定する地震動に全番査の手引きの改定案においては、震源を特定せず策定すること、⑨その後行われた地震に関する規定の手直しや追加は行われなかつたこと、⑩その後行われた地震・津波検討チームの検討・審議において、原子力規制委員会からの委託を受けて一般財団法人地域地盤環境研究所が作成した報告書を基に、原子力規制庁職員により、新規制基準の骨子案における「震源を定めず策定する地震動」の評価手法につき、説明がされたが、上記報告書においては、震源を特定せず策定する地震動の策定に際しては、断層破壊領域が地震発生層の内部にとどまり、国内のどこでも発生すると考えられる地震（Mw 6.5未満）及び事前に活断層の存在が指摘されなかつた場所において発生した、断層破壊領域が地震発生層を越えた地震（Mw 6.5以上。個別に検討）による震源近傍の地盤による著しい非線形性の影響がない観測記録を収集すること、地震動は、震源近傍（断層最短距離20km以内）において大加速度（例えば600cm/s²以上）の観測記録を選定し、観測記録に含まれる地盤增幅特性を考慮し、必要に応じて、

地盤情報等を用いて観測記録から観測点における解放基盤波を策定し、これらを基に、各種の不確かさを考慮して敷地の地盤物性に応じた応答スペクトルを設定して策定し、解放基盤表面までの地震波の伝播特性を必要に応じて応答スペクトルの設定に反映させるものとされたいたこと、⑪上記地震・津波検討チームの検討・審議において、専門家委員から、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動をしっかりと裕度をもつて策定することが大事であり、震源を特定せず策定する地震動は、そのミニマムを決めることがあるといつた趣旨の発言がされたほか、その評価に際して考慮すべき地震について、兵庫県南部地震以降に国内で発生した内陸地盤内地震から2.2地震を抽出した上で、これらを検討対象とするべきか否かの検討・審議がされ、最終的には検討対象となる内陸地盤内地震として地震ガイドに16地震を例示することとされたこと、平成25年3月25日の地震・津波検討チームの「震源を特定せず策定する地震動の策定」のとりまとめ案においては、「震源を特定せず策定する地震動」は、必要に応じて、地盤情報等を用いて観測記録から観測点における解放基盤波を策定し、これらを基に、各種の不確かさを考慮して敷地の地盤物性に応じた応答スペクトルを設定して策定し、解放基盤表面までの地震波の伝播特性を必要に応じて応答スペクトルの設定に反映するものとされたこと、以上の事実が認められる。

上記策定事実によれば、新規制基準は、基準地震動の策定について、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」を、最新の科学的技術的知見を踏まえて、詳細な調査を尽くした上で、各種の不確かさを考慮して適切に策定することを基本としつつ、敷地周辺の状況等を十分考慮した詳細な調査を実施しても、なお敷地近傍において発生する可能性のある内陸地盤内の地震全てを事前に評価し得るとは言い切れないことから、これを補完するものとして、観測記録を基に各種の不確かさを考慮

して「震源を特定せず策定する地震動」を適切に策定することにより、発電用原子炉施設の耐震設計の基準とすべき基準地盤動の策定に万全を期することとしたものであると認められる。

以上のとおり、新規制基準において、「震源を特定せず策定する地震動」は、最新の科学的技術的知見を踏まえて詳細な調査を尽くした上、最新の科学的技術的知見を踏まえた方法により「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」を評価しても、その性質上必然的に限界（科学技術上の限界ないし調査の限界等）が存在するものであり、他方で、事前に活断層の存在が指摘されていないかった地域において発電用原子炉施設に大きな影響を与えるおそれのある地震が発生している現実があることに鑑み、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」を補完するものとして、位置づけられているものであり、地震ガイドにおいても、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せす策定する地震動」を相補的に考慮することによって、敷地で発生する可能性のある地震動全体を考慮した地震動として基準地盤動を策定するものとされている。したがって、本来、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」の策定に当たり詳細な調査を行って精緻な断層モデルを構築し地震動評価を行っているので、改めて「震源を特定せす策定する地震動」を策定する必要性は乏しく、その評価は念には余を入れるというたるものであるとする相手方の前記主張は採用することができない。

もとより、上記認定事実によれば、新規制基準はともより、旧耐震指針の時点から、発電用原子炉施設の敷地及び敷地周辺については活断層の有無等につき詳細な調査を尽くすことが当然の前提とされていたのであって、旧耐震指針の下においても、基準地盤動 S_2 の策定において評価すべき「直下地震」については、マグニチュード 6.5 の直下地震を当該施設用原子炉施設の敷地直下ではなく震源距離 10 km の位置に考慮す

るものとされていたのであり、旧耐震指針の改訂（改訂耐震指針の策定）に際しても、詳細な調査を前提とした「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」の策定に最大限の努力を払うものとすることを前提に、いかなるサイトであれ直下でマグニチュード 7 クラスの内陸地震が起これば得ることを初期設定として考えるべきであるとの意見は採用されず、新規制基準の策定に当たっても、改訂耐震指針における上記のような「震源を特定せす策定する地震動」の位置づけが階層されたものと認められる。また、「震源を特定せす策定する地震動」は、国内においてどこでも発生すると考えられる地震で、震源の位置も規模もわからぬ地震を主に検討対象とするものであって、その趣旨からしても、性質上、断層モデルを用いた手法による地震動評価や応答スペクトルに基づく地震動評価になじまないものであり、その評価にあつては、震源と活断層を開拓することが困難な過去の内陸地震内地震について震源近傍で得られた観測記録を用いざるを得ない面があることからして、改訂耐震指針の下において提案されていた加藤ほか(2004)による応答スペクトルに代わるものとして、地震ガイドにおいて最終的に検討対象となる内陸地震内地震として地震ガイドに 1.6 地震が例示されたものであると認められる。

以上のような新規制基準の下における「震源を特定せす策定する地震動」の位置づけ及び性格等からすれば、新規制基準及びこれを具体化した地震ガイドは、「震源を特定せす策定する地震動」について、震源と活断層を開拓付けることが困難な過去の内陸地震内地震であって震源近傍において強震動が得られたものの観測記録（上記のとおり地震ガイド策定の基となつた一般財團法人地域地盤環境研究所が作成した報告書においては、断層最短距離 20 km 以内において大加速度（例えば 600 cm/s² 以上）の観測記録とされている。）そのものを用いて、その観測記録

を基に、当該観測記録に含まれる地盤増幅特性を考慮し、必要に応じて、地盤情報等を用いて観測記録から観測点における解放基盤波を策定した上、当該発電用原子炉施設の敷地及び敷地周辺の伝播特性を踏まえ、当該施設に係る解放基盤表面までの地盤波の伝播特性を適切に反映させるなど、各種の不確かさを考慮して当該敷地の地盤特性に応じた応答スペクトルを設定することを求めるものであるといふことができる。そして、このような「震源を特定せざる地盤動」についての新規制基準及び地震ガイドの規定内容は、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」と相まって、すなわち、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」の策定が適切に行われる限りにおいて、不合理なものといふことはできない。

抗告人らは、地震ガイドの記載等からすれば、「震源を特定せざる地盤動」は、当該発電用原子炉施設の敷地の直下で Mw 6. 5 の規模の地震が発生することを想定して評価すべきであると主張するが、以上認定説示したところに照らし、採用することができない。

そして、相手方は、前記(イ)のとおり、地震ガイドに例示された観測記録を基に、佐藤ほか(2013)の知見を踏まえ、地盤の減衰定数のばらつき等を考慮したはぎとり解析を行って、本件観測点における解放基盤波(0.6 cm/s^2)を導き、これに余裕を考慮して、「震源を特定せざる地盤動」(S s - 2. 最大加速度 6.20 cm/s^2)を策定しているところ、前記(イ)において説示した本件観測点における観測記録を選定した経緯に加えて、説明資料(乙55, 120)によれば、留萌支厅南部地震では、マグニチュード(M) 6. 1 (Mw 5. 7)の内陸地震であり、本件観測点は、推定断層面からの断層最短距離が約 3. 8 km と推定されていること、佐藤ほか(2013)においては、せん断波速度が 938

m/s となる深さ—4.1 m に基盤層を設定した上、基盤層における最大加速度を 5.85 cm/s^2 と推計されていること、相手方は、当該基盤層における地盤動(解放基盤波)につき、はぎとり結果が大きくなる減衰定数のばらつき等を考慮して、これを最大加速度(水平方向) 6.06 cm/s^2 と推計した上、更に余裕を持たせて、S s - 2 として最大加速度(水平方向) 6.20 cm/s^2 を設定したこと、前提事実(8)イ(イ)のとおり、本件原子炉施設の敷地周辺では、せん断波速度が約 1500 m/s (川内1号機)ないし約 1800 m/s の岩盤が相当広範囲にわたり基盤を構成しており、本件原子炉施設に係る解放基盤表面の方が本件観測点に係る基盤層(解放基盤表面)よりも硬いものとなっていること、前提事実(8)イ(イ)及び認定事実(4)のとおり、本件原子炉施設の敷地周辺で得られた地震観測記録の応答スペクトル等の検討結果等によれば、本件原子炉施設の敷地周辺において、地震の到来方向別による特異な增幅傾向は認められず、また、地震動の顕著な増幅傾向は認められないことなどに鑑みると、相手方の「震源を特定せざる地盤動」の策定は、検討対象地震の選定、その分析、不確かさの考慮等の各過程について、新規制基準及び地震ガイドの趣旨に照らして不合理な点は見当たらない。

抗告人は、留萌支厅南部地震における Mw 5. 7 を Mw 6. 5 に置き換えて地震動を評価すべきであると主張するが、上記説示のとおり、新規制基準及び地震ガイドの趣旨に反するものであつて(なお、観測記録から得られた地震動の諸特性(周波数特性、継続時間、位相特性等)の再現性の観点からも、合理性を欠くものである。) 採用できない。

また、抗告人らは、留萌支厅南部地震の観測記録を起える地震動の存在を指摘するものとして、原子力安全基盤機構の報告書(甲308)，同地震において本件観測点の観測記録を超える地震動の存在を指摘するものとして、財団法人地域地震環境研究所の報告書(甲27)を提出す

るが、いずれもモデルを用いた解析結果（地震動予測）にすぎない上、上記認定説示の新規制基準及び地震ガイドにおける「震源を特定せず策定する地震動」の定めの趣旨等に照らすと、抗告人らの指摘するような知識が得られているからといって、相手方の策定した「震源を特定せず策定する地震動」の評価が過小になっているということはできない。したがって、抗告人の上記主張も採用できない。

(エ) 抗告人らは、相手方は、「震源を特定せず策定する地震動」の策定において、観測記録を基にしたはぎとり解釈の場面でしかばらつきが考慮されておらず、地震ガイドが要求する不確かさの考慮が十分にされていないから、相手方の策定した地震動は過小であると主張するところ、確かに、前記のとおり、相手方は、本件観測点における解放基盤波のはぎとり解釈の場面においてのみばらつきを考慮し、当該はぎとり解釈の結果推計された解放基盤波（最大加速度 6.0 cm/s^2 ）に余裕を持たせた地震動（最大加速度 6.20 cm/s^2 ）をもって基準地震動 S s - 2 としているが、上記(カ)のとおり、本件観測点における解放基盤波が本件原子炉施設に係る解放基盤表面よりも柔らかい位置での地震動であって保守性を有するものとなることに加えて、前記認定の本件原子炉施設敷地の地盤物性等にも鑑みると、相手方がその策定に当たり上記以外に不確かさを考慮していないとしても、新規制基準及び地震ガイドの趣旨に反するということはできず、そのことゆえに相手方の策定した「震源を特定せず策定する地震動」の評価が過小になっているということはできない。したがって、抗告人の上記主張も採用することができない。

(オ) 抗告人らは、相手方が策定した震源を特定せず策定する地震動の応答スペクトルのうち、敷地ごとに震源を特定して策定する応答スペクトルを下回る部分は、保守性を持たせる観点から、これを下回らないように包絡すべきである、ないし国際的基準の観点からしても、例外的な場合

を除いて、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動の応答スペクトルを S s - 1 と震源を特定せず策定する地震動 S s - 2 の応答スペクトルを包絡する応答スペクトルを策定すべきであり、本件において S s - 1 と S s - 2 の各応答スペクトルをあえて別々に策定する合理的な理由はないと主張する。

しかし、前記(カ)のとおり、地震ガイドでは、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動と震源を特定せず策定する地震動という性格の異なる地震動を相補的に考慮することによって、敷地で発生する可能性のある地震動全体を考慮した地震動として基準地震動を策定するものとしているのであり、そのような基準地震動の策定の考え方が不合理であるということはできない。のみならず、前記のとおり、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動の策定のうち断層モデルを用いた手法による地震動評価においては、作成された時刻歴波形から求められた応答スペクトルに評価地点の地域的な特性やノルム等が反映されることになることから、これらの地震動の諸特性が失われないようにするために、複数の応答スペクトルを包絡させることなくそのまま用いるものとされているのであり、応答スペクトルに基づく基準地震動が全周期帯にわたって断層モデルを用いた手法による基準地震動を有意に上回る場合を除いて、断層モデルを用いた手法による地震動評価が敷地ごとに震源を特定して策定する地震動の策定の基本となるものであるところ、抗告人の主張するように、一部又は全部の周期において包絡線を設定するとすれば、断層モデルを用いた手法による地震動評価として策定された応答スペクトルに含まれる施設に影響を与える地震動の諸特性（周波数特性、継続時間、位相特性等）が失われるところになるのみならず、震源を特定せず策定する地震動として策定された応答スペクトル（前記のとおり必要に応じて伝播特性を反映させ、各種の不確かさを考慮して敷地の地盤物性に応じ

て設定されるものである。）に含まれる地震動の諸特性までもが失われてしまうことに鑑みれば、そのような包絡線を設定することは基準地震動策定の趣旨からしても、かえって不合理であるといべきである。

したがって、抗告人らの上記主張は採用できない。

(分) 以上検討してきたところに加え、相手方は、本件原子炉施設の敷地及び敷地近傍（敷地を中心とする半径5kmの範囲）において、文献調査、変動地形学的調査、地表地質調査、地球物理学的調査、海上音波探査等を実施し、敷地については、地球物理学的調査として反射法地震探査を行ったほか、ボーリング調査、試掘坑調査、トレンチ調査等を行い、敷地近傍の陸域については、変動地形学的調査及び地表地質調査として地表踏査を実施し、地表踏査結果を踏まえて反射法地震探査及びボーリング調査を実施し、敷地近傍の海域及び川内川については、シングルチャネル方式の音波探査及びマルチチャンネル方式の音波探査等を実施したこと、その結果、敷地内又は敷地近傍に確認される断層については少なくとも後期更新世以降の活動はないものと判断され、将来活動する可能性のある断層の存在が否定されていること（前提事実(8)イア）、乙1の3の2）を併せ考慮すると、相手方が、留萌支厅南部地震（マグニチュード(M) 6.1 (Mw5.7)）の本件観測点（推定断層面からの断層最短距離約3.8km）における観測記録を基に、震源を特定せず策定する地震動S.s-2を策定したことが、新規制基準及び地震ガイドの趣旨に照らして不合理であるということはできず、また、その評価が過小なものとなつているといふこともできない。

ウ 年超過確率について

設置許可基準規則解釈には、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」について、それぞれが対応する超過確率を参考し、それぞれ策定された地震動の応答スペクトルがどの

程度の超過確率に相当するかを把握することとの定めがあり、これを受けて、地震ガイドにおいて、超過確率を参照する際には、基準地震動の応答スペクトルと地震ハザード解釈による一樣ハザードスペクトルを比較するとともに、当該結果の妥当性を確認するとして、基準地震動の超過確率の具体的な評価基準を定めている。また、その解説においては、地震ハザード解釈による一樣ハザードスペクトルの策定においては、例えば日本原子力学会による「原子力発電所の地震を起因とした確率論的安全評価実施基準：2007」（年超過確率評価基準）等に示される手法を適宜参考にして評価すると規定している。

超過確率とは、評価対象事象がその大きさを超えて発生する確率をいい、地震動の超過確率の評価は、地震に起因して生じる事象についての確率論的安全評価（P.S.A）である。なお、確率論的安全評価とは、人の過誤や機器の故障などを発端として被害の発生に至る事象の組み合わせの連鎖である事象シーケンスを体系的に列挙し、それぞれのシーケンスについてその発生確率を確率論に基づいて定量的に推定し、それがもたらす影響をミニレーションモデルを用いて推定することにより、安全性を総合的に評価する手法とされる（甲146, 833）。

地震ガイド及び年超過確率評価基準（甲333）によれば、地震ハザード（ある任意地点において将来の一定期間に襲来するであろう任意の地震）の強さを超える確率との関係）の評価は、地震ハザード評価関連情報の収集、分析、震源モデルの設定、地震動伝播モデルないし地震動評価モデルの設定、ロジックツリーの作成及び地震ハザードの評価の手順に従つて実施するものとされ、震源モデルの設定においては、将来サイトに影響を及ぼす可能性のある地震の発生を確率モデルで表し、対象とする領域の範囲を設定し、対象とする地震を分類するとともに、震源モデルを特定震源モデル（一つの地震に対して、震源の位置、地震の規模及び

発生頻度を特定して扱うモデル）と領域震源モデル（個々の地震の震源を個別に扱わずに、ある拡がりを持った領域の中で発生する地震群として扱うモデル）に大別し、分類した地震を両震源モデルに對応付け、また、両震源モデルにおける不確実さ要因を偶然的要因と認識論的要因に分けるものとされ、地震動伝播モデル（地震動評価モデル）の設定においては、対象サイト周辺地域の震源特性や地震動伝播特性を考慮して、特定位置で特定規模の地震が発生した場合に評価対象サイトで生じる地震動強さの確率分布を評価するためのモデルを設定するものとされ、偶然的不確実さは、特定規模の地震の地震動強さの確率分布（距離減衰式のばらつき分布等）として表現し、評価モデルの選択や確率分布のパラメータ等に関する認識論的不確実さ要因をロジックツリーの分歧として選定するものとされ、ロジックツリーの作成においては、震源モデルの設定及び地震動伝播モデル（地震動評価モデル）の設定において、選定した認識論的不確実さ要因から地震ハザード評価の不確実さに大きな影響を及ぼす要因を選定し、選定した要因を対象として、技術的な難易度を判断し、作業手順の異なる3段階の専門家活用標準のいずれかを設定し、それぞれの専門家活用標準における作業手順に従い、ロジックツリーを作成するものとされ、地震ハザードの評価においては、ロジックツリーを用いて地震ハザード曲線群を設定し、地震ハザード曲線群を基にフラクタルハザード曲線群を評価し、信頼度別ハザード曲線や平均ハザード曲線を設定し、それらを跨ませて一様ハザードスペクトルを作成するものとされている。

前提事実(8)及び説明資料(乙120)によれば、相手方は、年超過確率評価基準等に基づき、上記の手順に従って確率論的地震ハザード評価を行い、設定した基準地震の超過確率を $10^4 \sim 10^5$ /年程度であると評価している。

抗告人らは、我が国の基準地震動超過確率は国際的な基準に合致してお

らず、相手方が単拠した年超過確率評価基準自体が、電力会社や大手建設会社の社員が作成に関与していて、事業者の利益優先で策定されている可能性が高く、相手方の年超過確率の評価も不合理であって、信頼性に乏しいなどと主張する。なお、相手方も、基準地震動の年超過確率をもつて本件原子炉施設の安全性が確保されていると主張するものではないとしている。

説明資料(甲144ないし147、乙209の1)及び審査の全趣旨によれば、地震ハザード評価を含む確率論的安全評価の手法は、定量的なリスク評価技術であり、特に原子炉施設を対象にした手法の開発と利用が先行してきたこと、決定論的な評価においては、工学的判断により施設の安全性を評価するために適当と考えられる事故事象が仮定され、基準や指針で定められた手法により保守的に評価されるのに対し、確率論的安全評価においては、考えられる全ての事象の発生確率と被害の大きさが整理され、それらを総合することによりリスク（被害の大きさと発生確率の積和）の評価が可能になるとされていること、我が国においては、新規制基準に至るまで、基準地震動の策定のように決定論的な手法による評価を基本としているのに対し、アメリカ合衆国や欧州においては地震動評価を始め確率論的な手法に基づく評価を基本としているが、これは、我が国は、活断層や地震の情報が豊富であって、断層モデルによる地震動評価等の決定論的手法になじみのに対し、アメリカ合衆国及び欧州の原子力発電施設の立地地域の地震活動度が低く、活断層を特定した具体的な地震動評価が困難であるという、主に発電用原子炉施設の立地する地域の特性等によるものと考えられること、我が国においても、原子力安全委員会において、我が国の原子力安全規制活動によって達成し得るリスクの抑制水準（安全目標）を定め、確率論的安全評価手法を安全規制活動等に活用することが、より効果的な安全確保活動を可能とするとともに、安全性の一層の向上に寄与

するとの判断から、平成12年9月に安全目標専門会を設置して検討を重ね、同部会は、平成18年3月、確率論的安全評価の手法に基づく発電用原子炉施設の性能目標の定量的な指標値として、炉心損傷頻度として 10^{-4} /炉年程度、格納容器機能喪失頻度として 10^{-5} /炉年程度を提案したこと、原子力規制委員会は、平成25年4月、同委員会が原子力施設の規制を進めていく上で達成を目指す目標として、上記原子力委員会安全目標専門部会の提案に係る指標値に加えて、福島第一原発事故を踏まえ、放射性物質による環境への汚染の視点も取り込んで、発電用原子炉については事故時のセシウム137の放出量が100TBqを超えるような事故の発生頻度を 10^{-6} /炉年程度を超えないようには抑制されるべきである（テロリズム等によるものと除く）と定めたこと、基準地震動の策定における超過確率の参考は、改訂耐震指針及び発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引きには定められておらず、設置許可基準規則解説及び地震ガイドにおいて初めて導入されたものであるが、地震・津波検討チーム第10回会合において、原子力規制庁職員から、地震ガイド案の「超過確率の参考」について、このあたりのハザード評価については、これまで原子力安全基盤機構（JNES）の方で様々な評価の仕方にノウハウの蓄積があるので、そういった蓄積についても中を取り込んでいこうという趣旨であるとの説明がされていたこと、以上のとおり認められる。

上記認定事実によれば、新規制基準及び地震ガイドの基準地震動の策定における超過確率の参考は、発電用原子炉施設の耐震設計の基本となる基準地震動を決定論的な手法により評価により策定するものとしつつ、その妥当性を確率論的な手法による評価の面からも検証することにより、耐震設計における安全性の向上を図ろうとする趣旨によるものと認められるのであって、原子力規制委員会が確率論的安全評価の手法に基づき安全目標を設定したのとその趣旨を同じくするものといふことはできることができる。抗告人は、基準地震動超過地震の発生等を根拠に我が国の基準地震

定論的手法による安全（リスク）評価と確率論的手法による安全（リスク）評価は、安全確保のための評価手法として、その方法論のみならず評価の観点ないし基礎となる考え方ないし理念を異にするものであるから、原子力規制委員会が確率論的安全評価の手法による安全目標を策定したからといって、当該安全目標が直ちに新規制基準ないし地震ガイドの解釈指針となるものではなく、また、安全目標が導入された趣旨及びその経緯からしても、安全目標が直ちに危険性（リスク）の社会的許容限度を画する基準となるものでもない。）。そして、上記認定事実及び審尋の全趣旨によれば、地震ガイドの解説において参考にすべき手法として例示され相手方が超過確率の評価に当たり準拠した年超過確率評価基準は、確率論的安全評価に係る知見の蓄積を反映した内容となっているものと認められるのであって、その内容が不合理であるということはできず、また、相手方が年超過確率評価基準等に基づいて行った基準地震動の超過確率の評価の過程に不合理な点は見いだせない。

抗告人らは、相手方が算出したような $10^{-4} \sim 10^{-5}$ /年という長期間の確率を算出するためには、同程度の観測データの蓄積が必要であるが、相手方の年超過確率の評価はそのようなデータに基づいていないから信頼性に乏しい、相手方のした領域震源モデルの評価は、機械的形式的な確率評価でしかなく、現実の発生頻度との誤差も不明である、相手方のした待定震源モデルの評価は、松田（1975）の関係式を用いて地震規模を推定する場合のばらつきの考慮がされておらず、活断層の調査も十分ではなく、設定した最大マグニチュードも過小であり、地震規模の不確定性への配慮が欠けている、などと主張するが、いずれも、超過確率の確率論的安全評価手法としての性格等からしても、相手方による超過確率の評価の不合理性を基礎付けるに足りるものといふことはできず、採用することができない。抗告人は、基準地震動超過地震の発生等を根拠に我が国の基準地震